

丸森町地域防災計画

《資料編》



丸森町防災会議

目 次

第 1 章 条例・協定等

1 - 1	丸森町防災会議条例	1
1 - 2	丸森町防災会議規程	3
1 - 3	丸森町防災会議事務処理要領	5
1 - 4	丸森町災害対策本部条例	6
1 - 5	丸森町災害対策本部運営要綱	7
1 - 6	丸森町災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領	18
1 - 7	災害対策警戒配備要領	20
1 - 8	丸森町防災計画検討委員会設置要綱	23
1 - 9	丸森町水防協議会条例	25
1 - 10	丸森町防災行政用無線局（移動系）管理運用規程	27
1 - 11	丸森町防災行政用無線局（移動系）運用細則	30
1 - 12	庁外配置の陸上移動局に関する管理、運用細則	32
1 - 13	災害弔慰金の支給等に関する条例	33
1 - 14	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	38
1 - 15	災害時における物資供給に関する協定	42
1 - 16	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	48
1 - 17	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	53
1 - 18	梁川町、丸森町災害防衛相互応援協定	56
1 - 19	災害時における宮城県市町村相互応援協定	57
1 - 20	宮城県内航空消防応援協定	60
1 - 21	宮城県広域消防相互応援協定	65
1 - 22	仙南 2 市 6 町消防相互応援協定	68
1 - 23	警察消防相互援助協定	70
1 - 24	災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定	72
1 - 25	日本水道協会宮城支部水道施設の災害による相互応援計画	73
1 - 26	災害時の情報交換に関する協定	76
1 - 27	災害時のボランティア活動に関する協定	78
1 - 28	災害時における避難者受入れに関する協定（あぶくま斎苑）	81
1 - 29	災害時における避難者受入れに関する協定（ジェロントピア）	84
1 - 30	市町村被害状況報告要領	86

第 2 章 調達、確保先業者

2 - 1	医薬品の調達先	95
2 - 2	防疫薬剤の調達先	96
2 - 3	食料の調達先	97
2 - 4	衣料・生活必要物資の調達先	99
2 - 5	清掃資機材関係業者状況	100
2 - 6	障害物除去機械、器具保有状況	102
2 - 7	建築資機材の調達先	103
2 - 8	技術者の確保先	104

2 - 9	学用品の調達先	105
-------	---------	-----

第3章 各種データ

3 - 1	災害履歴：風水害（昭和30年以降）	107
3 - 2	災害履歴：地震（昭和30年以降）	115
3 - 3	火災発生状況	121
3 - 4	宮城県内の活断層	123
3 - 5	想定断層位置図	124
3 - 6	水防区域	125
3 - 7	水防資機材一覧表	127
3 - 8	土砂災害等危険箇所	128
3 - 9	避難所	152
3 - 10	町防災無線	153
3 - 11	丸森町防災行政無線配備表	155
3 - 12	丸森町災害時優先電話一覧表	156
3 - 13	防火対象物	157
3 - 14	文化財指定状況	159
3 - 15	丸森町液化石油ガス販売施設	160
3 - 16	危険物施設等一覧表	161
3 - 17	消防活動上有毒ガスを発生する恐れのある施設	162
3 - 18	道路災害危険箇所	163
3 - 19	異常気象時通行規制区間	164
3 - 20	町有車両等状況	165
3 - 21	学校施設状況	166

第4章 その他

4 - 1	救急医療セット内容リスト	167
4 - 2	備蓄医療品リスト	170
4 - 3	気象庁震度階数関連解説表	171
4 - 4	臨時ヘリポートの設定基準	173
4 - 5	最低生活費の体系	175
4 - 6	災害援護資金の貸付け	176
4 - 7	母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表	177
4 - 8	生活福祉資金貸付限度額一覧表	179
4 - 9	被災者生活再建支援制度	181
4 - 10	中小企業へ融資制度（間接融資）	183
4 - 11	農林業の災害復旧にかかる制度資金一覧表	184

第5章 様式

様式 - 1	避難者カード	187
様式 - 2	避難者名簿（町民用）	188
様式 - 3	避難者名簿（町民以外用）	189
様式 - 4	避難所収容状況表	190
様式 - 5	避難所日誌	191

様式 - 6	被害状況報告	192
様式 - 7	人的被害調査票	195
様式 - 8	道路・橋梁等被害調査票	196
様式 - 9	建物被害調査票	197
様式 - 10	登庁途中における災害状況報告書	198
様式 - 11	災害概況即報	199
様式 - 12	放送要請書	200
様式 - 13	炊出し給与簿	201
様式 - 14	炊出し食品等受払記録簿	202
様式 - 15	生活必需物資受払記録簿	203
様式 - 16	生活必需物資給(貸)与簿	204
様式 - 17	災害時における物資の供給等について(要請)	205
様式 - 18	災害時における物資の供給等について(報告)	207
様式 - 19	飲料水供給記録簿	209
様式 - 20	義援金品領収書	210
様式 - 21	自衛隊災害派遣要請書	211
様式 - 22	自衛隊災害派遣部隊撤収要請書	212
様式 - 23	救出活動記録簿	213
様式 - 24	応急医療実施状況記録簿	214
様式 - 25	応急仮設住宅入居該当者調	215
様式 - 26	応急仮設住宅入居者台帳	216
様式 - 27	住宅の応急修理該当者調	217
様式 - 28	防疫活動状況報告書	218
様式 - 29	防疫用薬剤及び器具等の受払簿	219
様式 - 30	遺体捜索状況記録簿	220
様式 - 31	遺体の処理収容状況記録簿	221
様式 - 32	埋葬台帳	222
様式 - 33	教科書及び学用品支給記録簿	223
様式 - 34	教科書、学用品、受払記録簿	224
様式 - 35	り災証明書交付簿	225
様式 - 36	り災証明交付申請書	226
様式 - 37	り災証明書	227
様式 - 38	災害等情報送受信票	228

第 1 章 条例・協定等

- 1 - 1 丸森町防災会議条例
- 1 - 2 丸森町防災会議規程
- 1 - 3 丸森町防災会議事務処理要領
- 1 - 4 丸森町災害対策本部条例
- 1 - 5 丸森町災害対策本部運営要綱
- 1 - 6 丸森町災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領
- 1 - 7 災害対策警戒配備要領
- 1 - 8 防災計画検討委員会設置要綱
- 1 - 9 丸森町水防協議会条例
- 1 - 10 丸森町防災行政用無線局（移動系）管理運用規程
- 1 - 11 丸森町防災行政用無線局（移動系）運用細則
- 1 - 12 庁外配置の陸上移動局に関する管理、運用細則
- 1 - 13 災害弔慰金の支給等に関する条例
- 1 - 14 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
- 1 - 15 災害時における物資供給に関する協定
- 1 - 16 災害時における応急生活物資供給等に関する協定
- 1 - 17 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定
- 1 - 18 梁川町、丸森町災害防禦相互応援協定
- 1 - 19 災害時における宮城県市町村相互応援協定
- 1 - 20 宮城県内航空消防応援協定
- 1 - 21 宮城県広域消防相互応援協定
- 1 - 22 仙南 2 市 6 町消防相互応援協定
- 1 - 23 警察消防相互援助協定
- 1 - 24 災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定
- 1 - 25 日本水道協会宮城支部水道施設の災害による相互応援計画
- 1 - 26 災害時の情報交換に関する協定
- 1 - 27 災害時のボランティア活動に関する協定
- 1 - 28 災害時における避難者受入れに関する協定（あぶくま斎苑）
- 1 - 29 災害時における避難者受入れに関する協定（ジェロントピア）
- 1 - 30 市町村被害状況報告要領

1 - 1 丸森町防災会議条例

(昭和38年3月30日条例第14号)
改正 昭和39年9月30日条例第60号
昭和63年12月23日条例第32号
平成12年3月24日条例第7号
平成21年3月26日条例第11号
平成25年6月25日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、丸森町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 丸森町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて、町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、は町長をもって充てる。
- 3 会長、は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 宮城県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 宮城県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 仙南地域広域行政事務組合消防本部消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織(法第5条第2項の自主防災組織をいう。)を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、町の職員、関係指定公共機関

の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年9月30日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年12月23日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第7号抄)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 2 丸森町防災会議規程

(昭和43年2月14日告示第4号)

改正 平成24年3月27日告示第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、丸森町防災会議条例(昭和38年丸森町条例第14号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、条例に定めるもののほか、丸森町防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 防災会議の招集は、会長が開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事事項を示して、委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 委員は、病気その他の理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

(会議録)

第3条 防災会議に関する次の事項は、会議録に記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 説明等のため出席した者の氏名
- (4) 諸報告の概要
- (5) 議事の概要
- (6) その他会議において必要と認める事項

(部会)

第4条 防災会議に置く部会の数、名称及び構成については、会長が防災会議に諮って定める。

2 部会の招集は、部会長が会長の承認を得て第2条第1項の例に準じて当該部会に属する委員に通知して行うものとする。

3 第2条第2項の規定は、病気その他の理由により部会に出席することができない委員について準用する。

第5条 部会の運営については、前条に定めるもののほか、防災会議の例に準じるものとする。

2 会長は、部会において調査審議すべき事項と決定したものについては、速やかに関係部会に付議するものとする。

3 関係部会は、前項の規定により付議された事項の調査審議を終ったときは、速やかに報告書に議事録を添え会長に提出するものとする。

4 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、防災会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和43年2月14日から適用する。

附 則(平成24年3月27日告示第23号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

1 - 3 丸森町防災会議事務処理要領

(昭和 63 年 12 月 23 日訓令甲第 14 号)

改正 平成 24 年 3 月 27 日訓令甲第
4 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、丸森町防災会議（以下「防災会議」という。）における事務処理について定めるものとする。

(防災会議の庶務)

第 2 条 防災会議の庶務は、総務課において行うものとする。

(審議事項の決定)

第 3 条 防災会議の委員は、防災会議に審議すべき事項が生じたときは、関係書類を添えて総務課長に送付するものとする。

(その他)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

この要領は、昭和64年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月27日訓令甲第 4 号）

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

1 - 4 丸森町災害対策本部条例

(昭和38年3月30日条例第15号)

改正 平成21年3月26日条例第11号

平成25年6月25日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、丸森町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 5 丸森町災害対策本部運営要綱

(昭和59年3月31日訓令甲第1号)
 改正 昭和60年3月16日訓令甲第6号
 昭和63年12月23日訓令甲第15号
 平成2年3月26日訓令甲第13号
 平成12年1月28日訓令甲第1号
 平成15年4月16日訓令甲第9号
 平成17年4月28日訓令甲第8号
 平成18年3月31日訓令甲第6号
 平成19年12月27日訓令甲第12号
 平成22年3月31日訓令甲第6号
 平成22年11月9日訓令甲第14号
 平成23年3月31日訓令甲第1号
 平成23年7月27日訓令甲第4号
 平成23年12月26日訓令甲第11号
 平成24年3月27日訓令甲第3号
 平成25年3月27日訓令甲第4号
 平成26年2月27日訓令甲第1号
 平成27年3月31日訓令甲第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、丸森町災害対策本部条例（昭和38年丸森町条例第15号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、丸森町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、丸森町役場内に置く。

(設置及び廃止)

第3条 本部は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、町長が必要と認めたとときに設置する。

2 本部の部長に充てられる者は、本部を設置する必要があると認めたとときは、町長に本部の設置を要請することができる。

3 本部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと町長が認めたとときに廃止する。

(副本部長及び本部員)

第4条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、会計管理者、丸森町課設置条例（昭和61年丸森町条例第2号）に規定する課の長、教育長、消防団長その他副本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部員会議)

第5条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、副本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要

事項を協議決定する。

- 3 本部員会議は、本部長が招集し、主宰する。
- 4 本部員は、災害応急対策に関し本部員会議に付議する必要があると認める場合は、その資料を提示し、本部長に本部員会議の開催を求めることができる。
- 5 本部員が本部員会議に出席する場合は、それぞれの所管事項に関する次の災害対策資料を提出しなければならない。
 - (1) 災害及び被害の状況
 - (2) 応急活動及び措置内容
 - (3) 住民及び関係機関等に対する指導又は連絡調整事項
 - (4) その他本部長の指示事項
- 6 本部長は、災害応急対策の協議に当たって各関係機関を会議に出席させることができる。

(部の設置)

第6条 部に別表第1に掲げる部を置く。

- 2 部に部長及び副部長を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(班の設置)

第7条 部に別表第1に掲げる班を置く。

- 2 班に班長及び班員を置くこととする。
- 3 班長は、上司の命を受け、班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 班員は、上司の命を受け、班の業務に従事する。

(部及び班の分掌業務)

第8条 部及び班は、別表第2に定める災害対策事項を分掌し、これを実施する。

(本部事務局)

第9条 本部に、本部事務局を置く。

- 2 本部事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(本部連絡員)

第10条 部に、本部連絡員を置き、部長が所属職員のうちから指名する。

- 2 本部連絡員は、上司の命を受け、所属部と本部事務局との連絡調整並びに所属部に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理等の事務に従事する。

(現地災害対策本部)

第11条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(非常配備体制)

第12条 本部長は、本部を設置した場合は、別表第3に定める基準により職員の非常配備を指令する。

- 2 非常配備体制の解除は、本部長が指令する。
- 3 部長及び支部長(以下「部長等」という。)は、別表第3に定める基準によりあらかじめ部員の配備編成計画を毎年4月1日現在をもって作成し、所属職員に周知徹底する

とともに、4月20日までに本部長に提出しなければならない。

4 配備編成計画は、次の事項を定めておかなければならない。

- (1) 配備区分ごとの所掌事務、配備職員及びその責任者
- (2) 休日、勤務を要しない日及び勤務時間外の配備措置並びに招集の連絡方法

(非常配備体制の特例)

第13条 本部長は、災害の状況により特定の部又は支部に対して区分の異なる非常配備体制の指令を発することができるものとする。

2 配備された職員がその分掌事務を完了したとき又は災害の態様等により直ちにその事務を実施する必要がないと認められるときは、部長等は本部長の承諾を受け、当該所属職員の配備を縮小させることができるものとする。

(緊急参集等)

第14条 配備職員は、休日、勤務を要しない日及び勤務時間外において別表第3に定める災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、自発的に所属部に参集し、又は所属部に連絡をとり上司の指示を受けるものとする。

2 本部設置前における警戒配備については、別に定めるものとする。

(自衛隊の派遣要請)

第15条 部長等は、自衛隊の派遣を要請する必要があると認める場合は、直ちに本部長に連絡しなければならない。

2 本部長が、自衛隊の派遣要請を決定したときは、本部事務局の長は直ちに宮城県知事に対し、派遣要請の手続きをしなければならない。

(協力機関の協力要請)

第16条 部長等は、隣接市町その他の協力機関の応援協力を必要と認める場合は、直ちに本部長に連絡しなければならない。

2 本部長が、協力機関の協力要請を決定したときは、本部事務局の長は直ちに協力機関に対し、協力要請の手続きをしなければならない。

(被害状況等報告の取扱い)

第17条 部長等は、災害の被害状況及び応急対策措置について随時別紙様式により本部事務局の長に通報しなければならない。

2 本部事務局の長は、前項の通報を取りまとめ、本部長に報告しなければならない。

3 本部長は、被害状況等を宮城県災害対策本部大河原支部長に報告し、必要に応じ住民等に発表する。

(記録)

第18条 部長等は、災害に関する各種情報、指示事項及び報告等の受理、伝達に当たっては、軽易な事項を除きすべて記録し、これを保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月16日訓令甲第6号)

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月23日訓令甲第15号）
この要綱は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則（平成2年3月26日訓令甲第13号）
この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成12年1月28日訓令甲第1号）
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月16日訓令甲第9号）
この訓令は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月28日訓令甲第8号）
この訓令は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月31日訓令甲第6号）
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日訓令甲第12号）
この訓令は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日訓令甲第6号）
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月9日訓令甲第14号）
この訓令は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日訓令甲第1号）
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月27日訓令甲第4号）
この訓令は、平成23年7月1日から適用する。

附 則（平成23年12月26日訓令甲第11号）
この訓令は、平成23年12月28日から施行する。

附 則（平成24年3月27日訓令甲第3号）
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日訓令甲第4号）
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月27日訓令甲第1号）
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令甲第3号）
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第6条、第7条関係） 丸森町災害対策本部編成図

別表第2（第6条、第8号関係）災害対策本部分掌事務

(1)

部名	班名	分掌事務
総務部 ・部長 総務課長	副部長 (専門官・総務課長補佐)	1 本部職員の非常配備に関する事。 2 各部との連絡調整に関する事。 3 部内の総括に関する事。 4 報道関係機関との連絡及び相互協力に関する事。 5 輸送力の確保・分配に関する事。
	消防防災班	1 本部の開設、閉鎖及び運営に関する事。 2 気象情報及び災害情報の収集及び伝達に関する事。 3 災害対策に関する事。 4 県及び協力機関との連絡調整に関する事。 5 排水機関場の運営に関する事。 6 被害報告の取りまとめ及び報告に関する事。 7 自衛隊災害派遣に関する事。 8 消防団に関する事。 9 交通安全に関する事。
	人事行政班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 庁議等被害調査資料作成に関する事。 3 国、県等に対する陳情、請願に関する事。 4 町内の被害状況調査に関する事。 5 職員の福利厚生対策に関する事。 6 地区支部との連絡調整に関する事。 7 行政区長との連絡に関する事。 8 町内道路事情の把握及び問い合わせに関する事。 9 交通状況の把握に関する事。 10 その他各部に属さない事項に関する事。
	情報広報班	1 災害対策記録写真等の整備、提供等に関する事。 2 災害統計に関する事。 3 河川情報センターからの情報収集に関する事。 4 県防災ファックスからの情報収受に関する事。 5 その他災害についての広報資料の収集及び提供等に関する事。
	議会班	1 災害に対する議会活動に関する事。 2 町民相談窓口の応援に関する事。 3 部内の応援に関する事。
企画財政部 ・部長 企画財政課長	副部長 (専門官・課長補佐)	1 部内の連絡調整に関する事。 2 災害広報活動に関する事。 3 庁議に関する事。
	企画班・地域創世推進班	1 所管施設の避難所提供及び設営補助に関する事。 2 総合交通対策に関する事。 3 部内の応援に関する事。
	財政管財班	1 災害関係の財政措置に関する事。 2 普通財産の被害調査に関する事。
町民税務部 ・部長 町民税務課長	副部長 (専門官・課長補佐)	1 部内の連絡調整に関する事。 2 税の措置に関する事。 3 避難所人員配置に関する事。 4 人権擁護に関する事。

部名	班名	分掌事務
町民税務課 ・部長 町民税務課 長	課税班	1 避難所の管理運営及び避難者の収容に関すること。 2 固定資産の被害調査に関すること。
	収納対策班	1 避難所の管理運営及び避難者の収容に関すること。
	住民班	1 町民相談窓口の設置及び運営に関すること。 2 外国人対策に関すること。 3 他部との窓口の連絡に関すること。 4 国民年金事業に関すること。
	町民生活班	1 公害対策に関すること。 2 環境衛生の保持に関すること。 3 防疫対策に関すること。 4 災害ゴミ及びし尿処理対策に関すること。 5 消費流通の緊急対策に関すること。 6 墓地及び埋火葬に関すること。
保健福祉部 ・部長 保健福祉課 長	副部長 (子育て定住 推進課長・課長 補佐)	1 部内の連絡調整に関すること。
	国保医療班・介 護保険班	1 ボランティア及び受け入れ窓口に関すること。 2 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 国民健康保険事業に関すること。 4 死体収容対策に関すること。 5 部内の応援に関すること。
	社会福祉班	1 災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく救助事務の総括に関すること。 2 食料、衣料、生活必需品その他物資供給対策及び支払いに関すること。 3 避難所との連絡調整に関すること。 4 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 5 高齢者・障害者福祉対策に関すること。 6 被災者生活再建支援制度に関すること。 7 日本赤十字社に関すること。 8 炊き出しに関すること。 9 義援物資に関すること。 10 その他民生の安定及び援護に関すること。
	健康推進班・保 険予防班	1 保健衛生指導及び医療対策に関すること。 2 救護及び救護所の設置に関すること。 3 患者輸送車に関すること。 4 食品衛生の確保に関すること。 5 避難所の応援に関すること。 6 医療機関との連絡調整に関すること。 7 医療品確保対策に関すること。
	地域包括支援 班	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 部内の応援に関すること。

(3)

部名	班名	分掌事務
福祉保健部 ・部長 保健福祉課長	子育て支援班 定住推進班	1 児童及び母子福祉対策に関すること。 2 部内の応援に関すること。
	保育所班	1 保育所及び児童館施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 部内の応援に関すること。
農林部 ・部長 農林課長	副部長 ・課長補佐	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内の被害状況の取りまとめに関すること。 3 農林業関係機関等との情報の伝達及び収集に関すること。 4 その他町内産業全般についての対策に関すること。
	農政班	1 農業関連施設の被害調査にかんすること。 2 家畜伝染病の予防、防疫及び応急措置に関すること。 3 農作物復旧の技術、普及対策に関すること。 4 農作物病虫害発生防止に関すること。 5 農業被害対策全般に関すること。
	農村整備班	1 土地改良関連の被害調査及び対策に関すること。 2 所管施設等の被害調査に関すること。
	林業整備班	1 山地地すべりの被害調査及び対に関すること。 2 林地の被害調査に関すること。 3 林業被害対策金融に関すること。
	農業委員会班	1 現地調査に関すること 2 部内の応援に関すること
商工観光部 ・部長 商工観光課長	副部長 ・課長補佐	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内の被害状況の取りまとめに関すること。 3 商工団体との連絡調整に関すること。 4 その他商工観光業全般についての対策の関すること。
	商工班	1 り資商工業者の経営相談及び指導に関すること。 2 商工魚施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 中小企業に対する災害復旧資金の融資に関すること。 4 労務供給対策に関すること。 5 失業対策に関すること。
	観光班	1 観光施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 観光客の避難対策に関すること。
建設部 ・部長 建設課長	副部会長 (専門官・課長補佐)	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内の被害状況の取りまとめに関すること。 3 土木関係機関等との情報の伝達及び収集に関すること。 4 機械、器具の調達に関すること。 5 道路、河川の占用に関すること。 6 業者への協力依頼及び連絡調整に関すること。
	土木班	1 公共土木施設の災害復旧に関すること。 2 農地及び農業施設の災害復旧に関すること。 3 道路、橋梁、河川、内水排水等の対策に関すること。 4 樋管、樋門対策に関すること。 5 地すべり、土砂崩れ等の自然災害の調査及び応急措置に関すること。 6 建設機材の確保対策に関すること。

(4)

部名	班名	分掌事務
建設部 ・部長 建設課長	道路管理班	1 国・県道、町道、農林道の交通事情の把握に関する事。 2 交通路の被害調査及び応急措置に関する事（交通確保対策）。 3 障害物除去対策に関する事。
	建築住宅班	1 都市計画関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 公営住宅の被害調査に関する事。 3 住宅宅地確保対策に関する事。 4 応急仮設住宅の設置及び応急修理に関する事。
	水道班	1 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 飲料水の供給に関する事。 3 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 汚水排除対策に関する事。
会計部 ・部長 会計管理者	副部長 (会計室長・室長補佐)	1 部内の連絡調整に関する事。 2 災害時における経理に関する事。 3 義援金の受入れ、保管、交付に関する事。
	出納班	1 義援金の受入れ、保管、交付に関する事。 2 社会福祉班の応援に関する事。
丸森病院部 ・部長 病院事務長	副部長(事務長補佐)	1 部内の連絡調整に関する事。
	総務班	1 医療全般に関する事。
	地域連携班	1 救護に関する事。
教育部 ・部長 教育長 ・副部長 教育次長	生涯学習課長・課長補佐	1 部内の連絡調整に関する事。 2 部内の被害状況の取りまとめに関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。 4 部内の応援体制に関する事。
	総務班	1 部内の連絡調整に関する事。 2 部内の被害状況の取りまとめに関する事。
	学校教育班	1 教育関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 学校運営確保対策に関する事。 3 教材等の確保対策に関する事。 4 教職員の確保及び福利厚生対策に関する事。 5 児童生徒の避難状況の把握及び教育対策に関する事。
	給食センター班	1 り災者等への炊き出しの応援に関する事。
	生涯学習班	1 有形文化財等の被害調査及び応急措置に関する事。 2 社会教育施設の被害調査及び応急措置に関する事。 3 部内の応援に関する事。
支部 ・支部長 各地区支部長	各地区支部	1 本部との情報連絡に関する事。 2 地区住民との情報連絡に関する事。 3 地区内の被害調査に関する事。 4 消防団との情報連絡に関する事。

(5)

部名	班名	分掌事務
消防部 ・部長 仙南広域消 防長	消防班 班員 消防団員 消防署員 (総務課消防 防災班)	1 消防防災に関すること。 2 住民の避難誘導及び救出に関すること。 3 災害応急対策に関すること。 4 行方不明者等の捜索に関すること。 5 その他他部の要請に関すること。
警察部 ・部長 角田警察署 長	班員 警察署員	1 災害情報の収集及び伝達 2 被災者の救出及び負傷者の救護 3 行方さつ不明者の捜索、死体の検視及び検分 4 交通規制及び交通秩序の確保 5 犯罪の予防その他社会秩序の維持 6 避難誘導及び避難場所の警戒 7 危険箇所の警戒 8 災害警備に関する広報活動 9 その他本部から要請された事項に関すること。
自衛隊部 ・部長 陸上自衛隊 第2施設団 長	班員 自衛隊員	1 災害発生時における人命及び財産保護のための救護活動。 2 災害時における応急復旧活動 3 災害時における緊急医療活動 4 その他本部から要請された事項に関すること。

別表3（第12条、第14条関係） 非常配置基準

配備区分	配備時期		配備内容	配備該当者	本部体制
	風水害等災害	地震災害			
1号	1 台風による広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。 2 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は広範囲にわたる被害が発生したとき。 3 宮城県土砂災害警戒情報が発表され、被害が発生したとき、 4 大雨特別警報が発表されたとき。 5 その他災害の規模等の状況により、町長が必要と認めるとき。	1 震度5弱・強の地震を観測したとき。 2 その他災害の規模等の状況により、町長が必要と認めるとき。	1 災害対策本部を設置する。 2 被害情報の収集、局地的災害の緊急応急活用を速やかに実施できる体制とする。	災害応急対策に関する部の 所要人員	災害対策本部（本部長：町長）
2号	1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において町長が必要と認めるとき。	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他災害の規模等の状況により、町長が必要と認めるとき。	1 災害対策本部を設置する。 2 被害情報の収集、救助活動、広報活動等の緊急応急活動を速やかに実施できる体制とする。	各部所属部員全員	

1 - 6 丸森町災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領

(昭和59年3月31日訓令乙第2号)

改正 平成12年1月28日訓令乙第1号

平成24年3月27日訓令乙第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、丸森町災害対策本部運営要綱(昭和59年丸森町訓令甲第1号)第9条第2項の規定に基づき、丸森町災害対策本部事務局(以下「事務局」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局の所掌事務(以下「局務」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部の運営に関すること。
- (2) 気象等予警報の受理伝達に関すること。
- (3) 被害状況、災害応急対策実施状況等の情報の収集整理に関すること。
- (4) 災害派遣の要請に関すること。
- (5) 県及び防災関係機関等への連絡に関すること。
- (6) その他災害対策の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 事務局の組織は、別表のとおりとする。

(局務の開始等)

第4条 事務局長は、災害対策本部の設置が決定されたときは、直ちに事務局職員を招集し、局務を開始するものとする。

- 2 事務局長は、必要に応じ、防災関係機関に対し事務局への参加を求めることができる。
- 3 本部連絡員は、特別の事情がない限り本庁舎内で執務するものとし、常に最新の情報を提供するように努めなければならない。

(事務局職員の参集)

第5条 事務局職員に充てられている者は、丸森町災害対策本部運営要綱別表第3の非常配備基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、事務局に参集し、又は連絡を取り、必要な指示を受けるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成12年1月28日訓令乙第1号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日訓令乙第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職名	充当職	職務
局長	総務課長	本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統轄する。
次長	専門官	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
職員	総務課職員	上司の命を受け、事務局の事務を処理する。
	各部の本部連絡員に指名された職員	事務局と所属部との連絡調整事務及び所属部に関する被害状況その他の情報の収集整理事務を処理する。

1 - 7 災害対策警戒配備要領

(昭和59年3月31日訓令乙第1号)

改正 昭和63年12月23日訓令乙第5号
 平成12年1月28日訓令乙第2号
 平成15年4月16日訓令乙第4号
 平成19年3月29日訓令乙第2号
 平成23年3月31日訓令乙第2号
 平成26年2月27日訓令乙第2号

(趣旨)

第1条 この要領は、丸森町災害対策本部運営要綱(昭和59年丸森町訓令甲第1号)第14条第2項の規定に基づき、災害対策本部設置前における警戒配備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(警戒配備)

第2条 異常気象その他の原因により災害に対する警戒が必要であると総務課長が認めた場合は、おおむね次の基準による配備に付き、気象、水防等の情報収集及び広報等に当たるものとする。

配備時期		配備内容	配備該当者	本部体制
風水害等災害	地震災害			
1 大雨、洪水等の注意報、警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 その他特に総務課長が必要と認めたとき。	震度4の地震を観測したとき。	災害応急対策に係る課等の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡、広報活動が円滑に行い得る態勢とする。	災害応急対策に係る課等の所要人員	警戒本部 (本部長:総務課長)

(特別警戒配備)

第3条 前条の警戒配備を強化する必要があると副町長が認めた場合は、おおむね次の基準による配備に付き、情報の収集、連絡広報及び災害応急対策の実施に当たるものとする。

配備時期		配備内容	配備該当者	本部体制
風水害等災害	地震災害			
1 台風による災害が予想されるとき。 2 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生	1 震度4の地震を観測し、被害が発生したとき。 2 その他災害の規模等の状況により、副町長が必要と認め	災害応急対策に係る課等の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	災害応急対策に係る課等の所要人員	特別警戒本部 (本部長:副町長)

生したとき。 3 宮城県土砂災害 警報情報が発表さ れたとき。 4 その他災害の規 模等の状況により、 副町長が必要と認 めたとき。	たとき。			
---	------	--	--	--

（配備体制）

第4条 課長等は、前2条の警戒配備編成計画を毎年4月1日現在をもって作成し、所属職員に周知徹底するとともに、4月20日までに町長に提出しなければならない。

2 警戒配備編成計画は、次の事項を定めておかななければならない。

（1）配備区分ごとの所掌事務、配備職員及びその責任者

（2）休日、勤務を要しない日及び勤務時間外の配備措置並びに招集の方法

第5条 警戒配備職員は、休日、勤務を要しない日及び勤務時間外において第2条又は第3条に定める災害の発生が予想されることを覚知したときは、自発的に所属長に連絡をとり上司の指示を受けるものとする。

（警戒配備及び被害状況の報告）

第6条 課長等は、警戒配備の状況及び被害状況を、必要に応じ町長及び災害対策本部事務局長に報告するものとする。

（警戒配備の解除）

第7条 総務課長は、災害の危険が解消したと認めたときは、警戒配備を解くものとする。

2 副町長は、災害の危険が解消し、若しくは災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたとき、又は災害対策本部等を設置したときは、特別警戒配備を解くものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、警戒配備に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月23日訓令乙第5号）

この訓令は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則（平成12年1月28日訓令乙第2号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月16日訓令乙第4号）

この訓令は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月29日訓令乙第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令乙第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月27日訓令乙第2号）
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

1 - 8 丸森町防災計画検討委員会設置要綱

平成21年10月22日訓令甲第10号

(設置)

第1条 町は、丸森町防災会議条例（昭和38年丸森町条例第14号）第2条の規定により策定する丸森町地域防災計画（以下「防災計画」という。）の原案を作成するため、丸森町防災計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 防災計画の策定に必要な調整・検討に関すること。
- (2) 防災計画案を丸森町防災会議へ提案すること。
- (3) その他防災計画の策定に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内でこれを組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副町長
- (2) 別表に掲げる団体が推薦する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は副町長を、副委員長は、委員長が指名するものをもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(職員検討部会)

第7条 委員会に提案する事項について、具体的かつ専門的な調査等を行うため、職員検討部会を置く。

2 職員検討部会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 委員会での審議に必要な防災計画の案文をまとめること。
- (2) その他職員検討部会において必要と認められる事項

3 職員検討部会は、各課等の補佐及び消防防災関係者をもって組織し、町長が委嘱し、又は任命する。

4 第4条、第5条（第2項を除く。）及び第6条の規定は、職員検討部会について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「委員会」とあるのは「職員検討部会」

と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

5 部会長及び副部会長は、それぞれ部会委員の互選により選出するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年10月22日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

各地区住民自治組織、丸森町行政区長連絡協議会、角田警察署、角田消防署丸森出張所、丸森町消防団、丸森町婦人防火クラブ連合会、丸森町社会福祉協議会、丸森町民生委員児童委員協議会、町内福祉施設事業所、丸森町誘致企業連絡会議、丸森町校長会、丸森町商工会

1 - 9 丸森町水防協議会条例

(昭和61年6月23日条例第23号)

改正 平成12年3月24日条例第7号

平成21年3月26日条例第11号

(趣旨)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、丸森町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 水防管理者が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてこれを免じ又は解職することができる。

(会長)

第3条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和39年丸森町条例第13号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成12年3月24日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(丸森町水防協議会条例の一部改正に伴う協議会の同一性)

2 従前の丸森町水防協議会は、改正後の丸森町水防協議会条例(以下「新条例」という。

以下次項において同じ。)の規定に基づく丸森町水防協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

(丸森町水防協議会委員の委嘱及び任期の特例)

- 3 この条例の施行の際に従前の丸森町水防協議会の委員である者は、この条例の施行の日に同協議会の委員として、委嘱されたものとみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第2条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の丸森町水防協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成21年3月26日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 10 丸森町防災行政用無線局(移動系)管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、丸森町地域防災計画書に基づく災害対策に係わる事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する丸森町防災行政用無線局(移動系)(以下「無線局」という)の管理及び運用について、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「無線局」電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 「基地局」陸上移動局を通信の相手方とする移動しない無線局をいう。
- (3) 「陸上移動局」陸上を移動中又は、その特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (4) 「中継用固定局」陸上移動業務の局の通信のみを中枢する回線を構成する無線局をいう。
- (5) 「無線系」前各号の無線局及び附帯設備を含めて一体となって運用するシステムをいう。
- (6) 「無線従事者」無線設備の操作を行う者であって、郵政大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は別図及び別表のとおりとする。

(無線系の管理責任部署)

第4条 無線系の管理責任部署は、地域防災計画書により災害対策本部の設置される総務課をいう。

(無線系の総括管理者)

第5条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は町長の職にある者をあてる。

(無線系の管理責任者)

第6条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は総括管理者の命を受け無線系の管理運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は総務課長の職にある者をあてる。

(通信取扱責任者)

第7条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は管理責任者の命を受け無線局を管理、運用し無線局に係わる業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は管理責任者が職員の中から無線従事者の資格を有するものを指名し、これにあてる。

(管理者)

第8条 管理責任部署以外に通信操作を行う附帯設備を設置している部署及び陸上移動局を配置している部署に管理者を置く。

- 2 管理者は管理責任者の命を受け、当該部署に設置されている附帯設備及び配置されている陸上移動局の管理、監督の業務を所掌する。
- 3 管理者は本庁にあっては当該部署の課長及び所長、庁外にあっては所長の職にある者をあてる。

(無線従事者の配置)

第9条 総括管理者は無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

- 2 管理責任者は無線従事者の適正な配置を確保するため常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第10条 無線従事者は無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第11条 通信取扱者は無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は無線局の運用にたずさわる一般職員とする。

(備え付け書類等の管理)

第12条 管理責任者は電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

- 2 管理責任者は電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者を選任または解任したときは遅滞なく東北電気通信監理局長に届出をするものとする。
- 4 管理責任者は無線従事者選解任届の写しを、整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第13条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備等の保守点検)

第14条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 毎日点検 通話試験等
- (2) 月点検 遠隔制御器の動作試験等
- (3) 年点検(2回以上) 設備機器の精密点検
空中線電力測定調整、周波数測定調整、周波数変差測定調整等
(年点検については専門業務者に委託)

- 2 保守点検の責任者は次のとおりとする。

- (1) 毎日点検は通信取扱責任者又は管理者とする。
- (2) 月点検は管理責任者とする。
- (3) 年点検は総括管理者とする。

- 3 予備装置及び予備電源を使用しての動作試験を毎年2回以上実施し、その機能を確認しておくものとする。

- 4 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告し、速やかに必要な処置を講じるものとし、必要に応じ保守契約している業者等に連絡を行い障害の除去に努めるものとする。

(通信訓練)

第15条 総括管理者は非常災害発生時に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練、年1回以上
- (2) 定期通信訓練、毎四半期ごと

2 訓練は通信統制訓練、通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第16条 管理責任者は毎年1回以上通信取扱者等に対して電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(庁外配置の陸上移動局の管理)

第17条 庁外に定置する陸上移動局の管理については、別に定める細則によるものとする。

附則

この訓令は、平成5年2月19日から施行する。

1 - 11 丸森町防災行政用無線局(移動系)運用細則

(目的)

第1条 この細則は、丸森町防災行政用無線局(移動系)管理運用規程第13条に基づき、防災行政用無線局の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、平常通信と緊急通信とする。

(通信事項)

第3条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 非常通信(地震、大雨、台風、その他災害に関する通信)
- (2) 事務通信(一般行政事務に関する通信)
- (3) 訓練通信(訓練に関する通信)
- (4) 試験通信(無線機器の試験に関する通信)

(通信の原則)

第4条 通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は暗号、隠語を使わずできる限り簡潔でなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は、正確に行うものとし通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正しなければならない。
- (5) 相手局を呼び出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信するものとする。

(通信時間)

第5条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては執務時間内を原則とする。

(通信の制限)

第6条 管理責任者は、災害対策本部が設置された時、または、災害の発生が予想される時は通信の正常かつ能率的な運用を確保するために他の通信を制限することができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 無線局は、目的または通信の相手方もしくは通信事項の範囲をこえて運用してはならない。

(混信等の防止)

第8条 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

2 移動局及び庁舎内制御器は、主制御装置の通信統制に従わなければならない。

(通信方法)

第9条 通信の呼出及び応答等の通話例は、別表に定めるとおりとする。

2 無線局が送信したときは、相手無線局が通信事項を受信したことをその都度確認のうえ次の送話を行うものとする。

(庁外配置の陸上移動局の運用)

第10条 庁外配置の陸上移動局の運用については、別に定める細則によるものとする。

附則

この訓令は、平成5年2月19日から施行する。

別表(第9号関係)

通信は、次の方法による。

呼出	相手局の呼出符号	3回以下
	こちらは	1回
	自局の呼出符号	3回以下
	どうぞ	1回

応答	相手局の呼出符号	3回以下
	こちらは	1回
	自局の呼出符号	1回
	どうぞ	1回

通報	相手局の呼出符号	1回*
	こちらは	1回*
	自局の呼出符号	1回*
	通報	

* 通報を相互に繰り返す場合には、上の3行は省略しても良い。

ただし省略した場合は、その通信中少なくとも1回以上自局の呼出名称を送信する。

終了	通報	
	以上	1回

1 - 12 庁外配置の陸上移動局に関する管理、運用細則

(目的)

第1条 この細則は、庁外配置の陸上移動局に関する管理、運用について、「丸森町防災行政用無線局（移動系）管理運用規程」及び「丸森町防災行政用無線局（移動系）運用細則」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(配置)

第2条 陸上移動局の庁外配置先は、次のとおりとする。

- (1) 金山まちづくりセンター（ぼうさいまるもり1）
- (2) 筆甫まちづくりセンター（ぼうさいまるもり2）
- (3) 大内まちづくりセンター（ぼうさいまるもり3）
- (4) 小斎まちづくりセンター（ぼうさいまるもり4）
- (5) 館矢間まちづくりセンター（ぼうさいまるもり5）
- (6) 大張まちづくりセンター（ぼうさいまるもり6）
- (7) 耕野まちづくりセンター（ぼうさいまるもり7）

(無線機の種類)

第3条 配置する無線機の種類は、可搬型無線機とする。

(管理者)

第4条 陸上移動局の庁外配置先には、各々管理者を置く。

- 2 管理者は管理責任者の命を受け、当該部署に配置されている陸上移動局の管理、監督の業務を所掌する。
- 3 管理者は当該部署の所長の職にある者をあてる。

(運用の制限)

第5条 無線局は絶えず移動できる状態で運用するものとする。

- 2 各々のまちづくりセンターに設置する外部固定空中線との接続運用は、非常通信（地震、大雨、台風、その他災害のための通信）及び訓練通信（訓練のための通信）を除きこれを禁止するものとする。

附則

この訓令は、平成5年2月19日から施行する。

1 - 13 災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年9月10日条例第29号)

改正 昭和50年3月20日 条例第14号
 昭和51年12月21日 条例第35号
 昭和53年6月30日 条例第15号
 昭和56年9月24日 条例第8号
 昭和58年3月23日 条例第18号
 昭和62年3月16日 条例第9号
 平成4年6月24日 条例第19号
 平成21年3月26日 条例第11号
 平成23年5月23日 条例第17号
 平成23年9月14日 条例第25号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基き、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - (ア) 配偶者
 - (イ) 子

- (ウ) 父母
- (エ) 孫
- (オ) 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、当該兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるがため、町長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民(以

下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 町は、令第 3 条に掲げる災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円

(イ) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

(ウ) 住居が半壊した場合 270 万円

(エ) 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

(イ) 住居が半壊した場合 170 万円

(ウ) 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

(エ) 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号の(ウ)又は前号の(イ)若しくは(ウ)において、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年)とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還(又は半年賦償還)とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 9 月 1 日から適用する。

(東日本大震災における災害援護資金貸付の特例措置)

- 第 2 条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。）第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 13 条第 2 項及び第 14 条の適用については、第 13 条第 2 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」と、第 14 条中「年 3 パーセント」とあるのは「年 1.5 パーセント（保証人を立てる場合にあって無利子）」とする。
- 2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保障人については、第 15 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 13 条第 1 項及び平成 23 年特別令第 14 条第 7 項の規定によるものとする。

附則（昭和 50 年 3 月 20 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和 51 年 12 月 21 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和 53 年 6 月 30 日条例第 15 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定は、昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金について、改正後の条例第 10 条第 1 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和 56 年 9 月 24 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和 58 年 3 月 23 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附則（昭和 62 年 3 月 16 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 4 年 6 月 24 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 21 年 3 月 26 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 23 年 5 月 23 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附則（平成 23 年 9 月 14 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

1 - 14 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和49年11月1日規則第30号)

改正 昭和58年3月23日 規則第7号
平成17年3月31日 規則第13号
平成23年5月23日 規則第12号
平成25年2月28日 規則第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年丸森町条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

- 2 町は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別紙様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書（別紙様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6号）を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予申請書（別紙様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別紙様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した支払免除申請書（別紙様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、支払を免除した期間及び金額を記載した支払免除承認書（別紙様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、支払免除不承認通知書（別紙様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した償還免除申請書（別紙様式第13号）を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届（別紙様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

(東日本大震災における災害援護資金貸付の特例措置)

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「平成30年3月31日」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けにおいて保証人を立てないものに係る第9条の適用については、「保証人の連署した借用書」とあるのは「借用書」と、「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書」とする。

3 平成23年特別令第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第2項第2号の適用については、「被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年)」とあるのは「平成21年(平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合にあつては、平成23年)」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

附 則(昭和58年3月23日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以降に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成17年3月31日規則第13号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月23日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則(平成25年2月28日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別紙様式第1号(第5条関係 省略)

1 - 15 災害時における物資供給に関する協定

丸森町（以下「甲」という。）と丸森町商工会（以下「乙」という。）は町内に大規模な災害等が発生した際、物資の確保を図るため、物資の供給、受領及び支払いに関し（以下「供給等」という。）次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙に物資の調達を要請し、乙は要請事項についてすみやかに商工会会員商店等から物資を調達し甲に供給等の協力を行うことを定める。

（災害の範囲）

第2条 本協定における災害は、災害対策基本法に定める災害のほか、これに準ずる災害等で、丸森町災害対策本部長（町長）が緊急措置を実施する必要があると認めた事態をいう。

（協力の要請等）

第3条 甲は、丸森町内に災害が発生し、物資の確保が困難となった場合において乙の協力を必要とするときは、乙に別記様式1をもって要請するものとする。ただし緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後文書を提出する。

2 前項により要請を受けた乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は甲の要請に協力した場合は、別記様式2をもってすみやかに報告するものとする。ただし緊急を要するときは電話等をもって報告し、事後文書を提出する。

（物資の範囲等）

第5条 物資の範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 日用品
- (5) 雑貨品
- (6) 医薬品
- (7) 学用品
- (8) その他甲が指定する物資

（費用の負担）

第6条 供給した物資及び経費は、甲と乙が協議の上、災害発生時直前における適正な価格をもって甲が負担する。また、経費の支払いについては甲が一括して乙に支払うものとする。

(物資の引取)

第7条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

(協議事項)

第8条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保有)

第9条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

(施行期日)

第10条 この協定は平成11年8月3日から施行する。

平成11年8月3日

甲 丸森町字鳥屋120
丸森町長

乙 丸森町字山崎前18
丸森町商工会長

様式 1

第 年 月 日 号

丸森町商工会
会長

殿

丸森町長

災害時における物資の供給等について（要請）

平成11年8月3日に締結した災害時における物資の供給に関する協定書に基づき、次のとおり要請いたします。

記

- 1 要請日 年 月 日（ ）
- 2 要請物資 別紙のとおり
- 3 配送先 別紙のとおり
- 4 その他

様式 2

第 号
年 月 日

丸森町長 殿

丸森町商工会
会長

災害時における物資の供給等について（報告）

年 月 日付け、丸 第 号で依頼のあったこのことについて次の
とおり報告します。

記

- 1 要請日 年 月 日（ ）
- 2 要請物資 別紙のとおり
- 3 配送先 別紙のとおり
- 4 その他

1 - 16 災害時における応急生活物資供給等に関する協定

仙南地域広域行政事務組合の構成市町である白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、及び丸森町（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲と乙と相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、甲のいずれかの市町が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲のいずれかの市町が物資を必要とするときは、その市町は乙に対して、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有または製造する物資の供給及び運搬
- (2) 要請した市町が必要とする物資の仕入及び運搬

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、業務に支障を及ぼさない範囲で積極的に応じるよう努めるものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に要請する災害時の物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- (1) 別表第1に掲げる物資
- (2) その他要請した市町が指定する物資

（要請手続等）

第6条 甲の乙に対する要請は、別記様式の注文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話または電信を含む。）で要請することができる。

- 2 前項ただし書きの場合においては、要請後すみやかに注文書を提出するものとする。
- 3 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため別表第2のとおり連絡窓口を定め、連絡体制に支障を来さぬよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡し場所は、要請した市町と乙とが協議のうえ決定するものとする。
2 乙は、前項の引渡し場所に物資を搬送し、要請した市町の職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（費用の負担）

第8条 第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の経費については、要請した市町が負担する。

(経費の請求)

第9条 乙は、物資の供給及び運搬を実施したときは、前条に規定する経費を要請した市町の長に請求するものとする。

(経費の支払)

第10条 要請した市町は、前条に基づき経費の支払請求があったときは、当該市町の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第11条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正価格とし、要請した市町と乙が協議のうえ決定するものとする。

(情報の伝達、交換等)

第12条 甲は、災害において、住民に対し物資の配付場所や品目等の情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況、物資の緊急輸送路の状況等について情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰防止等を図るため、協力して住民に迅速的確な生活情報の提供に努めるものとする。

(物資の安定供給)

第13条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、物資の高騰防止と安定供給に努め、甲は、これに積極的に協力するものとする。

(保有物資の照会)

第14条 甲は、必要に応じて乙に対し保有物資及び数量の照会ができるものとし、乙は、甲から照会があったときはこれに応じるものとする。

(防災訓練等の参加協力)

第15条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、乙は、甲が実施する防災訓練等に業務に支障のない範囲で、当該要請に基づき、訓練の参加について協力するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲または乙が文書をもって終了を通知したとき、若しくは乙が別表第1に掲げる物資のすべてを取り扱わなくなったときに、効力を失う。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年10月26日

甲 白石市長
角田市長
蔵王町長
七ヶ宿町長
大河原町長
村田町長
柴田町長
川崎町長
丸森町長

乙 東京都港区芝公園四丁目1番4号
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役社長

別表第1（第5条関係）

災害時応急生活物資

区 分		品目
食 料 品	主 食	米、パン、めん類、粉ミルク、授乳食、弁当、おにぎり、レトルト食品（ご飯）、インスタントヌードル
	副 食	肉、野菜、魚、缶詰、惣菜
	調 味 料 等	味噌、醤油、ソース、塩、砂糖、化学調味料 バター、マーガリン、ジャム
	そ の 他	果物
飲 料 品		ミネラルウォーター（ペットボトル） ウーロン茶、緑茶など（ペットボトル） 牛乳、コーヒー、紅茶、炭酸飲料など
生 活 物 資	寝 具 類	毛布、寝具、寝袋
	衣 料 品	下着、靴下、防寒具、雨具
	日 用 品 等	哺乳ビン、紙おむつ、生理用品、石鹼、洗剤、シャンプー、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、洗面用具、裁縫セット、掃除用具、使い捨てコップ、食器、割箸、ポリバケツ、ポリタンク、電池、懐中電灯、粘着テープ、ビニールシート、ブルーシート、使い捨てカイロ、マスク、アルミホイル、ラップ
	学 用 品 等	文房具、シューズ
	燃 料 等	卓上ガスコンロ・ボンベ、灯油

別表第2（第6条関係）

連 絡 窓 口

	市 町 名	担 当 部 ・ 課 名	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号
甲	白 石 市	民 生 部 生 活 環 境 課	〒989-0292 白石市大手町1番1号	0224-22-1314 0224-22-1316
	角 田 市	総 務 部 総 務 課	〒981-1505 角田市角田字大坊41	0224-63-2111 0224-62-4829
	蔵 王 町	総 務 課	〒989-0821 刈田郡蔵王町円田字西浦北10	0224-33-2211 0224-33-4159
	七ヶ宿町	総 務 課	〒989-0512 刈田郡七ヶ宿町字関126	0224-37-2111 0224-37-2468
	大河原町	町 民 生 活 課	〒989-1295 柴田郡大河原町字新南19	0224-53-2114 0224-53-3818
	村 田 町	総 務 課	〒989-1392 柴田郡村田町字迫6	0224-83-2111 0224-83-5740
	柴 田 町	総 務 課	〒989-1692 柴田郡柴田町船岡中央2-3-45	0224-55-2111 0224-55-4172
	川 崎 町	総 務 課	〒989-1501 柴田郡川崎町前川字裏丁175-1	0224-84-2860 0224-84-6789
	丸 森 町	保 健 福 祉 課	〒981-2192 伊具郡丸森町字鳥屋120	0224-72-3013 0224-72-3040
乙	株式会社 セブン イレブン・ジャパン 総務本部渉外部	〒105-0011 東京都港区芝公園四丁目1-4	03-3459-3734 03-3438-3724	

1 - 17 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福島地方広域行政圏(福島地方拠点都市地域)、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構成する市町村において災害が発生し、被災した市町村(以下「被災市町村」という。)独自では、十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

(広域圏連絡調整市町村)

第2条 応援事務を迅速かつ円滑に遂行し、かつ各広域圏間並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行うため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

(連絡責任者)

第3条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- (2) 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供与
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村または被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を必要とする期間

(自主応援)

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

(連絡会議)

第8条 広域圏相互の情報交換等のほか、この協定に基づく応援を円滑に行うため必要に応じて連絡調整市町村による連絡会議を開催する。

(その他防災協定等との関係)

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

上記協定の成立の証として、本協定書44通作成し、5広域圏構成44市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成9年1月16日

《福島地方広域行政圏(福島地方拠点都市地域)》

福島市長
飯野町長
二本松市長
安達町長
岩代町長
東和町長
伊達市長
保原町長
梁川町長
霊山町長
月館町長
本宮市長
白沢村長
桑折町長
国見町長
川俣町長
大玉村長

《仙南地域広域行政圏》

白石市長
角田市長
蔵王町長
七ヶ宿町長
大河原町長
村田町長
柴田町長
川崎町長
丸森町長

《相馬地方広域市町村圏》

相 馬 市 長
南 相 馬 市 長 （元 原 町 市 長
小 高 町 長
鹿 島 町 長
新 地 町 長
飯 舘 村 長

《亘理・名取広域行政圏》

名 取 市 長
岩 沼 市 長
亘 理 町 長
山 元 町 長

《置賜広域行政圏》

米 沢 市 長
長 井 市 長
南 陽 市 長
高 畠 町 長
川 西 町 長
白 鷹 町 長
飯 豊 町 長
小 国 町 長

1 - 18 梁川町、丸森町災害防衛相互応援協定

昭和33年 3 月31日協定

福島県梁川町と丸森町は地震、台風及び水火災等の非常事態が発生した場合における災害防衛の措置について、相互に応援協定することの必要を認め次のとおり協定する。

昭和33年 3 月31日

第1条 地震、台風及び水火災等が発生し、応援を求め又は求められた場合は、当該町は、当該町の消防任務遂行上支障のない限度においてこれに応ずるものとする。

第2条 応援を求められて出動した消防団員は、火災区域の消防機関の指揮に従うものとする。

第3条 この協定に基づく応援に要する通常のコ用は、応援団員居住町の負担とする。

第4条 この他必要と認める事項は、その都度協議して定める。

附 則

この協定は、昭和33年 3 月31日より施行する。

1 - 19 災害時における宮城県市町村相互応援協定

宮城県、宮城県内各市の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県市長会長及び宮城県内各町村の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県町村会長は、災害時における宮城県市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村(以下「市町村」という。)において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村及び被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定に基づく応援のみでは、十分な応急措置及び応急対策並びに復旧対策(以下「対策等」という。)を実施することが困難な場合において、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、その相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定により市町村が行う応援の内容は次のとおりとし、県は、市町村が行う応援活動を支援するものとする。ただし、特定の業務について県内市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合は、原則としてその協定等により応援を受けるものとする。

(1) 物資・資機材の提供に関する応援

- イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- ロ 被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
- ハ 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材

(2) 職員の派遣に関する応援

- イ 情報収集、連絡事務等に必要な職員
- ロ 対策等の実施に必要な職員
- ハ ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員

(3) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 この協定により応援を受けようとする市町村(以下「応援要請市町村」という。)は、次に掲げる事項を明確にして、県に電話等により要請するとともに、別に定める応援要請書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- イ 物資・資機材の提供
必要な物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- ロ 職員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、交通情報等

2 県は、市町村から前項の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町村を調査するものとする。

3 前項の調査の対象となった市町村は、県に対し、速やかに応援要請の受諾の可否を回答するものとする。

- 4 県は、前項の回答を応援要請市町村へ報告するものとする。
- 5 応援要請市町村は、応援要請を受諾した市町村の中から、応援を受ける市町村を決定し、口頭又は電話等で伝達するとともに、別に定める応援依頼書を速やかに送付するものとする。

（緊急時における自主的活動）

第4条 被災地の周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町村の被災状況の情報が入手できない場合は、その被災状況等について、自主的な情報収集活動を行い、県や被災市町村に対し情報を提供するよう努めるものとする。

- 2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、県と連絡調整の上、被災市町村に対し自主的な応援活動を実施することができるものとする。ただし、県と調整するいとまがないと認められる場合は、活動実施後、速やかに県に報告するものとする。
- 3 県は、周辺市町村が自主的な応援活動を実施したときは、被災市町村に通知するものとする。
- 4 第2項による応援については、前項に定める応援とみなす。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定によりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が協議して決めるものとする。

（応援職員）

第6条 応援市町村の職員（以下「応援職員」という。）が応援活動に伴い負傷、疾病又は死亡した場合の公務災害補償等は、当該応援市町村が手続きを行うものとする。

- 2 応援職員が応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合は、当該応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。ただし、その損害が応援職員の故意又は重大な過失により発生した場合は、応援市町村が賠償するものとする。
- 3 前項の規定により応援を受けた市町村が賠償の責めを負う場合において、その負担額は応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（情報交換）

第7条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、県は原則として年1回、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

（訓練）

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県又は市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（県の役割）

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援及び協力を行うものとする。

(個別協議による応援)

第10条 この協定は、各市町村間の個別協議に基づく応援を妨げないものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成16年8月1日から施行する。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

この協定の締結を証するため、宮城県、宮城県市長会会長及び宮城県町村会会長が記名押印の上、各1通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成16年7月26日

宮城県知事

宮城県市長会会長

宮城県町村会会長

1 - 20 宮城県内航空消防応援協定

仙台市(以下「甲」という。)と名取市、岩沼市、仙南地域広域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、亘理地区行政事務組合、登米地域広域行政事務組合及び黒川地域行政事務組合(以下「乙」という。)は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第39条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機(以下「消防ヘリコプター」という。)を用いた災害の応援(以下「航空消防応援」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に、消防ヘリコプターを活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(航空消防応援の要請対象)

第2条 航空消防応援の要請は、法第1条に規定する災害が発生した場合において、消防ヘリコプターを使用することが乙の消防活動にとって有効である場合に行うものとする。

(航空消防応援の実施要件)

第3条 航空消防応援は、宮城県広域航空消防応援協定(平成4年4月1日締結)に基づき、宮城県が所有する回転翼航空機(以下「防災ヘリコプター」という。)の応援要請をすることができる場合には行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 宮城県知事から防災ヘリコプターの応援要請に応ずることができない旨の通報があった場合。
- (2) 防災ヘリコプターの活動のみでは、災害を防除することが困難であると認められる場合
- (3) 防災ヘリコプターが対応できない活動を要請する場合

(航空消防応援の出場条件)

第4条 第2条の規定にかかわらず、甲は次の各号のいずれかに該当する場合は、航空消防応援を行わないことができるものとする。

- (1) 甲の区域内で消防ヘリコプターの活動を必要とする災害が発生し、消防ヘリコプター活動中である」場合
- (2) 災害発生場所等の気象条件が消防ヘリコプターの運航に適さない場合
- (3) 点検、整備等のため、消防ヘリコプターが活動できない場合
- (4) 消防ヘリコプターが対応できない活動の要請である場合

(航空消防応援の要請手続)

第5条 航空消防応援の要請は、応援を要請する乙が甲に対し、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 必要とする応援の具体的内容
- (2) 災害時にヘリコプターが離着陸をする場所(以下「離着陸場」という。)の所在地及び支援体制

(3) 現場付近で活動中の他機間の航空機及び回転翼航空機の活動状況

(4) その他必要な事項

2 甲の連絡先は、別表のとおりとする。

3 航空消防応援の要請は、航空消防応援要請連絡票(別紙様式)に基づきファクシミリ、電話等により行うものとする。

(航空消防応援の中断)

第6条 甲は甲の区域内に災害等が発生する等、消防ヘリコプターを復帰させるべき特別な事態が生じたときは、応援を要請した乙と協議のうえ、航空消防応援を中断することができる。

(消防ヘリコプターに対する指揮)

第7条 航空消防応援に従事する消防ヘリコプターに対する指揮は、乙の消防機関の長又は消防機関の長が定める現場最高責任者(以下「消防機関の長等」という。)が、消防ヘリコプターに搭乗している甲の指揮者(以下「応援隊長」という。)を通じて行うものとする。

2 応援隊長は、消防機関の長等による指揮の内容が、消防ヘリコプターの運航に重大な支障を来すと認めるときは、その旨を消防機関の長等に通告することができる。

3 応援隊長は、活動に当たって消防機関の長等と緊密な連絡を行うものとする。

4 前項の連絡を無線を通じて行う場合は県内共通波(152.77MHz)によるものとし、無線の運用統制については乙の統制に従うものとする。

(事前計画)

第8条 乙は、航空消防応援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ甲に提出しておくものとする。その内容等に変更があった場合についても同様とする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消防ヘリコプターの活動拠点として最適な離着陸場の位置図等

(2) 消防ヘリコプターと消防本部等との通信連絡方法

(3) 離着陸場への職員の派遣

(4) 離着陸場への照明設備等

(5) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な処置

(6) 消化及び救急救助活動用資機材等の補給体制

(7) その他必要と認める事項

(消防ヘリコプターの事故発生時の報告)

第9条 乙は、航空消防応援のために出動した消防ヘリコプターに次に掲げる事故が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(1) 死傷者が発生した事故

(2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故

(3) 救難対策を必要とする事故

(航空消防応援に要する経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要した経費については、次に掲げるところにより負担するものとする。

- (1) 消防ヘリコプターの燃料費、隊員の出場手当、旅費等応援に直接要する経費については、応援を受けた乙の負担とする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に伴う土地、建物、工作物等に対する補償及び一般人の死傷に伴う損害補償等に要する経費は、応援を受けた乙の負担とする。ただし、その負担額は、甲の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。
- (4) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度甲及び応援を要請した乙が協議し定めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定を証するため、この協定書13通を作成し、甲、乙及び立会人が各自1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結により、平成5年4月1日に締結した「航空消防応援実施細目」は廃止する。
- 3 応援に要した経費については、第10条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までの間は、なお「宮城県広域消防相互応援協定書」の例による。

平成13年4月1日

(甲) 仙台市

市長

(乙) 名取市

市長

岩沼市

市長

石巻地区広域行政事務組合

管理者 石巻市長

塩釜地区消防事務組合

管理者

亘理地区行政事務組合

管理者

仙南地域広域行政事務組合

理事長

栗原地域広域行政事務組合

管理者

大崎地域広域行政事務組合

管理者 古川市長

登米地域広域行政事務組合

理事会 理事長

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合

理事長

黒川地域行政事務組合

理事会 理事長

立会人

宮城県知事

別表（第5条第2項関係）

連絡先	所在地	電話番号
消防局防災部指令課	仙台市青葉区堤通雨宮町 2番15号	加入電話（022）234-1151～1153 F A X（022）234-2364
		県防災行政無線（地上系、衛星系） （+044）-621-2360 F A X（+044）-621-2289

様式（第5条第3項関係）

航空消防応援要請連絡票

要 請 側 市 町 村 名		
要 請 月 日		平成 年 月 日 時 分
応 援 要 請 の 種 別		火災 救助 救急 救護 調査 その他（ ）
災 害 発 生 日 時		平成 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所		
災 害 の 状 況		
災害発生場所の気象状況		天候 風向 風速 m/s 規程 m
現 場 最 高 指 揮 者		職氏名 無線局名
具 体 的 な 要 請 内 容		
要 請 資 器 材 ・ 数 量		
離着陸場	第1順位	
	第2順位	
給 油 体 制		
そ の 他		

[担当者 職氏名]

1 - 21 宮城県広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、その行政区域を超えて消防力を円滑かつ迅速に処理するため広域消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、県内において次の各号に掲げる大規模災害等が発生した場合に、消防相互応援により人命の救助と被害の軽減を図ることを目的とする。

- (1) 地震、風水害
- (2) 山林地域での林野火災、大災害
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 石油コンビナート火災その他特殊火災
- (5) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故
- (6) その他上記に掲げる災害に準ずる災害

（応援要請）

第2条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害等が発生した場合で次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害等が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
- (4) この協定に基づく応援要請のほか、隣接市町村等が必要と認める事項について細目等を定めた場合

（応援要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から電話等により、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両及び資機材の種別・数量
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (6) 道路条件、気象条件
- (7) その他必要な事項

（応援隊等の派遣）

第4条 前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとし、派遣を決定したときはできるだけ速やかに災害発生市町村等の長及び知事に通報するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市

町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が直接応援隊の隊員に行うことができる。

(報告)

第6条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに災害発生市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第7条 災害発生の市町村等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長及び知事に通報するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 燃料費
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 災害発生市町村等において負担する経費

- ア 現地で調達した燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

(3) 前各号に定める経費以外については、その都度関係する市町村等が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第9条 この協議事項の円滑な推進を図るため、市町村等で構成する連絡会議を設置し、必要な事項について別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この協定書を改廃する必要があるときは、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(疑義)

第11条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度市町村等間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

第 1 2 条 この協定を証するため正本を 13 通作成し、市町村等の長及び立会が記名押印の上、各自 1 通を保管するものとする。

附 則

この協定は平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

記名押印 [略]

1 - 22 仙南2市6町消防相互応援協定

昭和43年12月18日協定

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に規定する市町消防の相互応援に関して、宮城県大河原消防指導所管内の2市6町は、次の条項により締結する。（以下「協定市町」という。）

第2条 この協定は、火災又は非常災害に際し、協定市町相互の消防力を活用して災害における被害を最少限度に防ぎよするをもって目的とする。

第3条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための応援隊の派遣
- (2) その他の災害防ぎよのための応援隊の派遣
- (3) その他災害に際し必要と認めた事項

第4条 前条に規定する応援の方法は次の各号により行うものとする。

- (1) 前条第1号による応援の要請があったときは、協定市町は、それぞれの区域内の消防警備上に支障のない限度において応援隊を派遣するものとする。
- (2) 協定市町は、境界に近接した協定市町の地域の火災又は火勢拡大し、若しくは拡大のおそれありと応援消防機関が認めた場合は、前号の規定にかかわらず応援隊を派遣することができるものとする。
- (3) 前条第2号、第3号による要請があったときは応援側の認定により相互に応援するものとする。ただし、災害が広範囲な地域にわたり発生した場合には、応援隊を派遣しないことができるものとする。

第5条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし可能な方法により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援を要する種別
- (2) 被害状況
- (3) 応援場所
- (4) 応援を要する人員及び車両、機械、資器材等の数量
- (5) その他必要事項

第6条 応援隊の指揮は次によるものとする。

- (1) 受援地の消防長又は消防団長とする。ただし、火災応援のとき応援隊長は到着の報告をする時間的余裕がないと判断した場合は、独自の行動をすることができるものとする。
- (2) 指揮は応援隊長に対し行うものとする。ただし、緊急を要し、その長に連絡しようとするとき指揮命令の伝達が遅れ機を失する恐れのある場合は直接隊員に命令することができるものとする。

第7条 応援隊の長は現場到着、引き上げ及び消防行動の状況等を現地最高指揮者に報告するものとする。

第8条 応援に要した費用は、次の区分により負担する。

- (1) 応援に際し受援地において発生した機械器具の大破損の修理費及び応援隊員の死傷による災害補償の負担については、関係当事者間においてその都度協議のうえ決定するものとする。
- (2) 応援出動に要した隊員の諸手当及び被服等の損耗は応援側の負担とする。
- (3) 応援が長時間にわたり、食糧を必要とする場合は、受援者側の負担とする。

(4) 動力ポンプによる応援で長時間に及ぶ場合の費用負担については、関係当事者間において、その都度協議のうえ決定するものとする。

(5) 前各号以外の細部費用負担については、関係協定市町間において、その都度協議のうえ決定するものとする。

第9条 この協定実施について、必要な事項は関係協定市町間において定めることができるものとする。

附 則

1 この協定は、昭和44年1月1日から施行する。

2 本協定締結にともない、従来締結している関係協定市町間の消防相互応援協定は廃止する。

昭和43年12月18日

白石市長

角田市長

柴田町長

蔵王町長

村田町長

大河原町長

川崎町長

丸森町長

1 - 23 警察消防相互援助協定

昭和32年10月1日協定

宮城県公安委員会及び県下市町村長は、警察及び消防が国民の生命身体及び財産の保護に任ずる共通な責務を有するに鑑み、過去の歴史と消防組織法第42条にてらし、互に友好共助の精神に基づき援助協定することの必要を認め、これに別紙の通り協定し、相互に誠実にこれを履行することを誓う。

昭和32年10月1日

(警察の消防機関に対する援助協力事項)

第1条 宮城県警察が宮城県内全消防機関(以下「消防」という。)に援助協力する事項は次の通りとする。

- (1) 火災発生連絡通報
- (2) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第41条に基づく警察通信施設の使用
- (3) 火災現場における交通の取締
- (4) 消防法第35条に基づく火災原因調査
- (5) 火災時における消防活動を妨害する諸行為の取締
- (6) 大火災時における住民の避難誘導
- (7) 大火災時において消防力に不足をきたすときの消火活動
- (8) 水害発生時又は発生のおそれあるときにおける降雨量並びに河川系統及び附近の出水量などの情報提供
- (9) 水害時において水防諸活動を妨害する行為の取締
- (10) 水害時において水防力に不足をきたすときの水防作業
- (11) 地震、風火水災等の被災現場に赴くとき警察がその任務遂行上支障をきたさない程度における警察諸車への消防職員の乗車
- (12) その他地震、風火水災時における災害防禦について必要と認める事項

(消防機関の警察に対する援助協力事項)

第2条 消防が警察に援助協力する主なる事項は次の通りとする。

- (1) 火災発生連絡通報
- (2) 地震、風火水災時及びそのおそれあるとき、巡回警戒を行う場合における犯罪の予防警戒
- (3) 地震、風火水災の被災現場に赴くとき消防がその任務遂行上支障をきたさない程度における消防車への警察職員の乗車
- (4) 警察が非常警戒を実施するときの出動
- (5) 交通整理及び避難民の誘導
- (6) 犯罪現場の証拠保全の援助
- (7) 重要施設等の警備警戒
- (8) 緊急事態布告時又はその他の重大事態発生時の警備出動

(共同防護)

第3条 地震、風火水災等における人命救助、財産保護は、警察消防が共同して当るものとする。

(避難等の処置)

第4条 地震、風火水災又はこれ等発生のおそれある場合における住民避難の時機範囲方法並びに避難命令発令の時機方法等については、町長、警察署長及び消防長（消防団長を含む。）等が協議の上決定することを原則とする。ただし緊急その他やむを得ない場合はそれぞれの責任において実施するものとする。

(援助協力を行う場合の手続)

第5条 警察が消防に援助協力する事項は警察が進んで行うことを原則とする。
2 消防が警察に援助協力する事項は、警察より町長又は消防長の何れかに対し、書面又は口頭をもって要請するものとする。ただし、第2条第1号から第4号までの事項については、消防は進んで援助協力するものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定履行に基づき警察消防が支出した通常経費はそれぞれの負担とし、特別に要した経費はその都度協議によって決定するものとする。

附 則

この協定は、昭和32年10月1日から施行する。

1 - 24 災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定

昭和38年4月1日協定

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の利用等に関して、丸森町長と宮城県警察本部長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく警察通信設備の使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和38年4月1日

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1 丸森町長が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を利用し、又は警察の有線電気通信設備若しくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定の定めるところによるものとする。

第2 丸森町長が、法第57条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。

第3 丸森町長が、法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は、原則として当該町の地域を管轄する警察機関の通信統制官等（別添「通信統制官等の指定」参照）に対して次の事項を申し出て承認をうけるものとする。

- 1 使用等しようとする警察通信設備
- 2 使用等しようとする理由
- 3 通信の内容
- 4 発信者及び受信者

第4 通信統制官等は、当該申し込みの内容が法第57条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときは、その使用を承認するものとする。この場合において、受付けた通信の取扱い順位の決定は、通信統制官等当該通信の緊急性、通話の内容、受付け順位等を斟酌して決定するものとする。

第5 丸森町長は、法第56条の規定に基づく伝達、通達又は警告を行う場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ当該町の地域を管轄する警察機関の通信統制官等に連絡しておくものとする。

第6 本協定に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設若しくは増設又は、通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則

本協定は、昭和38年4月1日から施行する。

1 - 25 日本水道協会宮城支部水道施設の災害による相互応援計画

(趣旨)

第1条 この計画は、宮城県内に水道災害が発生した場合、日本水道協会宮城県支部（以下「県支部」という。）内の被災事業体が、速やかに給水能力を回復できるよう、県支部会員相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 県支部内に属する各会員内で対応不可能な災害が発生した場合は、県支部長の要請により、各会員は、被災事業体の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力する。

(組織及び連絡担当課)

第3条 県支部内の各会員を気仙沼、石巻、大崎、仙塩、仙南の5ブロック及び仙台市、栗原市、登米市の3市に分け、各ブロックから1会員を代表として選出し、これに仙台市、栗原市及び登米市を加えた8都市を「代表都市」とする。なお、組織図は別図のとおりとする。

2 県支部長都市及び代表都市は、この計画の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課及び連絡担当責任者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 代表都市は、ブロック内の被災事業体から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認めたととき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたとときは、県支部長に対し応援の要請を行うものとする。

2 前項により被災都市から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行うものとする。

3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市はブロック内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。

4 県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めたとときは、日本水道協会東北地方支部長に対して、応援の要請を行うものとする。

(応援要請の連絡内容)

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(情報連絡担当事業体)

第6条 県支部長都市及び代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業

体（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

- 2 情報連絡担当事業体は、隣接する代表都市があたるものとし、対象となる代表都市ごとに別に定める。
- 3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した代表都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

（県支部現地救援本部の設置）

第7条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、県支部現地救援本部を設置することができる。

- 2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた代表都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。
- 3 災害の規模が特に大きく、厚生労働省、日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

（応援活動）

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- ・ 応急給水
- ・ 応急復旧
- ・ 応急復旧用資機材の提供
- ・ 漏水調査
- ・ 工事業者の斡旋
- ・ 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の派遣）

第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

- 2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食糧その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。
- 3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

（応援要員の受入）

第10条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

（費用負担）

第11条 この計画に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

（情報の交換）

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長都市及び代表都市は、必要に応じ情報の交換を行うものとする。

(県営水道)

第 1 3 条 宮城県企業局の経営する用水供給事業が、第 3 条に定めるそれぞれのブロックにおいて被災し、会員の応援を必要とする場合は、この計画の定めるところによる。

(会員以外への協力)

第 1 4 条 会員以外の水道事業体に水道災害が発生し被災したときは、会員は前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(指 針)

第 1 5 条 この計画の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

(協 議)

第 1 6 条 この計画に定めのない事項及びこの計画の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この計画は、平成 1 1 年 6 月 3 0 日から適用する。

(日本水道協会宮城県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止)

2 日本水道協会宮城県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画 (平成 8 年 5 月 2 8 日議決)」は、廃止する。

附 則 (平成 1 6 年 5 月 2 7 日議決)

この計画は、議決の日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 5 月 2 7 日議決)

この計画は、議決の日から施行する。

1 - 26 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、丸森町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 丸森町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 丸森町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協議に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

平成 21 年 月 日

甲 仙台市青葉区二日町 9 番 1 5 号
国土交通省 東北地方整備局長

乙 伊具郡丸森町字鳥屋 1 2 0 番地
丸森町長

注：本協定文書の調印の日付は平成 21 年 9 月 8 日である。

1 - 27 災害時のボランティア活動に関する協定

丸森町(以下「甲」という。)と伊具建友会丸森地域災害対策協議会(以下「乙」という。)は、災害時の公共施設等の巡視及び施設管理者への被災状況の報告、さらに被災ヶ所で二次災害を防止するため簡易な防護柵等の設置(以下「巡視」という)のボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(巡視の要請)

第1条 風水害、地震その他の災害が発生し、初期活動である巡視が必要な場合に、甲が乙に対して、次に掲げる巡視要請書(様式1)を提出するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な時は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 巡視を必要とする日時、報告時間、巡視場所(路線名)、施設名等

(2) 巡視を要請する所管課その他必要な事項

(巡視の報告)

第2条 乙は、第1条により甲から巡視の要請があったときには、速やかに応じ、甲と乙はそれぞれ連絡責任者を置くものとする。

(巡視の報告)

第3条 乙は、前条の規定により巡視を実行した場合は、次に掲げる事項を記載した報告書(様式2)を速やかに甲に提出するものとする。

(1) 巡視日時、巡視場所(路線名等)、施設名、被災状況(写真)等

(2) その他必要な事項

(災害補償)

第4条 この協定に基づく巡視中に従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡した場合の災害補償については、巡視従事者の事業者の責任において行うものとする。

2 巡視に使用した資機材等に損傷を受けた場合についても巡視した事業者の責任で修繕等を行うものとする。

(その他)

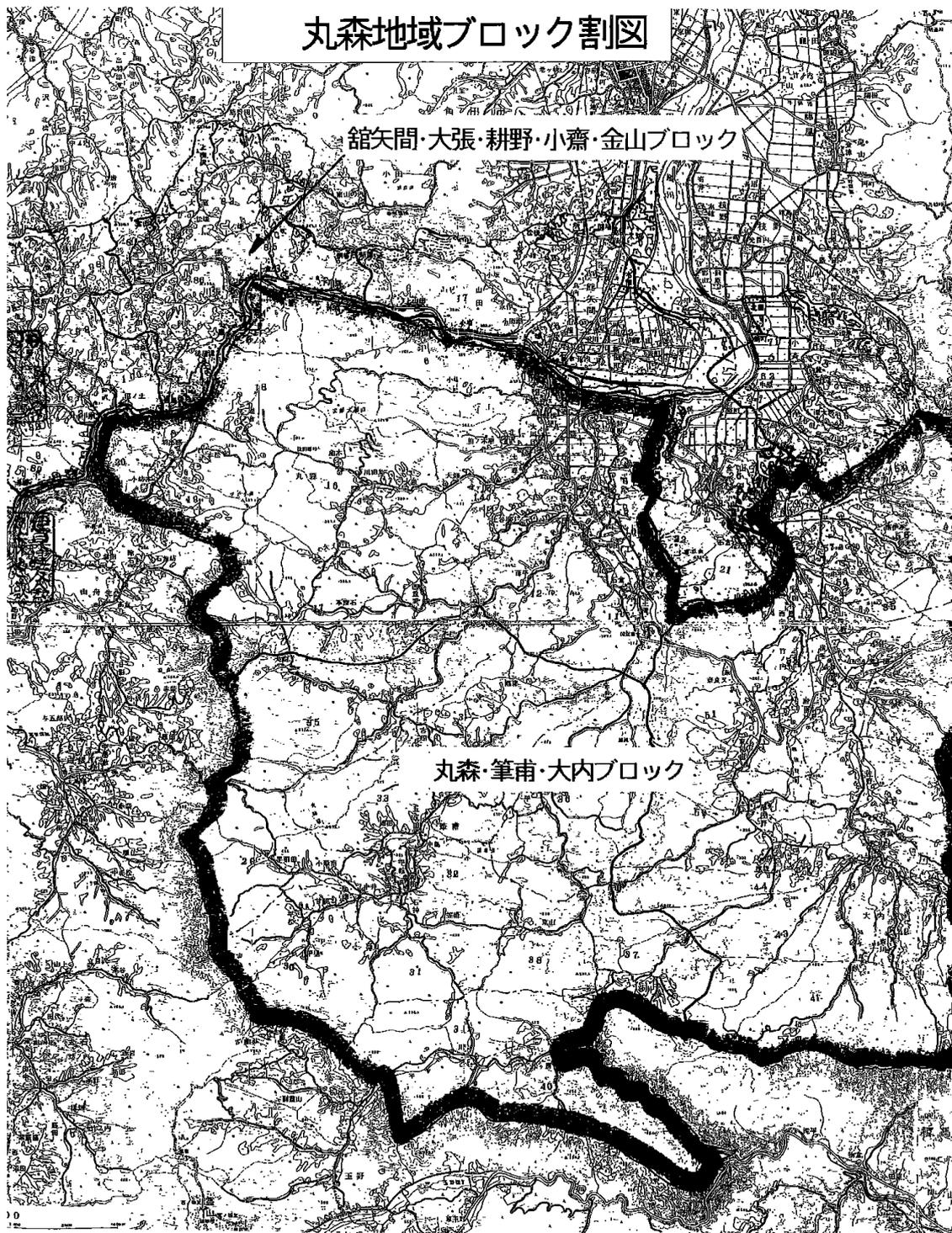
第5条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

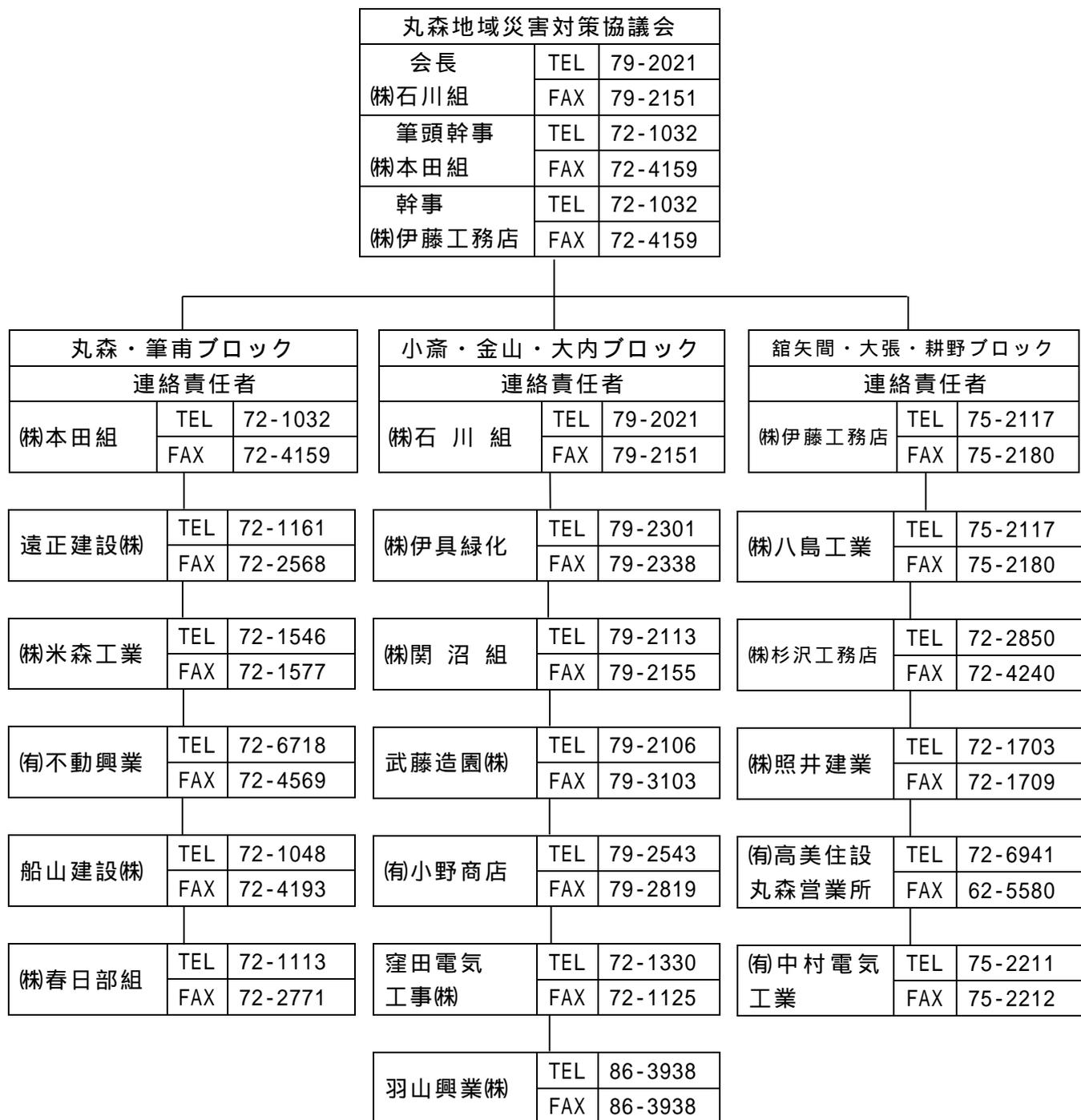
平成18年9月22日

甲 伊具郡丸森町字鳥屋120
丸森町長

乙 伊具郡丸森町字町東61
伊具建友会丸森地域災害対策協議会長



災害時における連絡体制



1 - 28 災害時における避難者受入れに関する協定(あぶくま斎苑)

丸森町(以下「甲」という。)と仙南地域広域行政事務組合(以下「乙」という。)は、町内に大規模な災害が発生した際に、住民が安全に避難できるようにするため、次により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、町内に災害が発生又は発生するおそれがある場合に、緊急に避難を要する住民の危険を回避するため、乙が管理する施設を使用することについて定める。

(使用施設)

第2条 使用する施設(以下「施設」という。)は、別紙のとおりとする。

(対象住民)

第3条 施設を使用する住民は、災害による急激な状況の変化によって、あらかじめ指定された避難所に避難することが困難な者(以下「対象住民」という。)とする。

(協力の要請)

第4条 甲は、対象住民の避難先を確保する必要があると認めたときは、乙にその使用について協力を要請する。

(施設の利用)

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、業務に支障のない限り、対象住民に施設を提供するよう積極的に対応する。

2 甲は、施設を避難先として使用する場合は事前に、又は使用開始後直ちに乙に通知するものとする。

3 甲は、施設を使用する場合は、乙が指示した事項を遵守し、十分な注意をもって使用する。

4 甲は、施設を使用した後は、現状に復さなければならない。

(鍵の管理)

第6条 甲は、施設を使用するために必要な鍵を乙から借用し、適切に保管する。

(費用の負担)

第7条 施設での必要経費の負担は、甲乙協議して決める。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、その都度協議する。

上記協定の証として、本協定書2通を作成し、おのおの1通を保有する。

平成18年6月8日

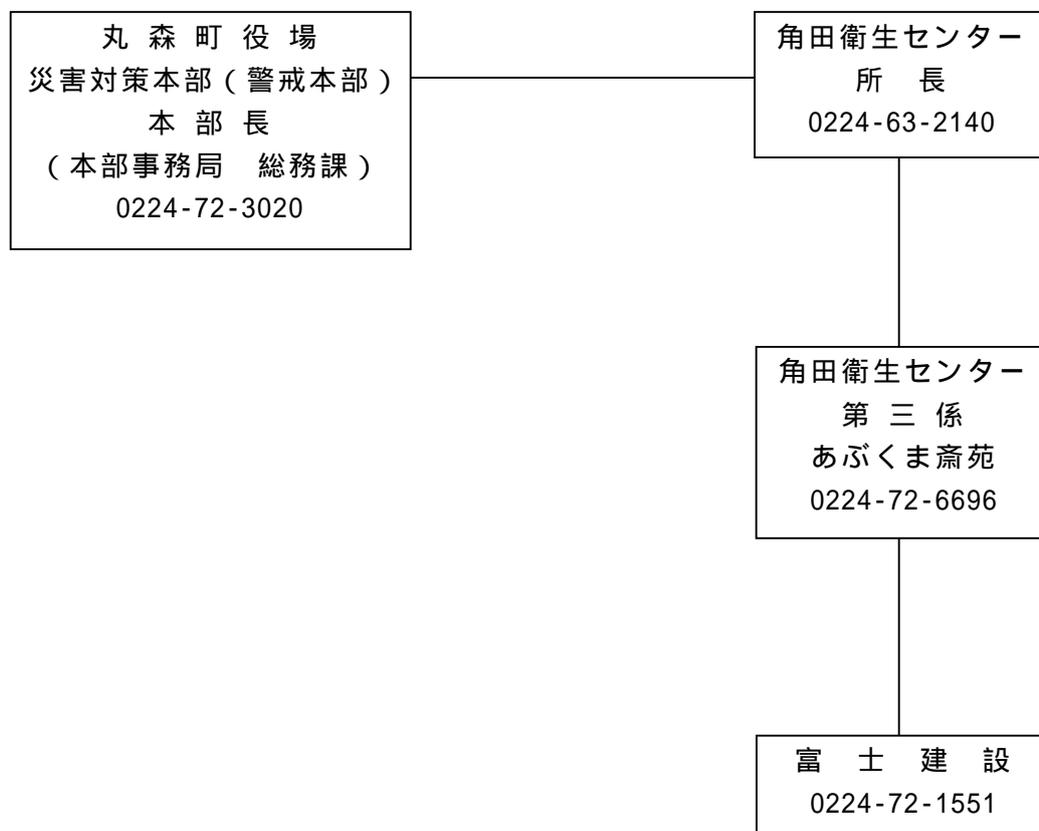
甲 丸森町長
乙 仙南地域広域行政事務組合理事長

別 紙

施設について

- 1 名 称 仙南地域広域行政事務組合 あぶくま斎苑
- 2 所 在 丸森町館矢間松掛字上63番1
- 3 収容の場所 斎苑内待合室等 (360m²)
 - ・内訳 りんどう、やまゆり、ぼたん、れんげ、トイレ、廊下駐車場スペース (1,809m²)
 - ・内訳 一般駐車場スペース (建物北側 普通車 51 台、建物西側 普通車 12 台)
 - 大型バス駐車場スペース (3 台)
 - 身体障害者駐車場スペース (2 台)
- 4 想定収容 斎苑内収容想定人数 150 名
駐車場収容想定台数 68 台

災害時におけるあぶくま斎苑への避難者受け入れに関する連絡体制図



施設を使用するとき必要な鍵は、丸森町役場防災担当課で保管し、協定に基づき緊急に避難が必要なときに使用する。

1 - 29 災害時における避難者受入れに関する協定(ジェロントピア)

丸森町長、渡辺政己(以下「甲」という。)と社会福祉法人 あぶくま会 理事長 本多三學(以下「乙」という。)は、町内に大規模な災害等が発生した際に日常生活に重度の介助を要する高齢者や障害者等(以下「要介助者」という。)の避難先が確保できるようにするため、次により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、町内に災害が発生又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)に避難の必要な要介助者を乙の管理する施設に収容することを定める。

2 避難先の開設運営は、丸森町地域防災計画に定める避難所に準じる。

(収容施設)

第2条 要介助者を収容する施設は、別紙のとおり定める(以下「施設等」という。)

(収容対象住民)

第3条 施設等に収容する住民は、要介助者及びこれの必要な介助者であって、あらかじめ指定された避難所に避難又は収容することが困難な者とする。

(協力の要請)

第4条 甲は、要介助者の避難先確保の必要があると認めたときは、収容施設等に収容することを協力要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限りにおいて積極的に応じる。

(協力の範囲)

第5条 乙は、甲の要請に応じ避難者に避難場所を提供する。

(費用の負担)

第6条 施設での必要経費の負担は、甲乙協議して決める。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、その都度協議する。

平成17年11月10日

甲 丸森町長

乙 社会福祉法人 あぶくま会 理事長

別 紙

施設について											
1 名 称	仙南ジェロントピアデイサービスセンターゾーン										
2 所 在	丸森町館矢間松掛字宮田 6 7										
3 収容の場所	<table> <tbody> <tr> <td>デイサービスユニット（デイサービス施設内）</td> <td>175.50 m²</td> </tr> <tr> <td>食堂兼機能訓練室</td> <td>103.95 m²</td> </tr> <tr> <td>和室、静養室</td> <td>71.55 m²</td> </tr> <tr> <td>駐車場スペース</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジェロントピア施設東</td> <td>約 2,100 m²</td> </tr> </tbody> </table>	デイサービスユニット（デイサービス施設内）	175.50 m ²	食堂兼機能訓練室	103.95 m ²	和室、静養室	71.55 m ²	駐車場スペース		ジェロントピア施設東	約 2,100 m ²
デイサービスユニット（デイサービス施設内）	175.50 m ²										
食堂兼機能訓練室	103.95 m ²										
和室、静養室	71.55 m ²										
駐車場スペース											
ジェロントピア施設東	約 2,100 m ²										
4 想定収容人数	<table> <tbody> <tr> <td>デイサービスユニット収容想定人数</td> <td>50 名</td> </tr> <tr> <td>駐車場収容想定台数</td> <td>100 台</td> </tr> </tbody> </table>	デイサービスユニット収容想定人数	50 名	駐車場収容想定台数	100 台						
デイサービスユニット収容想定人数	50 名										
駐車場収容想定台数	100 台										

1 - 30 市町村被害状況報告要領

1 趣旨

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項（被害状況等の報告）及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条（消防情報に関する報告）の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち火災を除いたものとする。

3 被害状況報告等の基準

この要領に基づく被害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合に行うものとする。

(1) 一般基準

- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ロ 災害により災害対策本部を設置したもの
- ハ 1の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

- イ 地震
地震が発生し、県内で震度4以上を記録した場合
- ロ 津波
津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ハ 風水害
(イ) がけくずれ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
(ロ) 河川のいっ水、破堤、高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ニ 雪害
(イ) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
(ロ) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- ホ 火山災害
(イ) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
(ロ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ヘ その他、特に報告の指示があったもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告するものとする。

4 報告の種類等

(1)報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム（以下、「MIDORI」という。）の端末機により所管の地方振興事務所を経由して県に報告するものとする。ただし、市町村が県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告するものとする。

イ 災害概況即報

市町村及び消防本部は、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害が発生するおそれのある場合は、その概況について、自主的に様式第1号により即時報告するものとし、震度4以上の地震が記録された場合には、様式第2号(その1)により庁舎施設等の被害の概況を県に対し報告するものとする。ただし、震度5強以上の地震が記録された場合には消防庁が定める火災・災害等報告要領に基づき消防庁へも直接報告するものとする。その際には、MIDORIを用いずファクシミリ等により報告するものとする。

ロ 被害状況報告〔即報〕

(イ)市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第2号により報告するものとする(おおむね1日1回程度)。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

(ロ)市町村は、自らの対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集及び迅速な報告に努めるものとする。

ハ 被害状況報告〔確定〕

市町村は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況についておおむね災害が発生してから2週間以内確定報告するものとする。

- (2) MIDORIの操作については、別途定めるマニュアルによるものとする。
- (3) MIDORIに障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合についての報告方法については、県からの指示により行うこととする。
- (4) 県は、(3)の指示においては、次の事項を明示するものとする。

イ 災害名称

ロ 報告手段(防災行政無線ファクシミリ、電話、メール等)

ハ 即報・確定報の別

ニ 報告時点

ホ 入力的时间帯

ヘ その他の必要な事項

5 災害概況即報(様式第1号)記入要領

- (1)「災害の概況」には、災害が発生した(発生のおそれがある)具体的地域名、発生日時、災害の種別(台風、豪雨、洪水、地震、津波等)概況等を記入するものとする。
- (2)「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。
- (3)「応急対策の状況」には、災害に対して、災害対策基本法第23条の規定に基づく災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合には、その名称及び設置の日時を記入するとともに、市町村が講じた応急対策について次の例により記入するものとする。

(例)

イ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

ロ 避難の勧告・指示の状況

ハ 避難所の設置状況

ニ 他の地方公共団体への応援要請及び応援活動の状況

ホ 自衛隊の派遣要請、活動状況

6 被害状況報告（様式第2号）記入要領

（1）人的被害

イ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

なお、災害により重傷等を負った者が確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。

ロ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ハ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。

ニ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち八に該当する者を除く者とする。

ホ 負傷者の内訳(重傷者・軽傷者)が判明しない時点においては、「軽傷者」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

（2）住家被害

イ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。

ロ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

ハ 「半壊」とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には住家の損部分、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

ニ 住家被害の内訳(全壊・半壊)が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

ホ 「一部損壊」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。

ヘ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

ト 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

チ 「棟」とは一つの建築物とする。ただし、母屋より床面積の小さい附属屋(同一宅地内にあって、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等)については、母屋と同一棟とみなす。

リ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。

例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。

また、共同住宅(アパート、マンション等)の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入れるものとする。

（3）非住家被害

イ 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

ロ 「公共建物(全・半壊)」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

ハ 「その他(全・半壊)」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

(4) 火災発生

イ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

ロ 「119番通報」については、消防本部のみ報告するものとする。

ハ 火災発生の内訳(建物・危険物・その他)が判明しない時点においては、「建物」として報告することとし、判明後において訂正することとする。

(5) 庁舎施設の状況及び庁舎周辺の状況

震度4以上の地震発生時において、目視及び通報などにより可能な範囲で記載するものとし、内容の確認が取れた時点において、「住家被害」、「非住家被害」、「火災発生」、の欄に内訳を記載するものとする。

イ「庁舎被害」については、建物の傾斜・損壊、壁の亀裂・崩落など、建物に重大な被害が発生した場合「有」とし、軽微なガラスの破損やタイルのはく離は含まないものとする。

ロ 「庁舎内の異常」については、キャビネットや事務機器の倒壊などがある場合に「有」とする。

ハ 「電気の使用」については、自家発電装置により使用できる場合は「可」とする。

ニ 「水道の使用」については、水道が使える場合に「可」とする。

ホ 「一般電話回線の支障」については、外部との通話が円滑にできない場合には「有」とする。

ヘ 「都市ガス」については、ガス設備が使える場合に「可」とする。都市ガスの該当がない場合には記入を要さない。

ト 「家屋の倒壊」については、全壊又は半壊とする。

(6) その他

イ 「災害対策本部等の設置状況」については、当該災害に対して、災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合に、その名称、設置又は解散の日時を記入するものとする。

ロ 「人的被害の詳細」については、人的被害が生じた場合、被害区分(死亡・行方不明・重傷・軽傷)、氏名、性別、年齢、住所及び被害に至った状況について記入するものとする。

ハ 「避難勧告等の状況」については、地区名、種別(指示、勧告、自主)、勧告日時、世帯数、人数、避難場所、解除日時等を記入するものとする。

ニ 「災害発生場所」については、被害を生じた地域名を記入するものとする。

ホ 「災害発生年月日」については、被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。

ヘ 「災害の種類概況」については、災害の種別、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。

ト 「応急対策の状況」については、当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について次の例により記入するものとする。

(イ) 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

(ロ) 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

(ハ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

チ 「住家被害の状況」のうち(1)の全壊・半壊・一部破損については、被害区分、住所、被害に至った状況について記入するものとする。また、(2)の床上・床下浸水については、被害区分、地区名及び地区ごとの被害の内訳を記入するものとする。

る。

リ 「非住家被害の状況」は被害区分(全壊、半壊)、所在地、被害に至った状況を記入するものとする。

また、様式第1号及び様式第2号における日時等の時間は、24時間表示により記入するものとする。

附 則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

〔様式第1号〕

災害概況即報

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	名 称								
		設 置 日 時								

〔様式第2号(その1)〕

被害状況報告(即報・第 報・確定)

災害名		月 日 時 現在		区 分		単位	被害	
				火災発生	建物	件		
報告時点		月 日 時 現在			危険物		件	
市(区)町村名				その他		件		
課 係 名				119 通報	火災通報	件		
報告者名					緊急通報	件		
区 分		単位	被害	被害概況(震度4以上の地震発生時)				
人的被害	死 者		人	庁舎施設の状況	庁舎被害		有 ・ 無	
	行方不明者		人		庁舎内の異常		有 ・ 無	
	負傷者	重 傷	人		電気の使用		不可 ・ 可	
		軽 傷	人		水道の使用		不可 ・ 可	
住家被害	全 壊		棟	庁舎周辺の状況	一般電話回線の支障		有 ・ 無	
			世帯		都市ガス		不可 ・ 可	
	半 壊		棟		家屋の倒壊		有 ・ 無	
			世帯		火災の発生		有 ・ 無	
			人		電気の使用		不可 ・ 可	
	一部破損		棟		水道の使用		不可 ・ 可	
			世帯		一般電話回線の支障		有 ・ 無	
			人		都市ガス		不可 ・ 可	
	床上浸水		棟		災害対策本部等の設置状況			
			世帯					
			人			災害対策本部設置		月 日 時 分
	床下浸水		棟			災害対策本部廃止		月 日 時 分
世帯			警戒本部等設置			月 日 時 分		
人			警戒本部等廃止			月 日 時 分		
人								
非住家	公共建物(全・半壊)		棟	消防職員出動延人数		人		
	その他(全・半壊)		棟	消防団員出動延人数		人		

〔様式2号(その2)〕

市町村コード() 市(区)町村名()

〔氏名等記載欄の下に被害に至った状況を記載〕 人的被害の詳細	被害区分	氏名	性別	年齢	住所		
〔種別には指示・勧告・自主の種別を記載〕 避難勧告等の状況	地区名	種別	勧告等日時	勧告 世帯/人数	実避難 世帯/人数	避難場所	解除日時
1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況							

〔様式2号(その3)〕

市町村コード() 市(区)町村名()

1 住家被害の状況

(1) 全壊・半壊・一部破損

被害区分	住 所	被害に至った状況(要因, 損傷の程度, 人的被害の有無等)

(2) 床上・床下浸水

被害区分	地 区 名	棟 数	世帯数	人 数

2 非住家被害の状況

(1) 公共建物

被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況(要因, 損傷の程度等)

(2) その他の建物

被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況(要因, 損傷の程度等)

第5章 様式

- 様式 - 1 避難者カード
- 様式 - 2 避難者名簿（町民用）
- 様式 - 3 避難者名簿（町民以外用）
- 様式 - 4 避難所収容状況表
- 様式 - 5 避難所日誌
- 様式 - 6 被害状況報告
- 様式 - 7 人的被害調査票
- 様式 - 8 道路・橋梁等被害調査票
- 様式 - 9 建物被害調査票
- 様式 - 10 登庁途中における災害状況報告書
- 様式 - 11 災害概況即報
- 様式 - 12 放送要請書
- 様式 - 13 炊出し給与簿
- 様式 - 14 炊出し食品等受払記録簿
- 様式 - 15 生活必需物資受払記録簿
- 様式 - 16 生活必需物資給(貸)与簿
- 様式 - 17 災害時における物資の供給等について（要請）
- 様式 - 18 災害時における物資の供給等について（報告）
- 様式 - 19 飲料水供給記録簿
- 様式 - 20 義援金品領収書
- 様式 - 21 自衛隊災害派遣要請書
- 様式 - 22 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書
- 様式 - 23 救出活動記録簿
- 様式 - 24 応急医療実施状況記録簿
- 様式 - 25 応急仮設住宅入居該当者調
- 様式 - 26 応急仮設住宅入居者台帳
- 様式 - 27 住宅の応急修理該当者調
- 様式 - 28 防疫活動状況報告書
- 様式 - 29 防疫用薬剤及び器具等の受払簿
- 様式 - 30 遺体搜索状況記録簿
- 様式 - 31 遺体の処理収容状況記録簿
- 様式 - 32 埋葬台帳
- 様式 - 33 教科書及び学用品支給記録簿
- 様式 - 34 教科書、学用品、受払記録簿
- 様式 - 35 り災証明書交付簿
- 様式 - 36 り災証明交付申請書
- 様式 - 37 り災証明書
- 様式 - 38 災害等情報送受信票

第2章 調達、確保先業者

- 2 - 1 医薬品の調達先
- 2 - 2 防疫薬剤の調達先
- 2 - 3 食料の調達先
- 2 - 4 衣料・生活必要物資の調達先
- 2 - 5 清掃資機材関係業者状況
- 2 - 6 障害物除去機械、器具保有状況
- 2 - 7 建築資機材の調達先
- 2 - 8 技術者の確保先
- 2 - 9 学用品の調達先

2 - 1 医薬品の調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
サイカ薬局	丸森町字鳥屋 4-1	72 - 2566	

2 - 2 防疫薬剤の調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
サイカ薬局	丸森町字鳥屋 4-1	72 - 2566	

2 - 3 食料の調達先

(1) 主食の調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
草刈米穀店	丸森町字山崎前 13	72-1055	
アサノ丸森店	丸森町字鳥屋 17-1	72-1111	
宮城丸森店	丸森町字鳥屋 37-1	72-2882	薬王堂
伊藤商店	金山字町 57	78-1128	
高野商店	大内字町 46	79-2002	
横山商店	館矢間館山字坪石 21-4	72-1036	
佐々木ストア	丸森町字大館一丁目 107	72-1244	
ヤマサン	館矢間館山字直洲 205-1	72-2186	
フレスコキクチ丸森店	館矢間館山字直州 75	51-9110	
丸森館矢間店	館矢間館山字東玉川 111-1	87-8085	薬王堂
谷津商店	耕野字火名 9	75-2045	

(2) 副食、調味料等の調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
アサノ丸森店	丸森町字鳥屋 17-1	72-1111	
早川商店	丸森町字雁歌 37	72-1215	
宮城丸森店	丸森町字鳥屋 37-1	73 - 1930	薬王堂
遠陸商店	金山字町 26	78-1659	
森商店	金山字西新田 60	78-1855	
氏家商店	大内字町 55-1	79-2039	
只野商店	小斎字田谷場 3-1	78-1506	
ヤマサン	館矢間館山字直洲 205-1	72-2186	
佐々木ストアー	丸森町字大館 1丁目 107	72-1444	
リッキー	丸森町字大館 1丁目 25	72-1191	
いちまさ	館矢間館山字東玉川 199-1	72-4156	
フレスコキクチ丸森店	館矢間館山字直州 75	51 - 9110	
丸森館矢間店	館矢間館山字東玉川 111-1	73 - 1930	薬王堂
やしまや	耕野字火石坂 89-2	75-2111	

(3) パン、うどん等製造所等

調達先	所在地	管理責任者	電話番号	備考
鴫田食品	丸森町字飯塚	鴫田雅一	72-1305	

2 - 4 衣料・生活必要物資の調達先

調達先	所在地	電話番号	品名	備考
丸森町衣料組合	丸森町字山崎前 18 (丸森町商工会内)	72 1230	衣 料	

2 - 5 清掃資機材関係業者状況

(1) 一般廃棄物処理業者

業者名	代表者名	所在地	電話番号	備考
仙台清掃公社	渡邊 浩一	仙台市宮城野区日の出町一丁目 7-15	022-284-6661	
(株)青葉環境保全	佐藤 仁	仙台市若林区蒲町 19-1	022-286-3161	
(有)柴田衛生社	富樫 吉則	柴田郡柴田町大字下名生字上納 186-1	0224-54-1501	
(株)公害処理センター	佐藤 英美	仙台市若林区中倉三丁目 9-26	022-283-0330	
(株)モトキ	本木 拓也	柴田郡大河原町字新南 59-8	0224-51-1100	
(有)菅野源吾商店	菅野 光広	角田市梶賀字高畑南 197-1	0224-62-4151	
馬場富二商店	馬場 富二	角田市角田字牛館 1-147	0224-63-1865	
(株)マルイ商会	岩倉 春彦	丸森町金山字西新田 2-5	0224-78-1315	
(有)太田商会	太田 栄志	角田市笠島字北前 15	0224-65-2186	
(株)こんの	紺野 道昭	福島県福島市陣場町 2-20	024-524-2345	
(有)コーセイサービス	吉野まき子	柴田郡大河原町字沼 108-1	0224-53-5075	
一條清掃社	一條 朗	丸森町字飯塚 92-2	0224-72-4423	
(株)高良	高橋 隆助	福島県南相馬市原町区南町一丁目 93	0244-22-7111	
仙南環境公社	亘理 滋	白石市福岡八宮字弥治郎南 82-2	0224-25-1011	
(有)エス・ジェイメンテナンス	古川 朋孝	角田市角田字野田前 34-1	0224-63-5126	
(有)なかよし産業	中目 憲雄	白石市福岡深谷字名無沢 1-15	0224-24-5177	
(株)仙台リサイクルセンター	沼田 清	仙台市泉区根白石字福沢後 1-1	022-278-3196	
(株)シムラ	志村 洋一	白石市福岡深谷字地蔵堂 108	0224-26-1766	
(有)アイテック	斎藤 正弘	柴田町大字船岡字鍋倉 1-8	0224-57-1801	
トリプルクリーンサービス	渋谷 健一	名取市美田園 5 丁目 25-5	080-3149-2291	
(有)サム建築設計事務所	村上 衛	白石市旭町 2 丁目 7-23 メゾンアペーヌ 102	0224-25-7489	
リサイクルショップお宝山 (有)大美屋	細川 卓郎	角田市角田字田町 82-8	0224-63-1881	
(株)本田組	本田 公紀	丸森町館矢間館山字直洲 14 - 3	0224-72-1032	
守屋木材 (株)	守屋 長光	仙台市宮城野区原町六丁目 1-16	022-257-3108	
(有)伊具緑化	阿部 嘉範	丸森町大内字南平 63	0224-79-2301	

(2) し尿処理業者

業者名	代表者名	所在地	電話番号	備考
(有) 宮城総合エンジニアリング	大泉光吉	大河原町字新南 69 の 4	0224-52-1525	
(株)青葉環境保全	佐藤 仁	仙台市若林区蒲の町 19-1	022-286-3161	
(有) 柴田衛生社	富樫吉則	柴田町大字下名生字上納 186-1	0224-54-1501	
(有) エス・ジェイメンテナンス	古川朋孝	角田市野田前 34-1	0224-63-5126	
(株)公害処理センター	佐藤英美	仙台市若林区中倉三丁目 9-26	022-283-0330	
東北環境整備(株)	八島幸夫	仙台市青葉区水の森三丁目 41-6	022-278-1684	
(株)宮城日化サービス	伊東史磨	仙台市青葉区上愛子字車 39-3	022-392-9811	
(株)中央特殊興業	酒井和彦	山形市松栄二丁目 4-51	023-646-1313	
(有) 仙 南	阿部勝美	白石市大鷹沢鷹巣字芦ノ又 34	0224-22-1881	

2 - 6 障害物除去機械、器具保有状況

所有者	所在地	電話番号	機械器具等の名称数量								
			クレーン車	ローダーシャベル	グレーダー	ブルドーザー	バックホー	ユニック車	トラック		マイクロバス
									大型	小型	
丸 森 町	丸森町字鳥屋 120	72-2111	-	2	1	-	-	-	-	6	2
遠正建設(株)	丸森町字田町南 81-12	72-1161	-	1	-	3	8	1	-	5	-
(株)米森工業	丸森町字田町北 69	72-1546	-	-	-	1	3	1	1	2	-
(有)不動興業	丸森町字石倉 8	72-4559	-	2	-	2	7	-	3	2	-
船山建設(株)	丸森町字銀杏 73-1	72-1048	-	1	1	1	6	1	1	3	-
(株)春日部組	丸森町字町東 61	72-1113	-	1	-	-	7	1		4	-
(株)渡辺組	金山字町 47	78-1331	-	-	-	-	2	1	8	-	-
(株)石川組	大内字西畑 96-3	79-2021	-	2	1	1	7	1	1	4	-
(有)伊具緑化	大内字南平 63	79-2301	-	-	-	-	6	2	-	2	-
(株)関沼組	大内字沼端上 60-2	79-2155	-	2	1	2	8	1	1	4	-
武藤造園(株)	大内字南平 194	79-2106	-		-	-	6	1		2	-
(有)小野商店	大内字上田辺 54	79-2543	-	2	-	-	4	2		2	-
羽山興業(株)	大内字佐野西上 134	86-3938	-	-	-	-	3	1	-	2	-
窪田電気工事(株)	丸森町字鳥屋 55-1	72-1330	-	-	-	-	-	-	-	1	-
(株)本田組	館矢間館山字直洲 14-3	72-1032	-	2	2	2	9	2	1	6	-
(株)照井建業	館矢間館山字東玉川 197	72-1703	-	-	-	1	6	1	1	5	-
(株)杉沢工務店	館矢間山田字市子沢 82-11	72-2850	-	1	-	1	8	2	5	5	-
(有)高見住設丸森営業所	館矢間館山字塚合 10	72-6941	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(株)伊藤工務店	大張川張字腰当 14-2	75-2117	-	2	-	-	2	1		2	-
(有)中村電気工事	大張大蔵字寺前 37	75-2211	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(株)八島工業	耕野字登花東 5	75-2021	-	2	-	1	8	1	-	4	-

2 - 7 建築資機材の調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
遠正建設(株)	丸森町字田町南 81-12	72-1161	
(株)春日部組	丸森町字町東 61	72-1113	
船山建設(株)	丸森町字銀杏 73-1	72-1048	
(株)石川組	大内字西畑 96-3	79-2021	
(株)関沼組	大内字沼端上 60-2	79-2155	
(有)伊具緑化	大内字南平 63	79-2301	
(株)照井建業	館矢間館山字東玉川 197	72-1703	
(株)本田組	館矢間館山字直洲 14-3	72-1032	
(株)八島工業	耕野字登花東 5	75-2021	

2 - 8 技術者の確保先

名称	所在地	電話番号	技術者等人員数
丸森町建設職組合	丸森町字山崎前 18 (丸森町商工会内)	72-1230	95 人

2 - 9 学用品の調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
丸森町商工会	丸森町字山崎前 18	72-1230	

第3章 各種データ

- 3 - 1 災害履歴：風水害（昭和30年以降）
- 3 - 2 災害履歴：地震（昭和30年以降）
- 3 - 3 火災発生状況
- 3 - 4 宮城県内の活断層
- 3 - 5 想定断層位置図
- 3 - 6 水防区域
- 3 - 7 水防資機材一覧表
- 3 - 8 土砂災害等危険箇所
- 3 - 9 避難場所・避難所
- 3 - 10 町防災無線
- 3 - 11 丸森町防災行政無線配備表
- 3 - 12 丸森町災害時優先電話一覧表
- 3 - 13 防火対象物
- 3 - 14 文化財指定状況
- 3 - 15 丸森町液化石油ガス販売施設
- 3 - 16 危険物施設等一覧表
- 3 - 17 消防活動上有毒ガスを発生する恐れのある施設
- 3 - 18 道路災害危険箇所
- 3 - 19 異常気象時通行規制区間
- 3 - 20 町有車両等状況
- 3 - 21 学校施設状況

3 - 1 災害履歴：風水害（昭和30年以降）

災害履歴：風水害（1）

災害年月日	災害種別	状 況		
S31.7.14 ~17	洪水	14日から降り始めた梅雨は、16、17日にかけて激しい豪雨となり200mm前後の雨量を記録した。町内のほとんどの河川が氾濫し、田畑の冠水、埋没、道路の流出溜池の堤防決壊などが続出した。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		降水量：200mm前後 最高水位：21.28m	-	-
S33.9.26	洪水	台風22号により県南部を中心に豪雨に見舞われ、327mmの大雨となり道路、橋梁などに多大の被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：327mm 最高水位：21.32m	負傷：3名 り災者：4,689名	農林被害：418,435千円 土木被害：88,252千円
S46.8.30 ~31	暴風雨	台風23号が来襲し、351mmの雨量を記録、道路、橋梁、農作物に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：351mm 最高水位：20.40m	-	農林被害：85,000千円 土木被害：95,000千円
S57.9.12 ~13	暴風雨	台風18号による集中豪雨により176mmの雨量を記録し、甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：176mm 最高水位：21.04m	負傷：2名、り災者：1,280名、 全壊：1棟、一部破損：12棟、 床上浸水：31戸、床下浸水：274戸	農林被害：1,055,256千円 土木被害：264,171千円
S61.8.5	豪 雨 水	台風10号による大雨は、太平洋側を中心に多く降り続き303mmの降水量を記録した。町内各地で、河川の氾濫、土砂崩れ、浸水等の被害が続出し、幹線道路も各地で寸断され、災害史上最大の被害をもたらした。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：303mm、筆甫：279mm、 大内：390mm 最高水位：22.22m	死者：1名、重傷：1名、全半壊： 19棟、 一部破損：9棟、床上浸水：162 戸、 床下浸水：354戸	土木被害：1,401,875千円 農林被害：3,837,708千円 その他被害：356,764千円 合 計：5,596,347千円
H1.8.6	大 洪 水	台風13号は5日午後3時すぎ千葉県銚子市付近に上陸し、同日夜半から降り出した大雨は丸森(館矢間観測所)127mm、筆甫419mm、大内(黒佐野)217mm降り、最大時間雨量は筆甫48mmを記録した。阿武隈川の水位は、20.59m(警戒水位19.50m)に達した。同日6時小斎前並地区で阿武隈川からの漏水箇所が発見され、小斎分団が水防工法により対処した。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森：125mm、筆甫：419mm、 大内：217mm 最高水位：20.59m	半壊：4棟、一部破損：5棟、 床上浸水：18棟、床下浸水：40 棟 り災者数：276名	土木被害：2,393,840千円 農作物被害：390,890千円 その他被害：30,029千円 合 計：2,814,759千円

災害履歴：風水害(2)

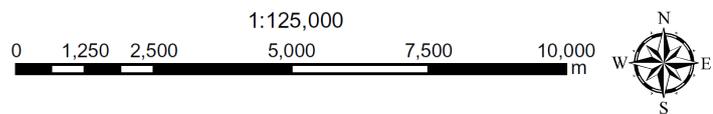
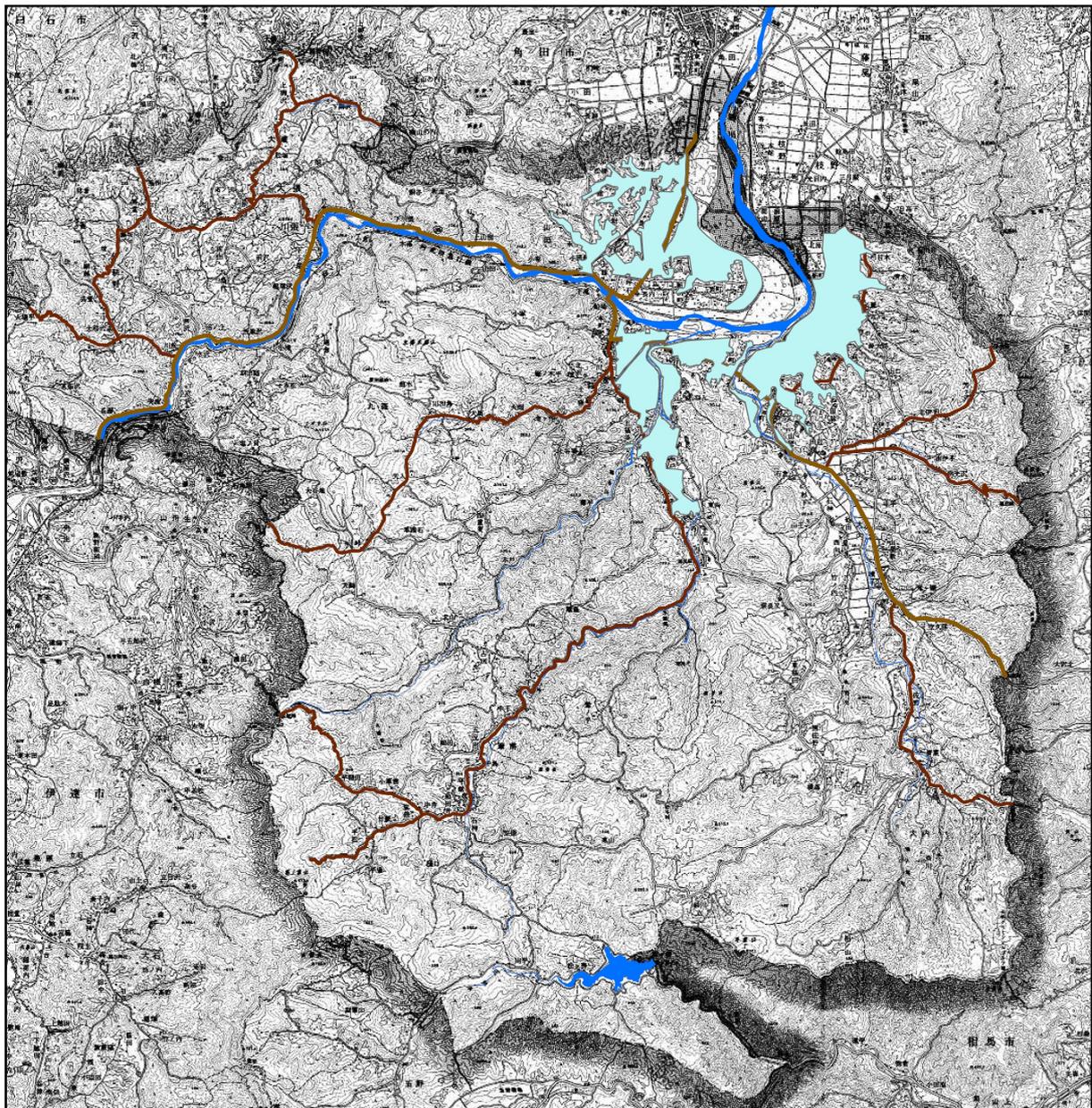
災害年月日	災害種別	状 況		
H3.10.12	大 雨 水 害	10月6日から降り続いていた雨は12日になって関東の東の海上を北東に進んできた台風21号の接近とともに大雨となり、9日9時から13日18時までの総雨量は、丸森(館矢間観測所)283mm、筆甫430mm、大内(黒佐野)214mmを記録した。阿武隈川の水位は20.60mに達した。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森:283mm、筆甫:430mm、大内:214mm 最高水位:20.60m	負傷者:4棟、全壊:1棟、半壊:1棟、一部破損:4棟、床下浸水:3棟、り災者:41名	土木被害:616,000千円 農作物被害:8,970千円 合 計:624,970千円
H10.8.26 ~31	大 雨 水 害	東北地方に停滞した前線と台風4号の影響により8月26日から降り出した雨は、東日本・北日本にかけて広い範囲で大雨となり、特に福島県南部及び栃木県北部を中心に豪雨に見舞われた。また、町内でも大雨となり、26日9時から31日11時までの総雨量は、丸森(館矢間観測所)297mm、筆甫322mm、大内(黒佐野)385mmを記録した。更に阿武隈川は福島県南部中心とした豪雨により水位が上がり、30日14時22.22mに達し、一時丸森橋が通行止めとなった。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森:297mm、筆甫:322mm、大内:385mm 最高水位:22.22m	床上浸水:7棟、床下浸水:4棟、り災者:36名、田冠水:176ha、畑冠水:176ha、道路交通不能:9箇所	公共文教施設被害:150千円 農林水産施設被害:88,750千円 農作物被害:146,871千円 林産被害:10,000千円 商工被害:4,600千円 合 計:250,371千円
H10.9.15 ~17	台 風 5 号	台風5号による集中豪雨により、水田の冠水や農業、土木施設に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		-	一部損壊:1棟、1世帯、3名、田冠水:8ha	農林水産施設:20,900千円 公共土木施設:3,500千円 農業被害:41,300千円 合 計:65,700千円
H11.4.24 ~26	大 雨	4月24日からの町内の筆甫他において最大376mmの雨量を記録し、損壊建物を初め、農業、土木施設に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森:220mm、筆甫:376mm、大内:324mm 最高水位(阿武隈川):19.67m(25日19:00)	一部損壊:3棟、3世帯、13人、田冠水:5.8ha、畑冠水:2.6ha、道路:38箇所、河川:34箇所、崖崩れ:2箇所	農林水産施設:128,300千円 公共土木施設:338,650千円 合 計:466,950千円
H12.7.7 ~8	台 風 3 号	台風3号による集中豪雨により、町内の大内他において最大263mmの雨量を記録し、田畑の冠水や農業、土木施設に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森:163mm、筆甫:260mm、大内:263mm 最高水位(阿武隈川):19.67m(8日17:00)	田冠水:31.7ha、畑冠水:4.99ha、道路通行不能:3箇所	農林水産施設:17,500千円 公共土木施設:23,800千円 その他の施設:2,369千円 合 計:53,269千円
H14.7.11 ~12	台 風 6 号	台風6号による集中豪雨により、町内の丸森他において最大192mmの雨量を記録し、床上、床下浸水を初め、田畑の冠水等、甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森:192mm、筆甫:176mm、大内:183mm 最高水位(阿武隈川):22.22m(11日11:30)	床上浸水:20棟、20世帯、59名、床下浸水:5棟、5世帯、15名、田冠水:106.4ha、畑冠水:157.5ha、道路:10箇所、河川:3箇所、電話:7回線、電気:8戸、農業用施設:17箇所、交通規制等:丸森橋	農林水産施設:42,100千円 公共土木施設:56,600千円 その他公共施設:769千円 農業被害:105,911千円 合 計:205,380千円
H14.9.30 ~10.3	台 風 2 1号	台風21号の影響により、筆甫他で最大116mmの雨量を記録し、リンゴ、デントコーン等の農作物被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森:100mm、筆甫:116mm、大内:115mm 最高水位(阿武隈川):19.75m(2日7:00)	農作物被害、町道:6箇所、県道:2箇所、国道:1箇所、合計9箇所通行止め	柿(3.2ha):929千円 リンゴ(5.5ha):2,300千円 デントコーン(2.1ha):960千円 合計(10.8ha):4,189千円

災害履歴:風水害(3)

災害年月日	災害種別	状況		
H16.10.8 ~10	台風 22号	台風22号による集中豪雨により、町内の大内他において最大188mmの雨量を記録し、道路決壊等の甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森:148mm、筆甫:172mm、大内:188mm 最高水位(阿武隈川): 20.04m(10日1:00)	町道五福谷北山線:筆甫下北山三地内の路肩決壊、町道広平塩ノ貝線:丸森町字広平地内法面崩土、町道杉ノ入小田線:大張川張字明僧地内路肩決壊、その他	町道五福谷北山線:200千円 町道広平塩ノ貝線:300千円 町道杉ノ入小田線:100千円 その他:200千円 合計:800千円
H18.10.5 ~7	大雨	10月5日からの集中豪雨により、町内の大内他において最大353mmの雨量を記録し、避難勧告の発令と共に農業、土木施設に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森:229mm、筆甫:350mm、大内:353mm 最高水位(阿武隈川): 20.59m(7日11:00)	避難勧告:4世帯、16名、自主避難:1世帯、4名、農作物:75ha	公共土木:7,780千円 農作物:6,000千円
H19.7.13 ~16	台風 4号	台風4号の影響により、町内の大内他において最大322mmの雨量を記録し、田畑の冠水や土砂崩れ、道路法面の崩落等、農業、土木施設に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森:174mm、筆甫:268mm、大内:322mm、大張:236mm、内川:198mm 最高水位(阿武隈川): 20.61m(15日23:00)	宅地土砂崩れ:25件(個人23、学校1、児童館1)、河川:10件(法面崩落6、護岸流出1、倒木1、土砂堆積2)、 町道:68件(路肩路体決壊33、路面流出2、切法面崩落30、舗装流出1、倒木1、木橋流出1)、農道:33件(切法面崩落14、路肩路体決壊16、法面流出1、道路陥没1、暗渠流出1)、 林道:6件(法面崩落5、路肩決壊1)、 水路:6件、農地:5件(田のみ)、農作物冠水(水稻128.3ha、デントコーン83.1ha、牧草80ha、大豆13ha)	公共土木:451,430千円 農地:23,350千円 農業施設:92,190千円 林道:44,600千円 合計:611,570千円
H19.9.5 ~7	台風 9号	台風9号の影響により、町内の筆甫他において最大267mmの雨量を記録し、農業、土木施設に甚大被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森:189mm、筆甫:267mm、大内:172mm、大張:221mm、内川:213mm 最高水位(阿武隈川): 19.55m(7日22:00)	公共土木:105件、農業施設:35件、 林道:10件、合計:150件	公共土木:181,920千円 農業施設:25,210千円 林道:33,800千円 合計:240,930千円
H20.8.29	記録的 豪雨	8月29日に町内の内川他で最大時間雨量59mmの記録的な集中豪雨となり、役場庁舎周辺が冠水する被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸森:97mm(21時~22時の1時間最大雨量58mm)、筆甫:76mm(21時~22時の1時間最大雨量51mm)、内川:72mm(21時~22時の1時間最大雨量59mm) 最高水位(阿武隈川): 18.23m(30日2:00)	突発的な豪雨により、約30分で役場庁舎周辺が冠水	-

災害履歴：風水害(4)

災害 年月日	災害 種別	状 況		
H27.9.6 ~ 11	台風 18号	台風 18 号による線状降水帯の停滞で、9 月 6 日から降り出した雨は茨城県、栃木県及び宮城県にかけて記録的な豪雨となり、それぞれに「大雨特別警報」が発表された。町内では、筆甫観測所で 6 日から 11 日までの総雨量が、601mm を記録し、丸森、筆甫、大内、大張、耕野の土砂災害危険か所に「避難準備情報」「避難勧告」を発令した。被害は床上、床下浸水をはじめ、公共土木施設、農業施設、田畑の冠水、役場庁舎周辺の冠水など甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		9/6～11 丸森：406mm、 筆甫：601mm、 大内：502mm、 大張：454mm、 内川：410mm 笠松：536mm 最高水位(阿武隈川)： 21.12m(11日2:00)	軽傷：1名、 一部破損：1棟、 床上浸水：5戸、 床下浸水：29戸 非住家建物(物置)全壊：1棟 公共土木：72件、 農業施設：44件、 林道：14件、 合計：130件	土木施設：617,500千円 農林施設：299,500千円 その他公共施設(筆甫小プ ール、筆甫保育所、観光施設 等)：5,047千円 農業被害：25,213千円 合 計：947,260千円



凡 例

-  : 浸水実績区域
-  : 国道
-  : 幹線道路（主要地方道、一般県道）
-  : 河川・湖沼

浸水実績区域位置図

3 - 2 災害履歴:地震(昭和30年以降)

災害履歴:地震(昭和30年以降)

災害年月日	災害名	状況	被害状況	被害額
S53.6.12	宮城県沖地震	午後5時14分に発生した宮城県沖地震は、マグニチュード7.4(震度5)という強烈なものであった。	一部破損:1戸	商工被害:50,750千円 土木被害:11,295千円 その他:6,791千円 合計:68,836千円
H23.3.11	東日本大震災	午後2時46分に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0(丸森町震度5強)というこれまでに経験したことのない強烈なもので、電気、電話、水道などの生活必需品の需要ができなくなった。	電気:町内全域停電 電話:町内全域不通 水道:水道区域一部断水 家屋:全壊1棟 半壊38棟 一部損壊513棟 公共土木施設:130件 農業施設:6件 林道:3件 公共下水道:28件 農業集落排水:8件 上水道:39件 役場庁舎等:2件 文化財:1件 文教施設:17件 まちづくりセンター:2件 その他施設:28件	公共土木施設:1,517,689千円 農業施設:16,935千円 林道:16,958千円 公共下水道:1,148,557千円 農業集落排水:456,824千円 上水道:2,956千円 役場庁舎等:9,009千円 文化財:39,955千円 文教施設:6,231千円 まちづくりセンター:16,382千円 その他施設:8,593千円 合計:3,240,089千円

丸森町地震防災マップ

地域の危険度マップ

＜想定する地震の最大震度の場合＞

この「地域の危険度マップ」は

○この地域の危険度マップは、地域が揺れやすさマップ(想定する4つの地震のうち最大の震度)において示された強さ(震度)の揺れとなった場合に、地盤の液状化(※1)の影響を含めてどの程度の建物被害(全壊・半壊相当※2)が生じるかを100メートルメッシュ毎に評価し、相対的に表示したものです。

○「防火上の可能性として」、地域で発生する可能性のある最大の被害状況の目安を示したものであり、住民の皆様方の防災活動に役立てていただくためのものです。地域が同時にこのような被害となることを表現しているものではありません。

危険度とは

100m×100mのメッシュ内にある建物のうち、半壊にいたる可能性のある建物棟数を計算し、メッシュ内の建物の総数に対するその割合(%)を表しています。

例) 3%以上 5%未満のランクの場合
 ー そのメッシュ内の総建物数のうち3%から5%の建物が半壊にいたる可能性がある。

この地域の危険度マップは、この割合(%)を7段階に色分け表示しています。

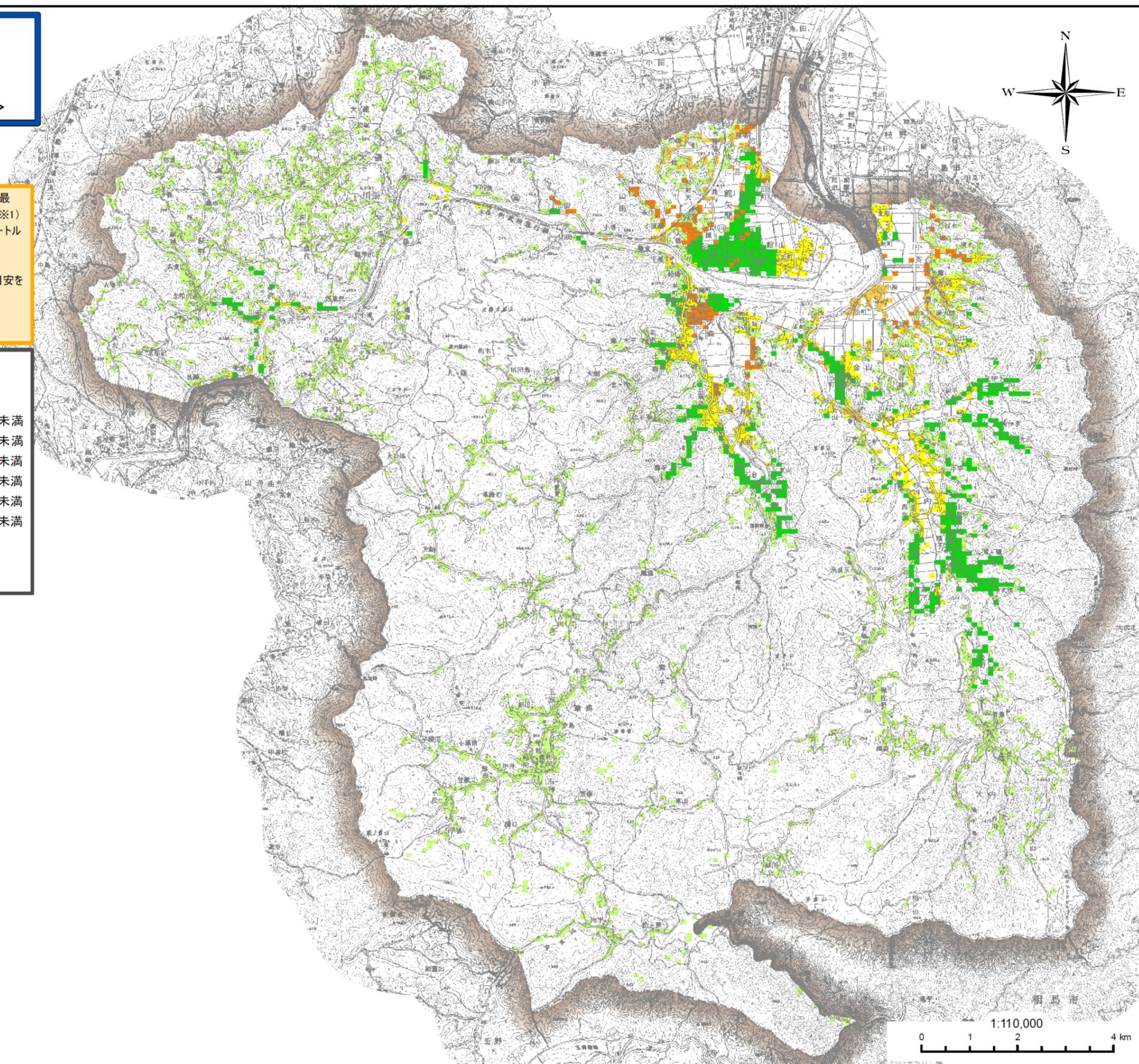
危険度

■ 30%以上	30%未満
■ 20%以上	20%未満
■ 10%以上	10%未満
■ 7%以上	7%未満
■ 5%以上	5%未満
■ 3%以上	3%未満
■ 0%以上	3%未満

＜お問合せ先＞

丸森町役所 総務課 消防防災班 TEL 0224-72-3020

※地図の図表・解説文は、宮城県建築物等地震対策推進協議会に設置の市町村防災マップ利活用検討ワーキングにおける解説資料から引用しています。



丸森町地震防災マップ

揺れやすさマップ

<想定する地震の最大震度の場合>

この「揺れやすさマップ」は

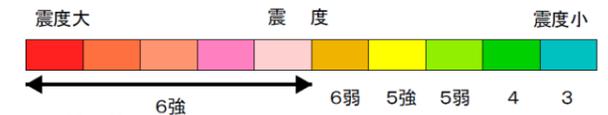
○この揺れやすさマップは、

1. 地域に影響のある海溝型の地震(宮城県沖地震(単独型))
2. 地域に影響のある海溝型の地震(宮城県沖地震(連動型))
3. 活断層の地震(長町-利府断層による地震)
4. どこでも起こりうる直下の地震(マグニチュード 6.9)

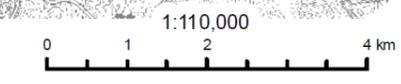
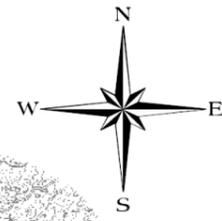
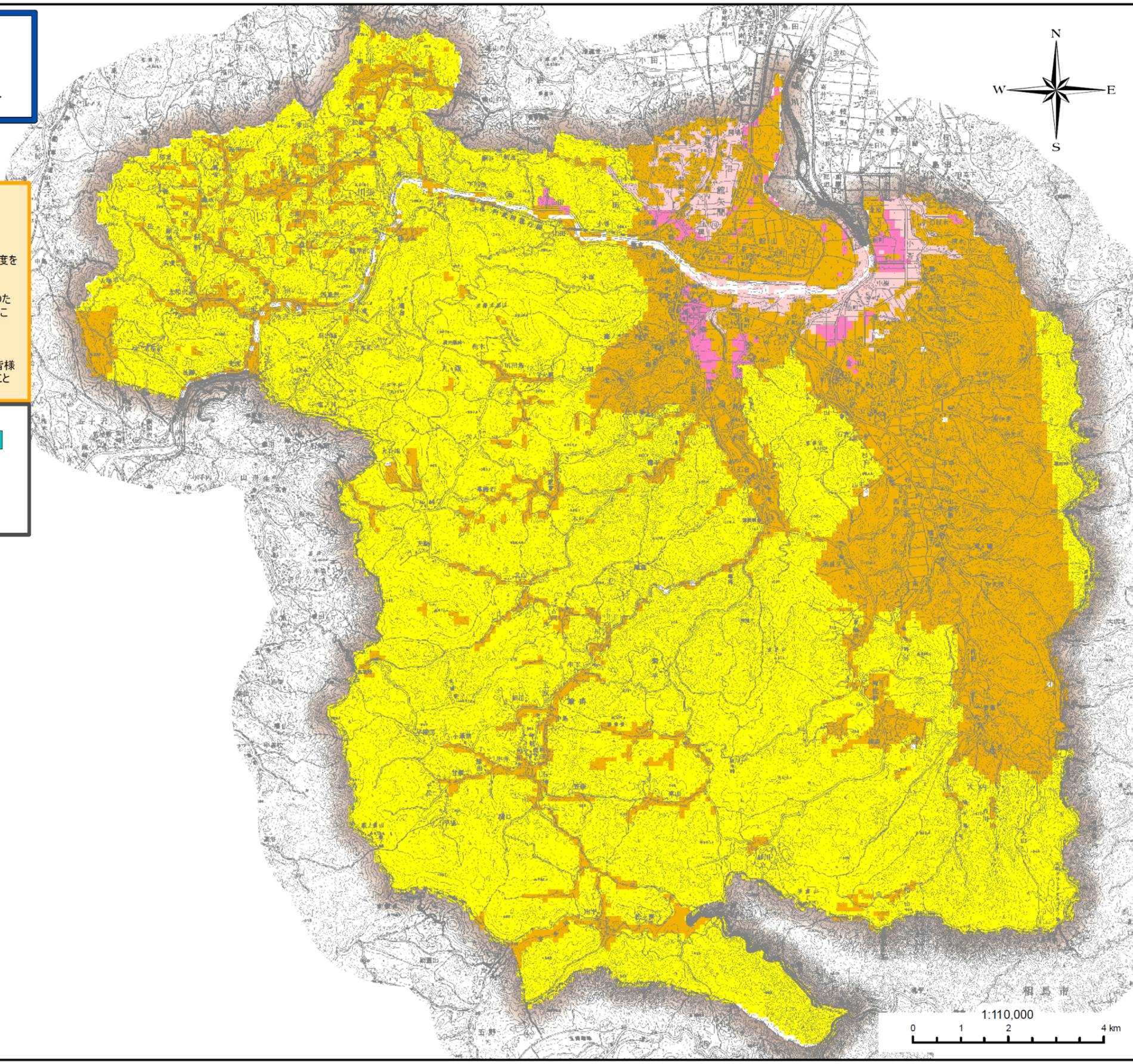
について、それぞれ震度分布を作成し、100メートルメッシュ毎にその最大となる震度を表現しています。

○地震による被害の軽減のためには、住宅等の耐震化を図ることが大切です。そのため、地震の大きさと揺れによる建物の危険性をよく知って頂く必要があります。そこで、発生の恐れがある地震による地域の揺れやすさを震度として評価したのがこの「揺れやすさマップ」です。

○このマップは、地域で起こりうる可能性のある最大の震度の目安であり、住民の皆様方の防災活動に役立てていただくためのものです。全域が同時にこの震度になることを表現しているものではありません。



<お問合せ先>
 丸森町役所 総務課 消防防災班 TEL 0224-72-3020
 ※地図の図表・解説文は、宮城県建築物等地震対策推進協議会に設置の市町村防災マップ活用検討ワーキングにおける解説資料から引用しています。



3 - 3 火災発生状況

(1) 火災発生状況

	件数	り災人員	り災世帯	死者	負傷者	火災種別				り災棟数				焼損面積		損害額 (千円)
						建物	林野	車両	その他	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物 (㎡)	林野 (a)	
平成元年	11	34	7	1	-	8	2	1	-	14	2	1	-	1,387	18	155,161
平成2年	14	25	7	-	2	12	1	1	-	8	1	5	-	2,216	5	140,400
平成3年	8	34	7	-	1	6	2	-	-	13	1	5	-	1,874	59	59,697
平成4年	15	52	10	5	-	11	2	-	2	16	1	9	-	2,310	13	113,467
平成5年	10	14	3	1	2	5	2	1	2	9	-	4	-	843	29	90,216
平成6年	17	30	7	1	3	10	4	-	3	12	1	4	-	1,645	67	124,542
平成7年	8	21	4	-	2	5	1	1	1	1	1	3	-	210	1	30,090
平成8年	8	11	3	-	-	5	2	1	-	10	-	-	-	1,222	54	33,765
平成9年	12	26	5	-	1	7	3	-	2	6	1	2	-	697	51	52,674
平成10年	8	11	2	-	-	5	-	1	1	7	-	1	-	1,539	10	43,789
平成11年	15	33	8	0	4	7	1	2	5	9	4	5	0	1,708	1,251	125,547
平成12年	18	27	7	0	1	10	5	3	0	10	2	4	1	1,316	33	34,359
平成13年	12	10	3	0	3	6	3	0	3	5	1	2	3	1,137	225	31,305
平成14年	10	16	4	0	7	2	4	1	3	10	0	0	0	1,238	16,143	426,091
平成15年	8	27	7	1	4	5	2	0	1	9	1	8	0	1,375	33	71,964
平成16年	13	22	6	0	0	5	5	1	2	9	0	7	0	886	276	17,135
平成17年	14	45	12	2	5	11	0	1	2	11	1	9	0	2,179	7	95,794
平成18年	13	13	6	0	1	8	3	1	1	2	2	4	2	447	35	10,723
平成19年	20	20	7	2	2	8	7	0	5	6	2	2	2	1,187	26	74,946
平成20年	11	10	2	3	2	2	1	1	7	4	0	1	1	764	7	43,437
平成21年	21	16	5	0	7	15	0	0	6	13	1	8	2	1,436	7	43,562
平成22年	7	16	8	1	5	6	0	1	0	6	0	5	1	868	0	20,161
平成23年	9	0	0	0	1	2	0	1	6	0	1	0	1	142	2	3,251
平成24年	6	12	3	0	2	5	0	1	0	9	0	0	1	988	0	25,468
平成25年	12	10	3	2	4	6	2	0	4	9	0	3	0	981	36	28,198
平成26年	7	5	1	0	1	3	1	0	3	7	0	2	0	359	7	10,797
平成27年	4	4	0	0	2	1	1	0	2	2	0	1	0	209	1	4,042
計	311	544	137	19	62	176	54	19	61	217	23	95	14	31,163	18,396	1,910,581

(2) 火災発生原因別

	火遊び	たき火	ストーブ	風呂かまど	煙突	こたつ	電球・配線	取り灰	花火	たばこ	コンロ	熱モーター過	放火	不明	その他	合計
平成元年	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	-	-	-	2	5	11
平成2年	1	1	2	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-	3	2	14
平成3年	-	1	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	2	8
平成4年	1	-	3	3	1	-	-	-	-	3	-	-	1	-	3	15
平成5年	1	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	10
平成6年	-	2	2	2	-	-	2	-	-	3	-	-	1	2	3	17
平成7年	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	3	8
平成8年	-	2	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	3	-	8
平成9年	-	4	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	2	1	12
平成10年	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	3	8
平成11年	0	2	1	2	0	0	0	0	0	3	0	0	1	3	3	15
平成12年	0	6	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4	1	5	18
平成13年	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	1	4	12
平成14年	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	1	1	3	10
平成15年	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1	1	1	8
平成16年	0	2	0	1	0	0	4	0	0	2	0	1	0	2	1	13
平成17年	0	2	0	2	0	1	0	1	0	0	1	0	1	3	3	14
平成18年	0	2	1	3	0	1	0	0	0	1	1	1	0	1	2	13
平成19年	0	2	0	1	0	0	1	1	0	2	1	0	0	8	4	20
平成20年	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	6	11
平成21年	0	2	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	4	11	21
平成22年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	2	7
平成23年	0	5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	9
平成24年	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	6
平成25年	0	3	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	4	12
平成26年	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	7
平成27年	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4
計	3	49	19	21	7	3	14	4	0	31	14	2	15	51	78	311

3 - 4 宮城県内の活断層

宮城県内の活断層一覧

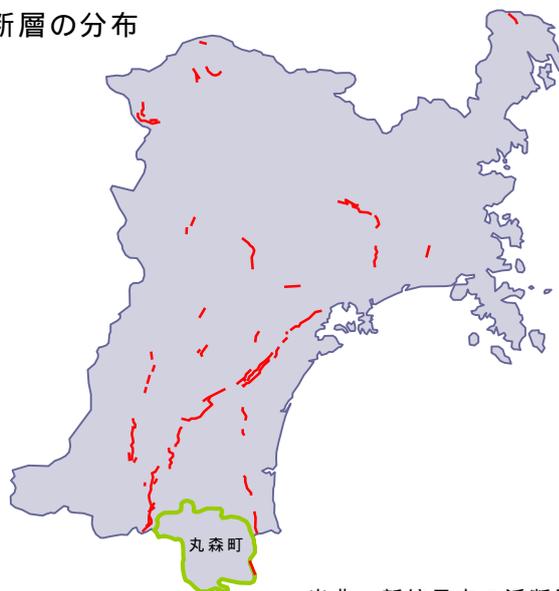
断層番号	断層名	确实度	活動度	長さ (km)
	長町 - 利府線		B	12
	大年寺山断層		B	8
	鹿落坂断層		C	3
	坪沼断層		B	5
	円田断層		B	10
	愛子断層		B	2
	作並 - 屋敷平断層		C	9
	遠刈田 - 三住		C	7
	白石断層		B	2.5
	上品山西			4
	加護坊山 - 籠岳山			12
	旭山撓曲		B ~ C	8
	鹿折川			15
	栗駒山山頂断層		B	1,2
	揚石山南		B	3
	鬼首断層		B	6
	双葉断層 [小斉峠付近]		B	5
	越河断層		B	15

确实度 : 活断層であることが确实なもの
 : 活断層であると推定されるもの
 : 活断層の可能性のあるもの

活動度 A : 第四紀の平均変位速 1 ~ 10m/1000 年
 B : 第四紀の平均変位速度 0.1 ~ 1m/1000 年
 C : 第四紀の平均変位速度 0.01 ~ 0.1m/1000 年

出典 : 新編日本の活断層 (活断層研究会、1991)

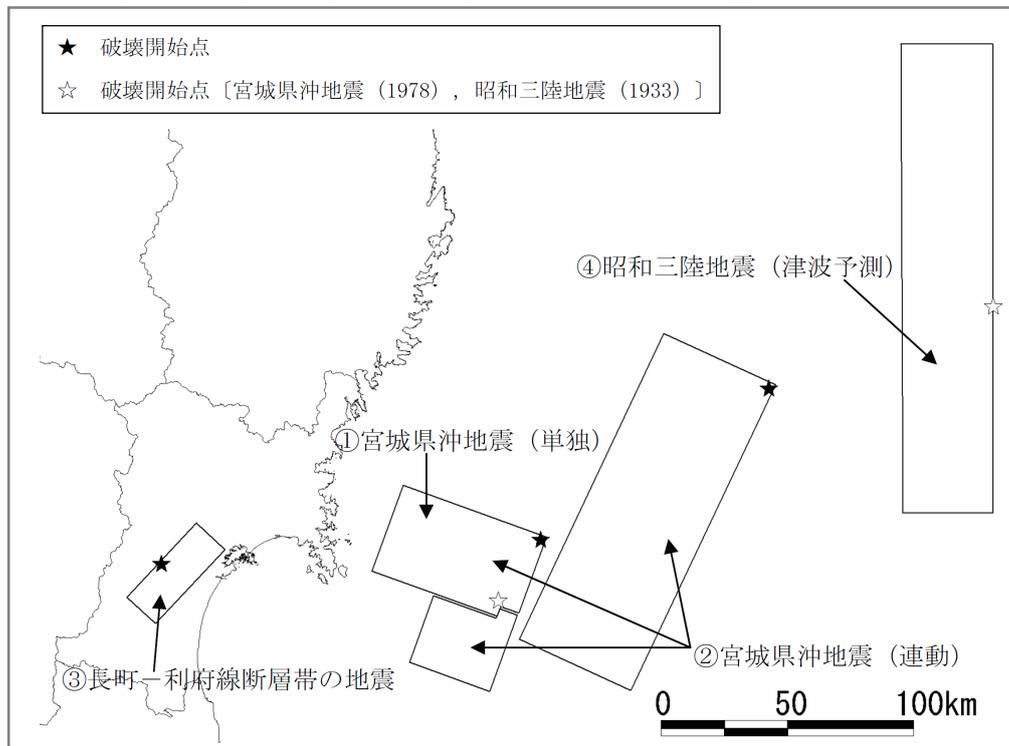
宮城県内の活断層の分布



出典 : 新編日本の活断層 (活断層研究会、

3 - 5 想定断層位置図

第3次地震被害想定で想定した地震の断層モデル位置図



3 - 6 水防区域

国土交通大臣管理河川の平成 28 年度重要水防箇所

河川名	距離標	地区名 及び 左右 岸名	標定種別 及び 図面 番号	平成 28 年度評定				対策水防 工法名	摘 要	対 所 象 水 防 観 測 報 警	関 連 村 市 町	出 張 所
				堤防 (m)		工作物 (箇所)						
				A	B	A	B					
阿 武 隈 川 下 流	29.6+ 32.2+190	館矢間 左岸	漏水 S17		2,75 0 2,75 0			釜段工		丸森	丸森町	角 田 出 張 所
	34.4+130 34.8+	"	堤防断面 18		270 270			シート張工 木流し工		"	"	
	35.0+ 67 37.0+	"	堤防断面 19		1,82 9 1,82 9			シート張工 木流し工		"	"	
	37.0+179	"	工作物 20				1	監視	桁下高不足 丸森橋	"	"	
	37.6+ 70 38.0+	山田 左岸	堤防高 21		330 330			積土のう工 堰板工	一連区間のうち一番低い 箇所は、37.8k + 195m 付 近	"	"	
	37.6+ 70 38.0+	山田 左岸	堤防断面 22		330 0			シート張工 木流し工		"	"	
	32.8+ 45 32.8+165	小斎 右岸	堤防断面 36		120 0			シート張工 木流し工		"	"	
	33.0+ 90 33.0+185	"	堤防断面 37		95 95			シート張工 木流し工		"	"	
	33.2+ 90 33.2+110	"	堤防断面 38		20 20			シート張工 木流し工		"	"	
	33.6+ 28 34.4+146	金山 右岸	堤防高 39	350 350				積土のう工	詳細設計等により延長見 直し	"	"	
	33.6+ 28 34.4+146	"	堤防断面 40	350 0				シート張工 木流し工		"	"	
	35.4 35.6	"	堤防高 41		292 292			積土のう工	一連区画のうち一番低い 箇所は、35.6k 付近	"	"	
	36.4+190 36.6	丸森 右岸	堤防高 42		40 40			積土のう工		"	"	
	36.6+110 36.8	"	堤防高 43		125 0			積土のう工	一連区画のうち一番低い 箇所は、36.6k + 110m 付 近	"	"	

国土交通大臣管理河川の平成 28 年度重要水防要注意区間(国土交通省直轄)

河川名	距離標	地区名 及び 左右 岸別	標定種 別 及 び 図面番 号	平成 28 年度評価			対策水防 工法名	摘 要	対象 水防 観測 所	関連 市町 村	出張所
				工事 施工 (箇所)	新堤防・ 破堤箇 所 旧川跡 (m)	陸 間 (箇所)					
阿武隈川 下流	29.8+ 80	箱矢間	旧川跡		100		釜段工 月の輪工		丸森	丸森町	角田出張所
	29.9+ 80	左岸	要 12								
	30.8+ 40	"	旧川跡		120		釜段工 月の輪工		"	"	
	30.8+160	"	要 13								
	32.8+	小斎	旧川跡		100		釜段工 月の輪工		"	"	
	32.8+120	右岸	要 29								
	32.8+103	"	新堤防		0			H23.3.11 東日本大震災 より被災。H24.5 復旧 工事完了	"	"	
33.0+170	"	要 33									
32.8+230	"	破堤箇 所				シート張工 木流し工	S16.7 破堤箇所不明	"	"		
32.8+230	"	要 34									
37.0+	丸森	陸間				積土のう 工 堰板工	特殊堤開口部 丸森陸間第 2 号廃止	"	"		
37.0+	付近	右岸	要 35								

注) 堤防延長の上段は標定延長、下段は重複を除いた延長

知事管理河川の平成 28 年度重要水防箇所

水系名	河川名	重要水防箇所			地名		評価基準		水防 管理 団体	担当 事務所	予想 される 危険	対 策 水防工法	関連工事
		左右 岸	現況	延長	大字	字	種別	基準					
雉子尾川	雉子尾川	右	有堤	200	大内	下田辺	新堤防		丸森町	県大河原 土木 "	破堤	シート張 り木流し	
	伊手川	右	無堤	400	大内	大塚	堤防高	B	"	"	氾濫	積み土の う	災害復旧

3 - 7 水防資機材一覧表

資材	単位	合計
土のう袋	枚	3,600
かます	枚	0
二子縄	巻	0
トラロープ 10mm	巻	5
むしろ	枚	0
ビニールシート	枚	54
木杭 3.6m	本	0
木杭 2.7m	本	20
木杭 1.8m	本	54
木杭 1.2m	本	19
鉄杭	本	194
アルミ杭	本	328
丸太	本	0
塩ビ管	本	23
鉄線	k g	120
スコップ	丁	91
ツルハシ	丁	23
ペンチ	丁	21
掛矢	丁	28
ノコギリ	丁	8
ナタ 大	丁	0
ナタ 小	丁	13
クワ	丁	57
カマ	丁	33
オノ	丁	18
ハンマー	丁	21
ガスランプ	台	0
ボート及び船外機	台	3
フラインググローブ	巻	6
救命胴衣	着	49
トンバック	枚	10
一輪車	台	17
カッター	ケ	0
排水ポンプ	台	2
大ハンマー	丁	2
ウォーターゲート	台	6
土のうバケツ	個	20

平成 28 年度現在

3 - 8 土砂災害等危険箇所

(1) 地すべり危険箇所

ア 県土木部防災砂防課

番号	名称	河川名		位置	面積 (m)	被害想定区域内の保全対象		
		水系名	幹川名			人家戸数	耕地	公共施設
1	佐野	阿武隈川	雉子尾川	佐野	16.0	2	6.5	町道：350m
2	片山	阿武隈川	雉子尾川	金山	10.8	4	0	

イ 農林水産部森林整備課

番号	地区名	位置		人家数	公共施設	道路	面積	地すべり防止区域 指定(林野庁所管)の有無
		大字	字					
1	空久保	大内	中山	0		町道：250m	7.0	有
2	石羽		石羽	3	神社 工場	県道：300m	15.8	有
3	青葉	大内	青葉南	4		林道：1,090m	45.8	無
4	東福田	大内	東福田	2		町道：800m	28.9	無
5	南平	大内	南平等	21		県道：200m 町道：1,000m	71.4	無
6	高平	大張大蔵	高平等	4	ため池	農道：300m 県道：320m	19.7	有

ウ 農林水産部農村整備課

番号	区域名	位置	土地の状況							計	農林省告示 年月日・番号
			林地	水田	畑地	原野	宅地	その他			
1	大内	大内	201.04	18.03	29.62	0.00	1.90	19.41	270.00	S33.10.31 第 838 号	
2	大内	大内	60.25	5.37	17.49	0.00	1.30	0.00	84.41	S44.11.11 第 1761 号	

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

ア 自然斜面(ランク)

平成20年3月31日現在

箇所番号			所在地1	所在地2	延長	傾斜度	斜面高	人家戸数	公共的建物	公共施設
自	-132	沼の上	耕野	沼の上	405	58	12	11	ふるさと会館	
自	-133	下滝の1		舟場	100	45	58	8		国道 100m, 県道 140m 町道 60m
*	自	-134		田町北	230	45	35	31		県道 100m, 町道 130m
自	-135	山崎前(山崎)		山崎	140	44	20	23	商工会館, 集会所 旅館, ホンソウ置場	県道 140m, 町道 80m
自	-136	薄平		薄平	150	47	32	5		砂防ダム1基
自	-137	川下	筆甫	川下	160	58	21	3	担い手センター	
自	-138	肱曲	筆甫	肱曲	340	70	16	5	集会所	消防ポンプ室 1施設
自	-139	甘藪	筆甫	甘藪	160	52	9	5		
*	自	-140	金山	表小路	140	33	25	15		国道 130m, 県道 100m
自	-141	沼下	金山	沼下	150	65	10	6		県道 120m
*	自	-142	金山	山居	550	42	20	16		国道 530m, 水路 530m
自	-143	北伊手	大内	下梅ヶ作	260	38	15	6		
自	-145	上柳沢	大張大蔵	竹の花	170	42	10	5		
自	-146	関場	館矢間	関場	130	35	6	5		
自	-147	坪石	館矢間	坪石	230	55	24	5		
自	-150	上町	大内	上町	180	40	8	11		町道 5m
自	-151	横手の1	大内	横手	120	50	7	7		
自	-152	横手の2	大内	横手	100	38	7	4	小学校(指避)	
自	-153	上滝		上滝	70	43	11	0	国民宿舎	河川 50m
自	-154	青葉	大内	青葉	50	60	8	0	旅館	町道 30m
自	-155	中島	筆甫	中島	170	52	8	5		
自	-156	和田	筆甫	和田	120	42	12	5		
自	-1159	川前	大張大蔵	川前	150	45	10	4	老人憩いの家	町道 120m
自	-1160	杉ノ入	大張川前	杉ノ入	200	48	30	4	地場産業センター	国道 200m
自	-1161	大川口		大川口	240	70	13	8		
自	-1162	北沢		北沢	290	57	13	5	集会所	町道 290m,
自	-1163	表小路の2	金山	表小路	150	48	15	5		
自	-1164	白五郎	耕野	白五郎	65	45	12	0	小学校(指避)	
自	-1165	高畑		高畑	440	47	20	36	小学校(指避) 旅館 保育園	県道 110m, 町道 150m
			29箇所							

イ 自然斜面（ランク）

平成 20 年 3 月 31 日現在

箇所番号			所在地 1	所在地 2	延長	傾斜 度	斜面 高	人家 戸数	公共的建物	公共施設
自	-334	関場の 2	館矢間木沼	関場	16	34	11	1		
自	-335	田ノ入	館矢間木沼	田ノ入	34	38	12	1		
自	-336	入屋敷	館矢間木沼	入屋敷	15	34	8	1		
自	-337	市子沢	館矢間山田	市子沢	20	52	8	1		
自	-338	鶴巻	館矢間松掛	鶴巻	25	40	10	1		
自	-339	牛田	館矢間山田	牛田	30	60	12	1		
自	-340	小原瀬西	館矢間山田	小原瀬西	102	60	12	2		
自	-341	永作	館矢間山田	永作	30	55	14	1		
自	-342	市野沢の 1	館矢間山田	市野沢	50	70	8	1		
自	-343	南	館矢間山田	南	32	42	12	1		
自	-344	西畑	館矢間山田	西畑	35	45	8	1		
自	-345	桂沢	大張川張	桂沢	35	55	12	1		町道 35m
自	-346	一之畑	大張川張	一之畑	60	70	8	1		町道 60m
自	-347	片倉	大張川張	片倉	35	70	8	1		
自	-348	扇山	大張川張	扇山	16	50	8	1		
自	-349	大畑の 1	大張川張	大畑	30	50	12	1		
自	-350	小林	大張川張	小林	40	55	15	1		町道 40m
自	-351	館の 1	大張川張	館	25	45	8	1		
自	-352	西風沢の 1	大張川張	西風沢	40	45	10	1		町道 40m
自	-353	西風沢の 2	大張川張	西風沢	40	55	20	1		
自	-354	桑代	耕野	桑代	25	50	12	1		
自	-355	火石坂の 1	耕野	火石坂	200	50	25	1		町道 200m
自	-356	沼	耕野	沼	30	45	10	1		
自	-357	北沢	耕野	北沢	35	35	8	1		
自	-358	櫛入	大張川張	櫛入	25	55	10	1		
自	-359	羽根石	耕野	羽根石	18	65	8	1		
自	-360	藤坂の 1	耕野	藤坂	30	40	12	1		
自	-361	藤坂の 2	耕野	藤坂	20	55	8	1		
自	-362	中ノ沢の 1	耕野	中ノ沢	20	32	8	1		
自	-363	中ノ沢の 2	耕野	中ノ沢	30	45	15	1		
自	-364	中ノ沢の 3	耕野	中ノ沢	30	45	15	1		
自	-365	道場	耕野	道場	28	45	10	1		
自	-366	物見石	耕野	物見石	30	50	10	1		
自	-367	火石坂の 2	耕野	火石坂	50	60	10	1		
自	-368	土巻	耕野	土巻	25	55	8	1		
自	-369	登花西	耕野	登花西	30	48	8	1		
自	-370	羽山	耕野	羽山	45	70	8	1		町道 45m
自	-371	北	耕野	北	25	40	7	1		
自	-372	大場平下	耕野	大場平下	16	45	6	1		

箇所番号			所在地 1	所在地 2	延長	傾斜 度	斜面 高	人家 戸数	公共的建物	公共施設
自	-373	大場平上	耕野	大場平上	38	50	8	1		町道 38m
自	-374	不動	耕野	不動	25	55	15	1		町道 25m, 水路 25m
自	-375	岩の1	耕野	岩の1	26	50	10	1		国道 26m
自	-376	塩ノ貝後		塩ノ貝後	26	45	8	1		
自	-377	広平		広平	40	60	7	1		
自	-378	小坊木北		小坊木北	45	35	7	1		
自	-379	羽出庭の1		羽出庭	35	40	10	1		
自	-380	滝の上		滝の上	100	45	8	2		
自	-381	羽出庭の2		羽出庭	130	65	10	2		
自	-382	砂ノ入		砂ノ入	30	50	10	1		
自	-383	山田下		山田下	20	50	10	1		
自	-384	四重麦の1		四重麦	25	50	8	1		
自	-385	広町	筆甫	広町	26	55	8	1		
自	-386	下北山三	筆甫	下北山三	23	65	8	1		
自	-387	敷文西		敷文西	16	40	10	1		
自	-388	下滝		下滝	22	45	6	1		
自	-389	後田	館矢間館山	後田	16	80	5	1		
自	-390	田町南		田町南	26	55	7	1		
自	-391	大川口の2		大川口	24	45	8	1		
自	-392	北沢の2		北沢	35	63	12	1		
自	-393	板山		板山	25	45	8	1		
自	-394	飯塚		飯塚	10	48	8	1		
自	-395	土ヶ森		土ヶ森	20	48	6	1		
自	-396	由縄坂		由縄坂	20	56	6	1		
自	-397	武士沢		武士沢	20	38	7	1		
自	-398	吉田		吉田	20	65	6	1		
自	-399	塚田		塚田	32	58	7	1		
自	-400	福沢		福沢	32	54	8	1		
自	-401	中ノ内		中ノ内	18	50	7	1		
自	-402	櫛塚		櫛塚	34	58	10	1		
自	-403	原場の1		原場	30	73	6	1		
自	-404	向原		向原	30	70	7	1		
自	-405	馬淵の1		馬淵	34	68	12	1		
自	-406	馬淵の2		馬淵	25	43	6	1		
自	-407	除北		除北	30	45	7	1		
自	-408	矢洗		矢洗	30	40	10	1		
自	-409	羽入		羽入	10	70	6	1		
自	-410	羽入前		羽入前	18	60	7	1		
自	-411	泉の1		泉	55	65	30	1		
自	-412	泉の2		泉	25	48	8	1		
自	-413	石倉		石倉	18	60	15	1		

箇所番号			所在地 1	所在地 2	延長	傾斜 度	斜面 高	人家 戸数	公共的建物	公共施設
自	-414	上片山の1	金山	上片山	20	48	5	1		
自	-415	上片山の2	金山	上片山	22	66	10	1		
自	-416	一ノ迫	小斎	一ノ迫	32	51	5	1		
自	-417	遠藤の1	小斎	遠藤	16	40	7	1		
自	-418	松崎	小斎	松崎	14	58	5	1		
自	-419	郷ノ目	小斎	郷ノ目	44	42	6	1		
自	-420	遠藤の2	小斎	遠藤	30	48	7	1		
自	-421	田林	大内	田林	14	49	5	1		
自	-422	桜町の1	大内	桜町	34	56	6	1		
自	-423	桜町の2	大内	桜町	38	50	5	1		
自	-424	山ノ神	大内	山ノ神	15	42	7	1		
自	-425	芳ヶ沢	大内	芳ヶ沢	20	56	17	1		
自	-426	下塩ヶ柵	大内	下塩ヶ柵	15	54	9	1		
自	-427	沢田	大内	沢田	65	60	12	1		
自	-428	熊ノ入	大内	熊ノ入	12	45	7	1		
自	-429	大戸	大内	大戸	30	50	8	1		
自	-430	風呂	大内	風呂	12	40	6	1		
自	-431	鬼ヶ柵の1	大内	鬼ヶ柵	20	52	5	1		
自	-432	鬼ヶ柵の2	大内	鬼ヶ柵	20	80	12	1		
自	-433	鬼ヶ柵の3	大内	鬼ヶ柵	30	42	8	1		
自	-434	佐野東	大内	佐野東	25	53	7	1		
自	-435	青葉南の1	大内	青葉南	30	45	5	1		
自	-436	青葉南の2	大内	青葉南	30	30	15	1		町道 30m
自	-437	青葉南の3	大内	青葉南	30	38	5	1		
自	-438	黒佐野の1	大内	黒佐野	25	51	6	1		
自	-439	黒佐野の2	大内	黒佐野	20	39	6	1		
自	-440	東山の1	筆甫	東山	15	53	7	1		
自	-441	川下の2	筆甫	川下	20	68	7	1		
自	-442	川下の3	筆甫	川下	25	60	6	1		
自	-443	川下の4	筆甫	川下	48	65	8	1		
自	-444	鷺ノ平下の1	筆甫	鷺ノ平下	35	61	8	1		
自	-445	鷺ノ平下の2	筆甫	鷺ノ平下	36	59	6	1		
自	-446	東山の2	筆甫	東山	21	41	5	1		
自	-447	川平三	筆甫	川平三	10	35	5	1		
自	-448	中下	筆甫	中下	130	50	7	1		
自	-449	和田の2	筆甫	和田	25	55	5	1		町道 25m
自	-450	和田の3	筆甫	和田	20	65	5	1		
自	-451	平館	筆甫	平館	30	35	12	1		
自	-452	清水	筆甫	清水	18	50	8	1		
自	-453	石神東の1	筆甫	石神東	20	45	6	1		
自	-454	石神東の2	筆甫	石神東	55	45	7	2		

箇所番号			所在地 1	所在地 2	延長	傾斜 度	斜面 高	人家 戸数	公共的建物	公共施設
自	-455	石神西	筆甫	石神西	20	40	15	1		
自	-456	樋口の1	筆甫	樋口	20	45	7	1		
自	-457	樋口の2	筆甫	樋口	28	60	8	1		
自	-458	和田井	筆甫	和田井	25	60	9	1		町道 25m
自	-459	平松の1	筆甫	平松	10	65	6	1		
自	-460	平松の2	筆甫	平松	25	35	6	1		
自	-461	早稲田の1	筆甫	早稲田	40	60	5	2		
自	-462	早稲田の2	筆甫	早稲田	25	40	6	1		
自	-463	平松前	筆甫	平松前	30	60	6	1		
自	-464	虚空蔵中		虚空蔵中	30	54	10	2		
自	-465	岡田	大張大蔵	岡田	34	41	10	1		
自	-466	板沢	耕野	板沢	20	51	8	1		
自	-467	小田	耕野	小田	30	67	8	1		
自	-468	市ノ沢の2	館矢間山田	市ノ沢	15	45	6	1		
自	-469	岩の2	耕野	岩	25	48	9	1		
自	-470	館の2	大張川張	館	140	73	12	3		国道 120m
自	-471	うるし原		うるし原	10	50	5	1		
自	-472	大高森		大高森	25	53	8	1		
自	-473	大畑の2	大張川張	大畑	20	60	5	1		町道 30m
自	-474	大畑の3	大張川張	大畑	30	55	7	1		町道 30m
自	-475	原場の2		原場	15	50	7	1		
自	-476	柳田		柳田	15	50	8	1		
				143箇所						

ウ 自然斜面（ランク）

平成 20 年 3 月 31 日現在

箇所番号			所在地 1	所在地 2	延長	傾斜 度	斜面 高	人家 戸数	公共的建物	公共施設
自	-46	市ノ沢の3	館矢間山田	市ノ沢	100	45	20			水路 100m
自	-47	永作の2	館矢間山田	永作	110	32	20			
自	-48	永作の3	館矢間山田	永作	110	40	30			町道 110m
自	-49	下滝の2		下滝	120	40	40			町道 120m
自	-50	玉貫		玉貫	180	45	60			町道 100m
				5箇所						

エ 人工斜面（ランク ）

平成 20 年 3 月 31 日現在

箇所番号			所在地 1	所在地 2	延長	傾斜 度	斜面 高	人家 戸数	公共的建物	公共施設
人	-17	中島	筆甫	中島	160	60	9	1	小学校	県道 160m
人	-20	下滝南		下滝南	140	51	27	1	観光交流センター	県道 140m
人	-23	入	耕野	入	70	52	15	0	中学校	
人	-24	川前	大張大蔵	川前	60	45	8	0	小学校	
人	-25	長根	金山	長根	70	45	12	0	中学校	
				5箇所						

オ 人工斜面（ランク ）

平成 20 年 3 月 31 日 現在

箇所番号			所在地 1	所在地 2	延長	傾斜 度	斜面 高	人家 戸数	公共的建物	公共施設
人	-10	岡巻		岡巻	90	45	15	1		
人	-11	四重麦の2		四重麦	15	75	12	1		
人	-12	四本松	大張大蔵	四本松	54	60	22	1		
				3箇所						

(3) 土石流危険渓流
ア ランク

平成 20 年 3 月 31 日 現在

渓流番号	河川名	幹河名	渓流名	所在地	渓流長	人家 戸数	弱者 施設	公共施設	避難 場所
1-41-015	阿武隈川	雉子尾川	日向沢	青葉南	0.33	5			有
1-41-024	阿武隈川	雉子尾川	羽山沢	佐野西上	0.49	1		会館 1:	有
1-41-025	阿武隈川	雉子尾川	黒佐野川	黒佐野	3.89	6			有
1-41-026	阿武隈川	雉子尾川	黒佐野西の沢	黒佐野	0.46	5			有
1-41-032	阿武隈川	雉子尾川	杉下沢	杉下	0.08	5			有
1-41-035	阿武隈川	雉子尾川	石倉の沢	石倉	0.82	7		集会所 1:	有
1-41-038	阿武隈川	雉子尾川	鬼形沢	鬼形	0.59	5			有
1-41-039	阿武隈川	雉子尾川	鬼形沢 2	鬼形	1.15	5			有
1-41-049	阿武隈川	内川	泉沢	泉	0.29	4		集会所 1:	有
1-41-050	阿武隈川	内川	三瓶内沢	三瓶内	0.17	7			有
1-41-051	阿武隈川	内川	三瓶内沢 2	三瓶内	0.24	7			有
1-41-060	阿武隈川	内川	上滝西の沢 2	上滝西	0.37	2		滞在型市民農園 1:	有
1-41-061	阿武隈川	内川	上滝西の沢	上滝西	1.59	1		滞在型市民農園 1:	有
1-41-066	阿武隈川	内川	鷲平下沢	鷲平下	0.36	2		集会所 1:	有
1-41-079	阿武隈川	内川	平松前沢 2	平松	0.20	5		主)丸森霊山線 200m:	有
1-41-090	阿武隈川	内川	宮脇沢	宮脇	0.45	1		落集会所 1: 主)丸森霊山線 60m:	有
1-41-098	阿武隈川	内川	石羽沢	石倉	1.11	17		集会所 1: 主)丸森霊山線 110m:	有
1-41-099	阿武隈川	内川	石羽沢 2	石倉	0.52	18		集会所 1: 主)丸森霊山線 110m:	有
1-41-100	阿武隈川	内川	内川	石倉前	0.36	8		主)丸森霊山線 180m:	有
1-41-101	阿武隈川	内川	石倉前沢 2	石倉前	0.37	8		主)丸森霊山線 210m:	有
1-41-103	阿武隈川	内川	石倉沢	石倉	0.57	8			有
1-41-104	阿武隈川	内川	石倉沢 2	石倉	0.12	7			有
1-41-107	阿武隈川	五福谷川	薄平沢	薄平	0.86	5		集会所 1:	有
1-41-118	阿武隈川	五福谷川	薄平沢 2	薄平	0.23	5			有
1-41-126	阿武隈川	五福谷川	櫛塚沢	櫛塚	0.63	1		集会所 1:	有
1-41-128	阿武隈川	五福谷川	吉田沢	吉田	0.15	7		主)丸森霊山線 70m:	有
1-41-129	阿武隈川	新川	竹谷沢	竹谷	0.33	8		主)丸森霊山線 120m:	有
1-41-130	阿武隈川	新川	土ヶ森沢	土ヶ森	0.37	5		一)丸森梁川線 150m:	有
1-41-134	阿武隈川	新川	大畑沢 2	武士沢	0.21	1		集会所 1: 一)丸森梁川線 170m:	有
1-41-136	阿武隈川	新川	北沢	梅木平	2.07	18		集会所 1:	有
1-41-137	阿武隈川	新川	北山の沢	北山	0.28	5		集会所 1:	有
1-41-138	阿武隈川	新川	板山沢	板山	0.19	5		集会所 1:	有
1-41-139	阿武隈川	新川	小保田沢	小保田	0.14	2		集会所 1:	有
1-41-141	阿武隈川	新川	虚空蔵上沢	虚空蔵	0.24	17		集会所 1:	有
1-41-142	阿武隈川	新川	沢田沢	大川口	0.52	15		高校弓道場 1: 一)丸森梁川線 80m:	有
1-41-143	阿武隈川	阿武隈川	横町沢 2	横町	0.13	14	病院 1:	一)丸森梁川線 120m:	有

溪流番号	河川名	幹河名	溪流名	所在地	溪流長	人家 戸数	弱者 施設	公共施設	避難 場所
1-41-144	阿武隈川	阿武隈川	横町沢3	横町	0.55	12			有
1-41-145	阿武隈川	阿武隈川	本町沢	玉貫	0.71	8		小学校 1:	有
1-41-146	阿武隈川	阿武隈川	百百石沢	田町南	0.12	23			有
1-41-163	阿武隈川	阿武隈川	塩ノ貝沢	塩ノ貝	0.18	2		会館 1:	有
1-41-176	阿武隈川	阿武隈川	小屋館沢2	小屋館	0.14	1	病院 1 健康センター 1	公民館 1: 一)越河角田線 90m:	有
1-41-177	阿武隈川	阿武隈川	小屋館沢	小屋館	0.13	1	病院 1 :	公民館 1: 一)越河角田線 90m:	有
1-41-178	阿武隈川	阿武隈川	岳沢	共愛	0.40	1		一)越河角田線 120m:	有
1-41-179	阿武隈川	阿武隈川	白五郎沢	白五郎	0.31	1		生活改善センター- 1: 一)越河角田線 30m:	有
1-41-185	阿武隈川	阿武隈川	北沢の沢	北沢	0.49	2		集会所 1:	有
1-41-201	阿武隈川	阿武隈川	沼尻沢	沼尻	0.73	5		国道 349 号線 50m:	有
1-41-222	阿武隈川	宇多川	三郎沢	下南山	0.36	2		集会所 1:	有
									47 箇所(施設整備 2 箇所)(基礎調査済み 5 箇所)

イ ランク

平成 20 年 3 月 31 日現在

溪流番号	河川名	幹河名	溪流名	所在地	溪流長	人家戸数	弱者施設	公共施設	避難場所
1-41-001	阿武隈川	阿武隈川	日向沢 2	日向	0.16	1			無
1-41-002	阿武隈川	阿武隈川	日向東の沢	日向	0.07	1			無
1-41-003	阿武隈川	阿武隈川	林崎沢	林崎	0.05	2			無
1-41-004	阿武隈川	阿武隈川	源太郎沢	源太郎	0.09	2			無
1-41-005	阿武隈川	阿武隈川	郷ノ目沢	郷ノ目	0.25	1			無
1-41-006	阿武隈川	阿武隈川	郷ノ目沢 2	郷ノ目	0.11	1			無
1-41-007	阿武隈川	雉子尾川	長泉寺沢	上田辺	0.06	3			無
1-41-008	阿武隈川	雉子尾川	芳ヶ沢の沢	芳ヶ沢	0.54	1			無
1-41-009	阿武隈川	雉子尾川	桜田沢	桜田	0.45	1		一) 金山新地停車場線 140m:	無
1-41-010	阿武隈川	雉子尾川	中山沢	中山	0.12	2		主) 相馬大内線 200m:	無
1-41-011	阿武隈川	雉子尾川	大山の沢	青葉南	0.77	1			無
1-41-012	阿武隈川	雉子尾川	桃の木沢	青葉南	0.41	1			無
1-41-013	阿武隈川	雉子尾川	斎川橋の沢 2	青葉南	0.13	1			無
1-41-014	阿武隈川	雉子尾川	斎川橋の沢	青葉南	0.07	1			無
1-41-016	阿武隈川	雉子尾川	青葉南沢	青葉南	0.60	1			無
1-41-017	阿武隈川	雉子尾川	青葉南沢 2	青葉南	0.12	1			無
1-41-018	阿武隈川	雉子尾川	青葉南沢 3	青葉南	0.23	1			無
1-41-019	阿武隈川	雉子尾川	青葉南沢 4	青葉南	0.20	1			無
1-41-020	阿武隈川	雉子尾川	青葉南沢 5	青葉南	0.13	2			無
1-41-021	阿武隈川	雉子尾川	青葉西沢	黒佐野	2.49	3			無
1-41-022	阿武隈川	雉子尾川	青葉西沢 2	黒佐野	0.48	3			無
1-41-023	阿武隈川	雉子尾川	佐野西上沢	佐野西上	0.58	1		主) 相馬大内線 50m:	無
1-41-027	阿武隈川	雉子尾川	黒佐野西の沢 2	黒佐野	0.93	4			無
1-41-028	阿武隈川	雉子尾川	大平沢	大平	0.18	1			無
1-41-029	阿武隈川	雉子尾川	羽山沢 2	三代河原	0.06	4			無
1-41-030	阿武隈川	雉子尾川	山王沢	山王	0.20	2			無
1-41-031	阿武隈川	雉子尾川	砂田沢	杉下	0.09	1			無
1-41-033	阿武隈川	雉子尾川	杉下沢 2	杉下	0.04	4			無
1-41-034	阿武隈川	雉子尾川	杉下沢 3	杉下	0.29	1			無
1-41-036	阿武隈川	雉子尾川	河原沢	鬼形	0.12	1			無
1-41-037	阿武隈川	雉子尾川	河原沢 2	鬼形	0.32	3			無
1-41-040	阿武隈川	雉子尾川	上片山沢	上片山	0.28	1			無
1-41-041	阿武隈川	雉子尾川	下片山沢	上片山	0.32	1			無
1-41-042	阿武隈川	雉子尾川	下片山沢 2	下片山	0.22	1			無
1-41-043	阿武隈川	雉子尾川	下片山沢 3	下片山	0.21	1			無
1-41-044	阿武隈川	内川	越田の沢	羽入	0.75	3			無
1-41-045	阿武隈川	内川	羽入沢	羽入	0.27	2			無
1-41-046	阿武隈川	内川	泉沢 2	泉	0.12	2			無
1-41-047	阿武隈川	内川	泉南の沢	泉	0.19	4			無

溪流番号	河川名	幹河名	溪流名	所在地	溪流長	人家戸数	弱者施設	公共施設	避難場所
1-41-048	阿武隈川	内川	泉南の沢2	泉	0.15	4			無
1-41-052	阿武隈川	内川	三瓶内沢3	山古谷	0.15	1			無
1-41-053	阿武隈川	内川	桜淵沢	山古谷	0.30	2			無
1-41-054	阿武隈川	奈良又川	鳥の子沢	黒佐野	0.41	2			無
1-41-055	阿武隈川	奈良又川	鳥の子沢2	黒佐野	0.39	1			無
1-41-056	阿武隈川	内川	東福田沢	東福田	0.39	2			無
1-41-057	阿武隈川	内川	東福田沢2	東福田	0.54	1			無
1-41-058	阿武隈川	内川	東福田北の沢	東福田	1.85	2			無
1-41-059	阿武隈川	奈良又川	荷揚沢	東福田	1.03	3			無
1-41-062	阿武隈川	内川	東山の沢2	東山	0.05	1			無
1-41-063	阿武隈川	内川	東山の沢3	東山	0.12	1			無
1-41-064	阿武隈川	内川	岩小屋沢	東山	0.44	1			無
1-41-065	阿武隈川	内川	鷺ノ平中沢	鷺平中	0.45	1			無
1-41-067	阿武隈川	内川	鷺ノ平中沢2	鷺平下	0.29	3			無
1-41-068	阿武隈川	内川	うるし坊沢	うるし坊	0.11	3			無
1-41-069	阿武隈川	内川	うるし坊沢2	うるし坊	0.94	1			無
1-41-070	阿武隈川	内川	うるし坊沢3	うるし坊	0.33	1			無
1-41-071	阿武隈川	内川	うるし坊沢4	うるし坊	0.28	2			無
1-41-072	阿武隈川	内川	うるし坊沢5	うるし坊	0.30	2			無
1-41-073	阿武隈川	内川	石神東沢	石神東	0.23	1			無
1-41-074	阿武隈川	内川	石神東沢2	石神東	0.47	1			無
1-41-075	阿武隈川	内川	東山の沢	東山	0.12	1			無
1-41-076	阿武隈川	内川	東山の沢2	東山	0.34	1			無
1-41-077	阿武隈川	宇多川	川平三の沢	川平一	0.14	1			無
1-41-078	阿武隈川	内川	平松前沢	平松	1.07	4		主)丸森・霊山線 200m:	無
1-41-080	阿武隈川	内川	早稲田沢2	早稲田	0.36	1			無
1-41-081	阿武隈川	内川	二反場沢	早稲田	1.01	1			無
1-41-082	阿武隈川	内川	早稲田沢	早稲田	0.33	2		一)平松・梁川線 170m:	無
1-41-083	阿武隈川	内川	早稲田沢3	早稲田	0.18	2		一)平松・梁川線 80m:	無
1-41-084	阿武隈川	内川	早稲田沢4	早稲田	0.75	2		一)平松・梁川線 110m:	無
1-41-085	阿武隈川	内川	早稲田沢5	早稲田	0.21	1		一)平松・梁川線 90m:	無
1-41-086	阿武隈川	内川	小筆甫沢	早稲田	0.29	1		一)平松・梁川線 110m:	無
1-41-087	阿武隈川	内川	細田沢	細田	0.27	4			無
1-41-088	阿武隈川	内川	清水沢	清水	0.30	2			無
1-41-089	阿武隈川	内川	清水沢2	清水	0.17	3			無
1-41-091	阿武隈川	内川	中作沢	中下	1.32	1		主)丸森・霊山線 60m:	無
1-41-092	阿武隈川	内川	中下沢	中下	0.11	2		主)丸森・霊山線 60m:	無
1-41-093	阿武隈川	内川	古田沢	中下	0.10	1		主)丸森・霊山線 20m:	無
1-41-094	阿武隈川	内川	川南下沢	川下	1.19	1		主)丸森・霊山線 110m:	無
1-41-095	阿武隈川	内川	川下沢	川下	0.25	1		主)丸森・霊山線 110m:	無
1-41-096	阿武隈川	内川	川下沢2	川下	0.14	1			無

溪流番号	河川名	幹河名	溪流名	所在地	溪流長	人家戸数	弱者施設	公共施設	避難場所
1-41-097	阿武隈川	内川	東山沢	東山	0.11	1			無
1-41-102	阿武隈川	内川	石倉南沢	石倉	0.11	3			無
1-41-105	阿武隈川	五福谷川	向原沢	向原	0.31	1			無
1-41-106	阿武隈川	五福谷川	牛子沢	牛子	0.24	2			無
1-41-108	阿武隈川	五福谷川	北山沢	筆甫北山	1.20	1			無
1-41-109	阿武隈川	五福谷川	犬飼上沢	犬飼上	0.50	1			無
1-41-110	阿武隈川	五福谷川	犬飼上沢2	犬飼上	0.13	2			無
1-41-111	阿武隈川	五福谷川	北山西沢	北山西	0.06	1			無
1-41-112	阿武隈川	五福谷川	下北山一の沢	下北山一	0.22	2			無
1-41-113	阿武隈川	五福谷川	下北山三の沢	下北山三	0.11	1			無
1-41-114	阿武隈川	五福谷川	峠向沢	峠向	0.36	1			無
1-41-115	阿武隈川	五福谷川	四重麦沢	四重麦	0.16	1			無
1-41-116	阿武隈川	五福谷川	四重麦沢2	四重麦	0.09	1			無
1-41-117	阿武隈川	五福谷川	四重麦沢3	四重麦	0.09	1			無
1-41-119	阿武隈川	五福谷川	牛子沢2	牛子	0.35	1			無
1-41-120	阿武隈川	五福谷川	向原沢	向原	0.17	1			無
1-41-121	阿武隈川	五福谷川	柳田沢	柳田	0.68	1			無
1-41-122	阿武隈川	五福谷川	柳田沢2	柳田	0.12	1			無
1-41-123	阿武隈川	五福谷川	切立沢	切立	0.37	1			無
1-41-124	阿武隈川	五福谷川	切立沢2	切立	0.13	1			無
1-41-125	阿武隈川	五福谷川	原場沢	原場	0.08	1			無
1-41-127	阿武隈川	五福谷川	吉田沢2	吉田	0.13	4		主)丸森・霊山線 70m:	無
1-41-131	阿武隈川	新川	金ヶ作沢	金ヶ作	1.22	1			無
1-41-132	阿武隈川	新川	曲木沢	曲木	0.26	2			無
1-41-133	阿武隈川	新川	大畑沢	大畑	0.62	2		主)丸森・霊山線 200m:	無
1-41-135	阿武隈川	新川	土ヶ森沢2	梅木平	0.61	4		主)丸森・霊山線 100m:	無
1-41-140	阿武隈川	新川	小保田沢2	小保田	0.19	3			無
1-41-147	阿武隈川	阿武隈川	下滝の沢	下滝南	0.59	2			無
1-41-148	阿武隈川	阿武隈川	下滝の沢2	下滝	0.11	1			無
1-41-150	阿武隈川	阿武隈川	敷文東沢	敷文東	0.58	1			無
1-41-153	阿武隈川	阿武隈川	天炉沢	天炉	0.34	1			無
1-41-154	阿武隈川	阿武隈川	天炉沢2	天炉	0.41	1			無
1-41-155	阿武隈川	阿武隈川	山田下沢	山田下	0.25	1			無
1-41-156	阿武隈川	阿武隈川	木落沢	木落	0.08	1		私鉄)阿武隈急行線 100m:	無
1-41-157	阿武隈川	阿武隈川	木落沢2	木落	1.19	1		私鉄)阿武隈急行線 100m:	無
1-41-158	阿武隈川	阿武隈川	小倉沢	小倉	1.31	2		私鉄)阿武隈急行線 40m:	無
1-41-159	阿武隈川	阿武隈川	砂ノ入沢2	砂ノ入	0.39	3		私鉄)阿武隈急行線 100m:	無
1-41-160	阿武隈川	阿武隈川	砂ノ入沢	砂ノ入	0.89	3		私鉄)阿武隈急行線 100m:	無
1-41-161	阿武隈川	阿武隈川	砂ノ入沢3	砂ノ入	0.63	1		私鉄)阿武隈急行線 40m:	無
1-41-162	阿武隈川	阿武隈川	大高森沢	大高森	0.60	3			無
1-41-164	阿武隈川	阿武隈川	塩ノ貝沢2	塩ノ貝	0.60	2			無

溪流番号	河川名	幹河名	溪流名	所在地	溪流長	人家戸数	弱者施設	公共施設	避難場所
1-41-165	阿武隈川	阿武隈川	深田沢	深田	0.05	1			無
1-41-166	阿武隈川	阿武隈川	川原田沢	川原田	0.39	1			無
1-41-167	阿武隈川	阿武隈川	大高丸沢	大高丸	0.09	1			無
1-41-168	阿武隈川	阿武隈川	岩沢	岩	0.64	2		国)349号 90m:	無
1-41-169	阿武隈川	阿武隈川	岩沢2	岩	0.11	1		国)349号 50m:	無
1-41-170	阿武隈川	阿武隈川	土巻沢	土巻	0.08	2		国)349号 50m:	無
1-41-171	阿武隈川	阿武隈川	土巻沢2	土巻	0.24	4		国)349号 50m:	無
1-41-172	阿武隈川	阿武隈川	登花西沢	登花西	0.10	1		一)川前・白石線 50m:	無
1-41-173	阿武隈川	阿武隈川	登花西沢2	登花西	0.15	1		一)川前・白石線 50m:	無
1-41-174	阿武隈川	阿武隈川	大場平上沢	大場平上	0.13	1			無
1-41-175	阿武隈川	阿武隈川	大和沢	大和沢	0.36	3		一)越河・角田線 100m:	無
1-41-180	阿武隈川	阿武隈川	獄沢	獄	0.45	1			無
1-41-181	阿武隈川	阿武隈川	獄沢2	獄	0.15	1			無
1-41-182	阿武隈川	阿武隈川	高原沢	高原	0.10	2		国)349号 50m:	無
1-41-183	阿武隈川	阿武隈川	中丸沢	中丸	0.48	2			無
1-41-184	阿武隈川	阿武隈川	東一本松沢	東一本松	0.16	1			無
1-41-186	阿武隈川	阿武隈川	沼の沢	沼	0.32	4		国)349号 60m:	無
1-41-187	阿武隈川	阿武隈川	沼の沢2	沼	0.01	1		国)349号 50m:	無
1-41-188	阿武隈川	阿武隈川	沼の沢3	沼	0.33	1		国)349号 50m:	無
1-41-189	阿武隈川	阿武隈川	西風沢	西風沢	0.40	2		国)349号 60m:	無
1-41-190	阿武隈川	阿武隈川	西風沢2	西風沢	0.58	2		国)349号 80m:	無
1-41-191	阿武隈川	阿武隈川	ウコ沢	槌屋	0.20	1		国)349号 60m:	無
1-41-192	阿武隈川	阿武隈川	館の沢	川張館	0.51	2		国)349号 20m:	無
1-41-193	阿武隈川	阿武隈川	館の沢2	川張館	0.22	2		国)349号 50m:	無
1-41-194	阿武隈川	阿武隈川	桂の沢	川張桂沢	0.71	2		国)349号 50m:	無
1-41-195	阿武隈川	阿武隈川	一之畑沢	川張桂沢	0.33	3		国)349号 50m:	無
1-41-196	阿武隈川	阿武隈川	一之畑沢2	川張桂沢	0.05	2		国)349号 50m:	無
1-41-197	阿武隈川	阿武隈川	一之畑沢3	川張桂沢	0.10	1		国)349号 50m:	無
1-41-198	阿武隈川	阿武隈川	一之畑沢4	川張桂沢	0.05	2		国)349号 50m:	無
1-41-199	阿武隈川	阿武隈川	一之畑沢5	一之畑	0.19	1		国)349号 50m:	無
1-41-200	阿武隈川	阿武隈川	沼尻沢2	桂沢	0.16	4		国)349号 50m:	無
1-41-202	阿武隈川	阿武隈川	杉ノ入沢	沼尻	0.25	1		国)349号 40m:	無
1-41-203	阿武隈川	阿武隈川	杉ノ入沢2	沼尻	0.05	2		国)349号 40m:	無
1-41-204	阿武隈川	阿武隈川	杉ノ入沢3	沼尻	0.08	2		国)349号 40m:	無
1-41-205	阿武隈川	阿武隈川	杉ノ入沢4	杉ノ入	0.30	1		国)349号 80m:	無
1-41-206	阿武隈川	阿武隈川	二又沢	二又	0.74	1		国)349号 90m:	無
1-41-207	阿武隈川	阿武隈川	二又沢2	二又	0.47	1		国)349号 110m:	無
1-41-208	阿武隈川	阿武隈川	西畑沢	西畑	0.40	1			無
1-41-209	阿武隈川	阿武隈川	小巻沢	小巻	0.32	1		国)349号 120m:	無
1-41-211	阿武隈川	阿武隈川	土手添沢	土手添	0.21	1			無
1-41-213	阿武隈川	阿武隈川	永作沢	永作	0.41	1			無

溪流番号	河川名	幹河名	溪流名	所在地	溪流長	人家戸数	弱者施設	公共施設	避難場所
1-41-215	阿武隈川	阿武隈川	小坂沢	小坂	0.66	3			無
1-41-216	阿武隈川	阿武隈川	市ノ沢の沢	市ノ沢	0.50	2			無
1-41-218	阿武隈川	阿武隈川	上沢	松掛上	0.08	3			無
1-41-219	阿武隈川	阿武隈川	土手沢	松掛土手	0.34	1			無
1-41-221	阿武隈川	阿武隈川	土手下沢	土手下	0.07	1			無
1-41-223	阿武隈川	宇多川	三郎沢 2	下南山	0.06	1			無
1-41-224	阿武隈川	宇多川	下南山沢	下南山	0.08	1			無
1-41-225	阿武隈川	宇多川	平場沢	平場	0.18	1			無
1-41-226	阿武隈川	宇多川	平場沢 2	新川平	0.27	1			無
1-41-227	阿武隈川	宇多川	川平一の沢	新川平	0.40	1			無
1-41-228	阿武隈川	宇多川	川平一の沢 2	川平二	0.17	1			無
1-41-229	阿武隈川	宇多川	川平一の沢 3	川平二	0.17	1			無
174 箇所									

ウ ランク

平成 20 年 3 月 31 日現在

溪流番号	河川名	幹河名	溪流名	所在地	溪流長	人家戸数	弱者施設	公共施設	避難場所
1-41-149	阿武隈川		敷文東沢 2	敷文東	0.21				無
1-41-151	阿武隈川		敷文西沢	敷文西	0.16				無
1-41-152	阿武隈川		敷文西沢 2	敷文西	0.18				無
1-41-210	阿武隈川		小原瀬西沢	小原瀬西	0.19			私鉄)阿武隈急行線 90m:	無
1-41-212	阿武隈川		永作沢 2	永作	0.42				無
1-41-214	阿武隈川		小坂の沢	小坂	0.16				無
1-41-217	阿武隈川		市子の沢	市子沢	0.75				無
1-41-220	阿武隈川		松崎沢	松崎	0.05				無
8 箇所									

(4) 山腹崩壊危険地区

平成 16 年 5 月 31 日現在

調査番号	地区名	大字	字	人家数	公共施設の種類	道路の種類	道路の数量	危険地区面積	傾斜の平均	保安林等	調査年	その他の種類	その他の数量
1	山田	館矢間山田	永作	5		町道	300	2	55.0	有	S 61		
2	小原瀬	館矢間山田	小原瀬東	5		国道	300	1	55.0	有	S 61		
3	船場		玉貴	25		国道	300	3	53.3	有	S 61		
4	岡町西		田町北	26		国道	200	2	40.0	無	S 61		
5	竹谷(1)		飯塚	60		県道	300	8	51.1	無	S 61		
6	竹谷(2)		垂松	20		県道	300	4	47.5	無	S 61		
7	小保田		小保田	9		県道	500	9	46.7	有	S 61		
8	武士沢	大張川張	大畑	4		県道	500	2	60.0	無	S 61		
9	杉の下	金山	角の内	12		町道	300	3	58.3	無	S 61		
10	敷文		敷文東	4		町道	500	14	51.9	有	S 61		
11	木落		木落		鉄道路線:1			3	66.7	有	S 61		
12	下川張	大張川張	杉の入	4		国道	300	2	63.3	無	S 61		
13	水沢		袖五郎	12				5	47.1	無	S 61		
14	深堀	大張川張	館	6		国道	300	6	50.0	無	S 61		
15	茗茄沢	耕野	茗茄沢	6		町道	500	2	45.0	無	S 61		
16	岩	耕野	岩	4		国道	300	3	53.3	無	S 61		
17	沼	耕野	沼	6		国道	200	2	50.0	無	S 61		
18	滝原		滝原	12		町道	400	4	57.5	有	S 61		
19	清水沢	小斎	上館	28		町道	1700	1	70.0	無	S 61		
20	寺内		寺内		工場:10	町道	100	2	33.8	有	H 6		
21	不動沢		不動	1	寺院:2	町道	200	3	33.3	無	H 6		
22	上沢	館矢間松掛	中西	13		道路	300	2	27.8	有	H 3		
23	羽出庭		川原田	1		道路	500	8	41.6	無	H 3		
24	田町南沢		田町南	20	学校:1	林道	300	1	26.3	無	H 3		
25	銅谷	大張川張	銅谷	2		町道	300	1	45.0	無	S 63		
26	市子沢	館矢間山田	市子沢	2				2	40.0	無	S 63		
27	寺内		寺内前	1		町道 県道	200 500	4	47.5	有	S 63		
28	四本松	大張大蔵	四本松	1		県道	200	1	40.0	無	H 1	農地	5ha
29	山口	小斎	山口	4		町道	300	1	20.0	無	H 1	農地	5ha
30	肱曲	筆甫	肱曲	7				4	44.2	無	H 5		
31	宮脇	筆甫	宮脇	2	集会所:1	町道	200	1	45.0	無	H 5		
32	上沢	館矢間松掛	上手	2		町道	300	1	45.0	無	H 5		
33	板沢	耕野	板沢	2		町道	300	1	60.0	無	H 5		
34	沼沢	耕野	沼	2				1	70.0	無	H 5		
35	田町南		田町南	2				1	50.0	無	H 5		
36	火石坂	耕野	火石坂	2		町道	200	2	50.0	無	S 61		
37	門の内	耕野	門の内	3		町道	300	1	30.0	無	S 61		
38	立沢南		立沢南	4		町道	300	3	63.3	無	S 61		
39	宇沢	小斎	津野田		養護学校:1	町道	300	1	30.0	無	H 8		
40	伊手	大内	桜町	7		県道	150	1	50.0	無	H 8		
41	山居	金山	山居			町道	150	2	65.0	無	H 8		
42	下北山	筆甫	下北山	4		町道	400	4	52.5	無	S 61		
43	石倉		石倉	8		県道 町道	300 100	1	33.3	無	H 8		

調査番号	地区名	大字	字	人家数	公共施設の種類	道路の種類	道路の数量	危険地区面積	傾斜の平均	保安林等	調査年	その他の種類	その他の数量
44	川原田	筆甫	川原田	12		町道	600	4	50.0	無	S 61		
45	和田	筆甫	和田	4	高校:1			1	30.0	無	S 61		
46	下南山	筆甫	下南山	3		町道	400	3	51.4	無	S 61		
47	五反田沢	筆浦	五反田	3		県道	100	1	40.0	無	H 9	農道	170m
48	小倉		小倉			町道	200	1	60.0	有	H 10		
49	玉貫		玉貫			町道	200	1	40.0	無	H 10		
50	小原瀬西	館矢間山田	小原瀬西	2		国道	550	9	64.4	有	H 12	鉄道	550m

(5) 崩壊土砂流出危険地区

平成 16 年 5 月 31 日現在

調査番号	地区名	大字	字	人数	公共施設の種類	道路の種類	道路の数量	溪流の集水面積	延長	平均溪床勾配	面積	保安林等	調査年
1	清水沢	小斎	上館	28		町道	1700	108	1300	0	6.24	無	S61
2	芳ヶ沢	大内	芳ヶ沢	4		町道	200	19	800	17	2.88	有	S61
3	明光沢	大内	明光沢	10		町道	500	81	1000	17	4.8	有	S61
4	コオリ沢	大内	青葉南	7		町道	1000	224	1000	9	4.8	無	S61
5	斉川	大内	青葉南	19		町道	600	374	1100	0	5.28	有	S61
6	雉子尾川	大内	青葉南	25	学校:1			480	1700	9	9.18	有	S61
7	沼端上	大内	沼端上	30		町道	700	16	600	9	1.8	無	S61
8	東山	筆甫	東山	4		町道	500	17	450	21	1.62	無	S61
9	四重麦一		四重麦一	6		町道	400	40	600	17	2.16	無	S61
10	大高丸一番	耕野	大高丸一番	6		町道	300	36	700	21	2.1	無	S61
11	麓	小斎	麓	5				9	500	0	1.2	無	S61
12	源太郎	小斎	源太郎	5				25	600	9	3.6	無	S61
13	山の神	大内	山の神	5		県道	800	150	800	17	4.8	有	S61
14	佐野西	大内	佐野西	5		県道	500	40	600	17	4.5	無	S61
15	黒佐野	大内	鳥の子	5		町道	500	38	400	21	1.8	有	S61
16	鬼形	金山	石倉	10		町道	500	43	500	21	2.25	無	S61
17	片山	金山	片山	8		県道	500	57	900	17	4.05	無	S61
18	東向		東向	5		町道	400	5	200	23	0.3	無	S61
19	羽入		羽入	8		町道	300	3	150	23	0.27	無	S61
20	川平	筆甫	川平	5		町道	500	10	300	21	0.9	無	S61
21	平松	筆甫	平松	3		町道	500	212	1300	9	7.02	有	S61
22	石神	筆甫	石神	3		林道	500	9	400	21	1.2	無	S61
23	鷺ノ平	筆甫	鷺ノ平	6		県道	300	6	400	21	1.44	無	S61
24	五福谷		五福谷	7		県道	300	39	280	17	0.672	無	S61
25	金ヶ作		金ヶ作	2		町道	300	48	450	17	2.025	有	S61
26	土ヶ森		土ヶ森	10		県道	300	16	600	17	2.16	有	S61
27	沢田		沢田	10		県道	300	9	800	9	1.92	有	S61
28	小保田		小保田	8		県道	300	12	500	21	1.2	無	S61
29	山崎		山崎	50	学校:1			11	500	17	1.2	無	S61
30	漆原		漆原	50	学校:1			35	350	17	0.84	無	S61
31	下滝		下滝			町道	300	4	200	21	0.3	無	S61
32	山田上(1)		山田上	2		町道	300	23	350	21	1.05	無	S61
33	山田(1)		山田	1		町道	300	2	200	23	0.36	有	S61
34	山田(2)		山田	5		町道	300	232	700	17	4.2	無	S61
35	舟越		舟越	2		林道	500	43	450	17	1.62	無	S61
36	木落		木落	1	国鉄:300	町道	300	88	400	21	1.8	有	S61
37	ダンダラ		廻倉	5		町道	300	34	1400	17	5.46	有	S61

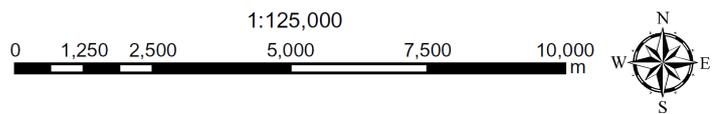
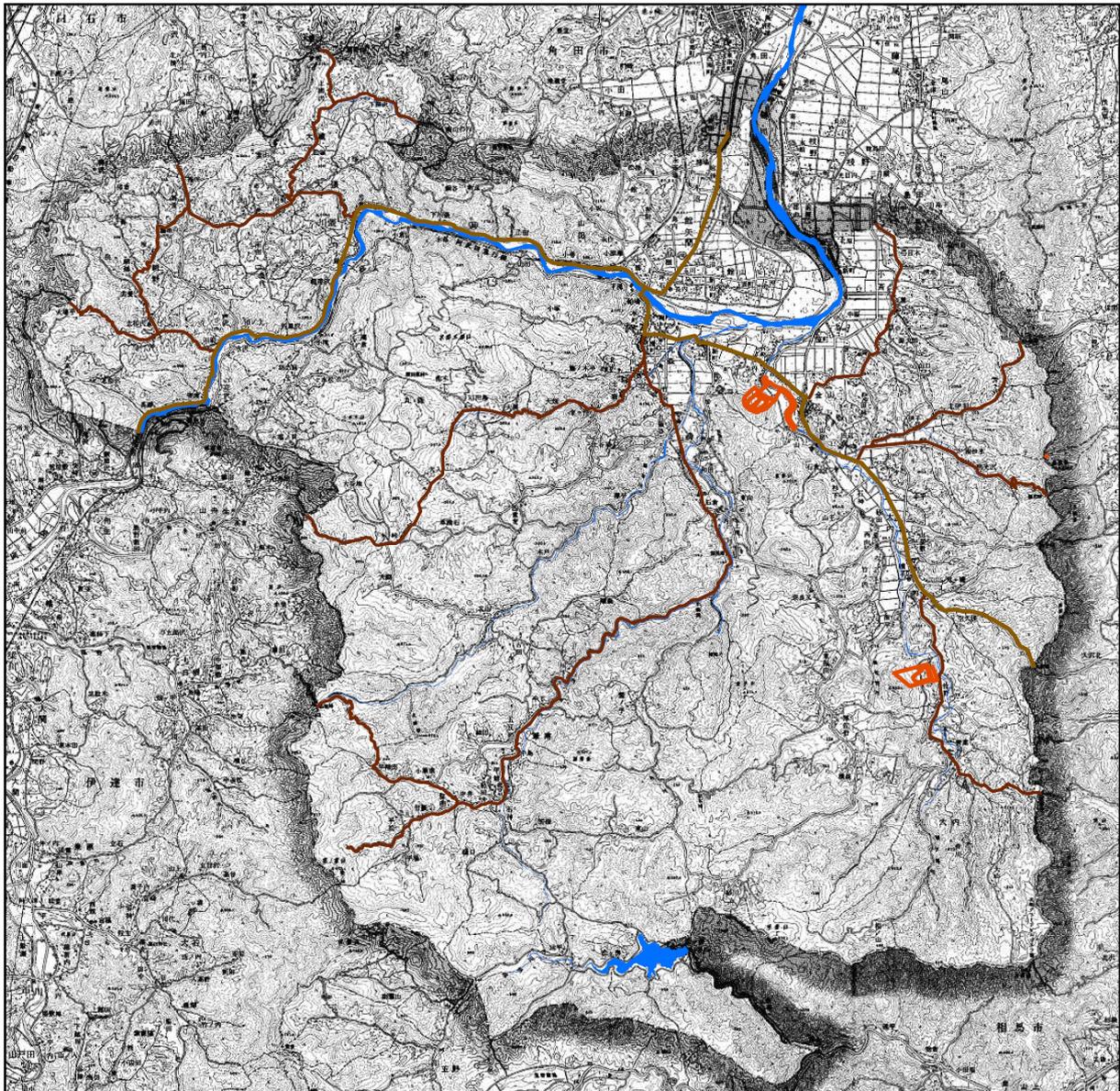
調査番号	地区名	大字	字	人数	公共施設の種類	道路の種類	道路の数量	溪流の集水面積	延長	平均渓床勾配	面積	保安林等	調査年
38	小滝川		小滝	2		町道	500	337	1300	17	7.8	有	S61
39	立沢(1)		立沢	5		町道	300	2	400	17	0.96	無	H1
40	立沢(2)		立沢	3		町道	500	12	800	21	3.12	無	S61
41	茗茄沢	耕野	茗茄沢	5		県道	300	35	500	21	2.7	無	H1
42	登花	耕野	登花	10		県道	300	11	600	21	2.34	無	S61
43	南原	耕野	南原	5		県道	300	8	400	9	0.96	無	S61
44	ウソコ	大張川張	ウソコ	5		県道	200	2	200	21	0.36	無	S61
45	沢尻	大張川張	沢尻	8		町道	500	136	800	9	4.8	無	S61
46	二又(1)	大張川張	二又	5		県道	300	27	350	21	1.26	無	S61
47	上山田	館矢間山田	上山田	9		県道	500	24	500	9	1.2	無	S61
48	小塚沢		百合沢	1		林道	1000	78	1500	21	0.9	有	H3
49	小巻沢	館矢間山田	小巻	3		国道	150	17	500	17	0.15	無	H3
50	樋口沢	筆甫	樋口	15		町道	2000	218	2300	9	1.38	有	H3
51	井戸入沢	筆甫	石神東	22	橋:3	町道	500	13	600	17	0.36	有	H3
52	薄平沢		薄平	8	橋:1	町道	500	1	100	21	0.06	無	H3
53	源太郎沢	小斎	林崎	22		町道	1000	23	1300	0	0.78	有	H3
54	天炉下沢		天炉	2		町道	50	10	550	23	0.495	有	H9
55	芳ヶ沢2	大内	向	3		県道	200	15	1200	10	2.88	有	H12
56	木落2		木落		鉄道 120	林道	120	5	210	3	0.19	無	H14

(6) 土砂災害警戒区域等指定箇所

自然現象の種類	渓流番号又は箇所番号	渓流名又は箇所名	所在地	告示年月日	告示番号
土石流	1-41-014	斎川橋の沢	大内字青葉南	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-015	日向沢	大内字青葉南	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-030	山王沢	大内字山王他	H28.03.18	第 272 号
土石流	1-41-032	杉下沢	金山字杉下他	H28.03.18	第 273 号
土石流	1-41-033	杉下沢 2	金山字杉下他	H28.03.18	第 272 号
土石流	1-41-034	杉下沢 3	金山字杉下他	H28.03.18	第 272 号
土石流	1-41-035	石倉の沢	金山字石倉他	H28.03.18	第 272 号
土石流	1-41-036	河原沢	金山字鬼形	H28.03.18	第 273 号
土石流	1-41-037	河原沢 2	金山字鬼形	H28.03.18	第 272 号
土石流	1-41-038-1	鬼形沢 - 1	金山字鬼形	H28.03.18	第 272 号
土石流	1-41-038-2	鬼形沢 - 2	金山字鬼形	H28.03.18	第 272 号
土石流	1-41-039	鬼形沢 2	金山字鬼形	H28.03.18	第 272 号
土石流	1-41-066	鷺平下沢	筆甫字鷺平上他	H26.12.26	第 1054 号
土石流	1-41-067-1	鷺平下沢 2	筆甫字鷺平中	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-067-2	鷺平下沢 2	筆甫字鷺平下	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-087	細田沢	筆甫字細田	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-088	清水沢	筆甫字清水	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-089	清水沢 2	筆甫字清水	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-090	宮脇沢	筆甫字宮脇	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-091-1	中作沢 - 1	筆甫字中下	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-091-2	中作沢 - 2	筆甫字中下	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-092	中下沢	筆甫字中下	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-093	吉田沢	筆甫字古田	H28.10.11	第 836 号
土石流	1-41-094-1	川下南沢	筆甫字川下一他	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-094-2	川下南沢	筆甫字川下一	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-095	川下沢	筆甫字川下	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-096	川下沢 2	筆甫字川下	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-097	東山沢	筆甫字川下	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-098	石羽沢	字石倉	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-099	石羽沢 2	字石倉	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-100	内川	字石倉	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-101	石倉前沢 2	字石倉	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-102	石倉南沢	字石倉	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-103	石倉沢	字和田西	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-104	石倉沢 2	字和田西	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-105	向原	字向原	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-106-1	牛子沢 - 1	字牛子	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-106-2	牛子沢 - 2	字牛子	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-107	薄平沢	字蕨平	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-118	薄平沢 2	字蕨平	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-119	牛子沢 2	字牛子	H28.10.11	第 833 号

自然現象の種類	溪流番号又は箇所番号	溪流名又は箇所名	所在地	告示年月日	告示番号
土石流	1-41-120	向原沢	字牛子	H28.10.11	第 833 号
土石流	1-41-128	吉田沢	字吉田	H20.03.11	第 235 号
土石流	1-41-129	竹谷沢	字竹谷	H20.03.11	第 235 号
土石流	1-41-135-1	土ヶ森沢 2	字土ヶ森他	H22.10.26	第 1002 号
土石流	1-41-135-2	土ヶ森沢 2	字土ヶ森他	H22.10.26	第 1002 号
土石流	1-41-135-3	土ヶ森沢 2	字土ヶ森他	H22.10.26	第 1002 号
土石流	1-41-137	北山の沢	字北沢	H22.10.26	第 1002 号
土石流	1-41-138-1	板山沢	字板山	H20.03.11	第 235 号
土石流	1-41-138-2	板山沢	字板山	H20.03.11	第 235 号
土石流	1-41-139	小保田沢	字小保田	H22.10.26	第 1002 号
土石流	1-41-140	小保田沢 2	字小保田	H22.10.26	第 1002 号
土石流	1-41-141	虚空蔵上沢	字虚空蔵中	H20.03.11	第 236 号
土石流	1-41-143	横町沢 2	字山崎	H22.10.26	第 1002 号
土石流	1-41-147	下滝の沢	字下滝南	H24.07.24	第 597 号
土石流	1-41-163	塩ノ貝沢	字塩ノ貝沢他	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-164	塩ノ貝沢 2	字塩ノ貝沢他	H26.12.26	第 1054 号
土石流	1-41-168	岩沢	耕野字岩	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-169	岩沢 2	耕野字岩	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-175	大和沢	耕野字小屋館	H24.07.24	第 597 号
土石流	1-41-176	小屋館沢 2	耕野字小屋館	H24.07.24	第 597 号
土石流	1-41-177	小屋館沢	耕野字小屋館	H24.07.24	第 597 号
土石流	1-41-178	岳沢	耕野字白五郎	H24.07.24	第 597 号
土石流	1-41-194-1	桂の沢	大張川張字桂沢	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-194-2	桂の沢	大張川張字桂沢他	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-195-1	一之畑沢	大張川張字一之畑	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-195-2	一之畑沢	大張川張字一之畑	H26.12.26	第 1054 号
土石流	1-41-196	一之畑沢 2	大張川張字一之畑	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-197	一之畑沢 3	大張川張字一之畑	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-198	一之畑沢 4	大張川張字一之畑	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-199	一之畑沢 5	大張川張字一之畑	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-200	沢尻沢 2	大張川張字沢尻	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-201-1	沢尻沢	大張川張字沢尻	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-201-2	沢尻沢	大張川張字沢尻	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-201-3	沢尻沢	大張川張字沢尻	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-202	杉ノ入沢	大張川張字杉ノ入	H26.12.26	第 1054 号
土石流	1-41-203	杉ノ入沢 2	大張川張字杉ノ入	H26.12.26	第 1054 号
土石流	1-41-204	杉ノ入沢 3	大張川張字杉ノ入	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-205	杉ノ入沢 4	大張川張字杉ノ入	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-206	二又沢	大張川張字二又	H26.12.26	第 1053 号
土石流	1-41-207	二又沢 2	大張川張字二又	H26.12.26	第 1053 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0136	薄平	字薄平	H18.07.14	第 822 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0137	川下	筆甫字川下 1	H26.12.26	第 1053 号

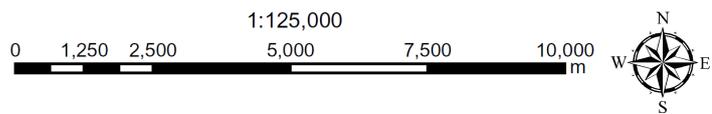
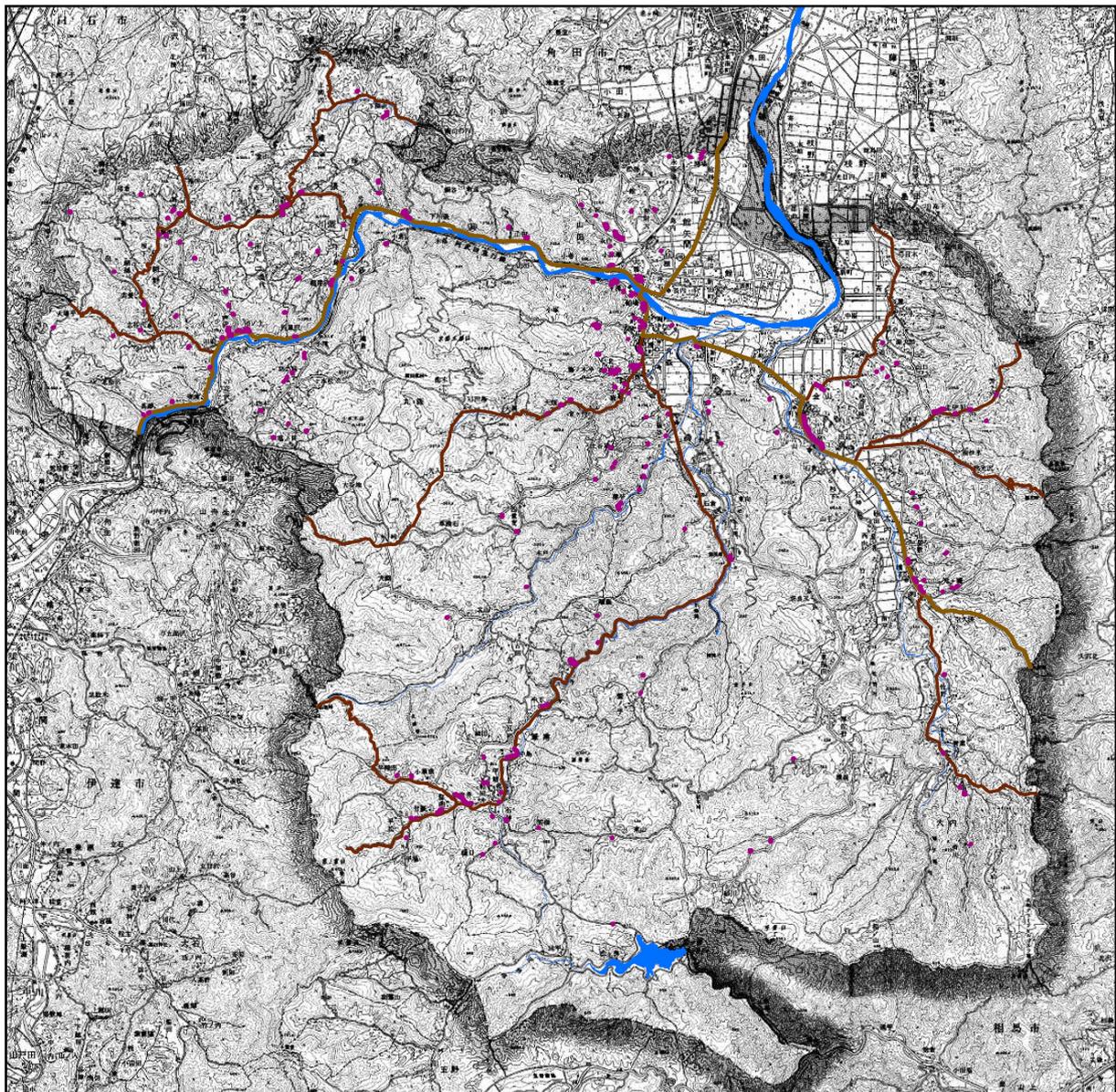
自然現象の種類	溪流番号又は箇所番号	溪流名又は箇所名	所在地	告示年月日	告示番号
急傾斜地の崩壊	1-自-0138	肱曲	筆甫字肱曲	H18.07.14	第 822 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0139	甘蕨	筆甫字甘蕨	H18.07.14	第 822 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0143	北伊手	大内字下梅ヶ作	H18.07.14	第 822 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0147	坪石	字大館	H18.07.14	第 822 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0152	横手の 2	大内字横手	H26.12.26	第 1053 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0153	上滝	字不動	H28.10.11	第 833 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0155	中島	筆甫字中島	H20.03.11	第 235 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0156	和田の 1	筆甫字和田	H18.07.14	第 822 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1159	川前	大張大蔵字川前	H20.03.11	第 235 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1160	杉ノ入	大張川張字杉ノ入	H26.12.26	第 1053 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1162	北沢	字小保田	H22.10.26	第 1002 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1164	白五郎	耕野字入大	H24.07.24	第 597 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0345	桂沢	大張川張字桂沢	H26.12.26	第 1053 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0346	一之畑沢	大張川張字一之畑	H26.12.26	第 1053 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0347	片倉	大張川張字深堀	H26.12.26	第 1053 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0371	北	耕野字北	H24.07.24	第 597 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0388	下滝	字下滝、下滝南	H24.07.24	第 597 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0391	大川口の 2	字大川口	H22.10.26	第 1002 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0392	北沢の 2	字北沢	H22.10.26	第 1002 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0395	土ヶ森	字土ヶ森他	H22.10.26	第 1002 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0396	由縄坂	字由縄坂	H22.10.26	第 1002 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0404	向原	字牛子	H28.10.11	第 833 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0405	馬淵の 1	字牛子	H28.10.11	第 833 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0406	馬淵の 2	字牛子	H28.10.11	第 833 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0413	石倉	字石倉	H28.10.11	第 833 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0435	青葉南の 1	大内字青葉南	H26.12.26	第 1053 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0441	川下の 2	筆甫字川下二	H28.10.11	第 833 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0442	川下の 3	筆甫字川下三	H28.10.11	第 833 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0443	川下の 4	筆甫字川下一	H26.12.26	第 1053 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0448	中下	筆甫字中下	H28.10.11	第 833 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0451	平館	筆甫字平館	H28.10.11	第 833 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0452	清水	筆甫字細田	H28.10.11	第 833 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0464	虚空蔵中	字虚空蔵中	H22.10.26	第 1002 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0017	中島	筆甫字中島他	H24.07.24	第 597 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0020	下滝南	字下滝他	H24.07.24	第 597 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0023	入	耕野字羽抜	H24.07.24	第 597 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0024	川前	大張川張字宮田	H20.03.11	第 235 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0025	長根	金山字谷地木戸	H24.07.24	第 597 号
地すべり	-	小斎	小斎字古館	H20.03.11	第 236 号



凡 例

-  : 地すべり危険箇所
-  : 国道
-  : 幹線道路（主要地方道、一般県道）
-  : 河川・湖沼

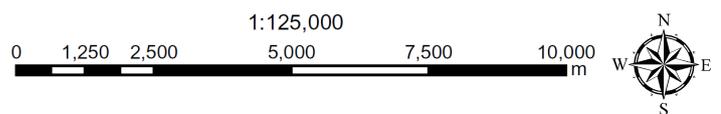
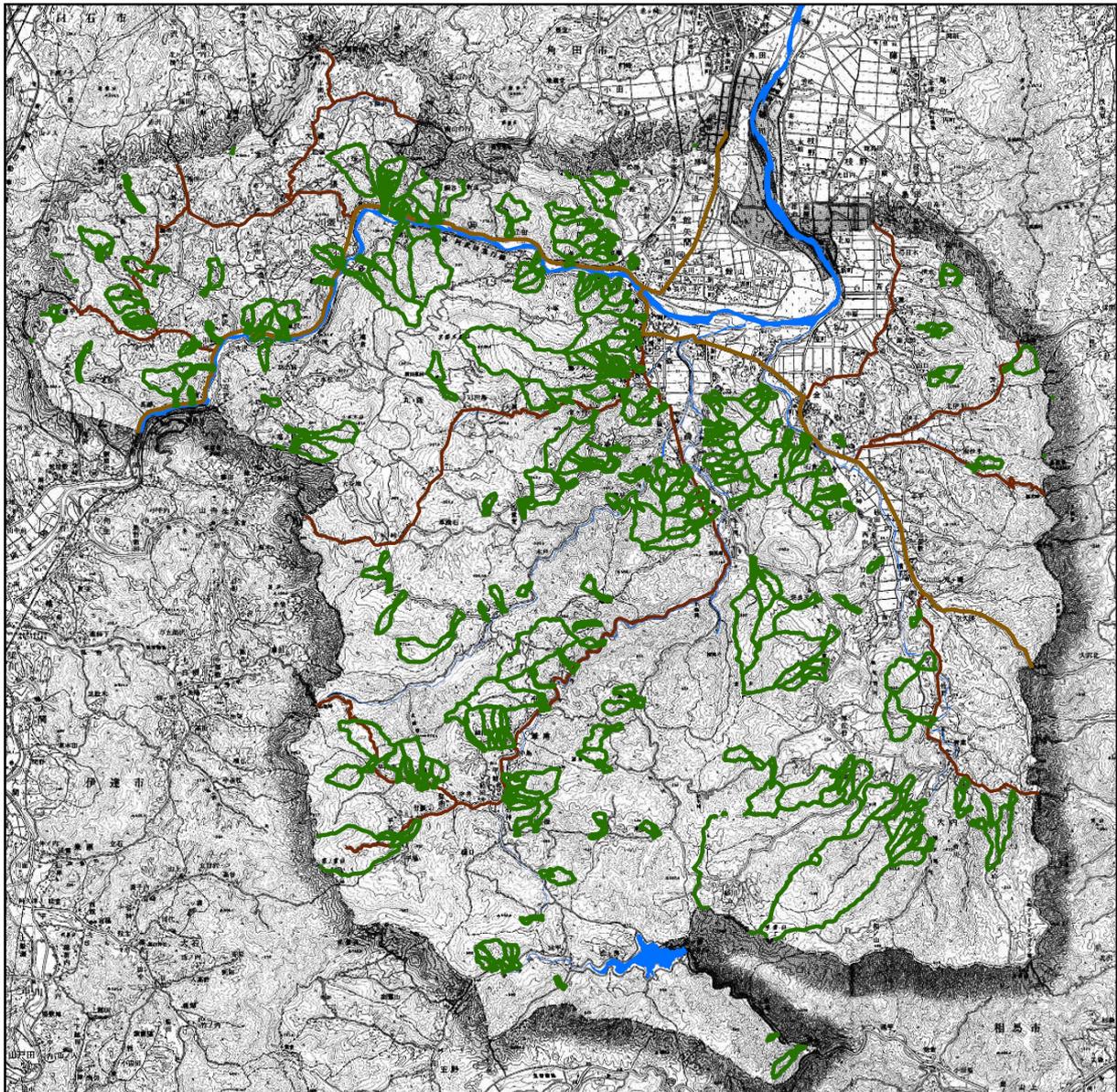
地すべり危険箇所位置図



凡 例

-  : 急傾斜地崩壊危険箇所
-  : 国道
-  : 幹線道路（主要地方道、一般県道）
-  : 河川・湖沼

急傾斜地崩壊危険箇所位置図



凡 例

-  : 土石流危険溪流
-  : 国道
-  : 幹線道路（主要地方道、一般県道）
-  : 河川・湖沼

土石流危険溪流位置図

3 - 9 避難場所・避難所

番号	避難場所・避難所	住所	電話番号 (市外局番0224)	対象災害			
				火災	洪水	土砂	地震
1	町民体育館	丸森町字花田 20	-		-		
2	町民広場	丸森町字花田 20	-	-	-		
3	丸森小学校	丸森町字菱川内 39-1	72-2140			-	
4	丸森中学校	丸森町字田町南 51	72-2145		-		
5	丸森まちづくりセンター	丸森町字鳥屋 120	72-1683		-		
6	和田コミュニティセンター	丸森町字和田西 8 93	-			-	
7	羽出庭農村集落多目的センター	丸森町字森 67	-	-			
8	神明住宅集会所	丸森町字神明南 1-1	-	-	-		
9	欠入コミュニティセンター	丸森町字欠入上 20-2	-				
10	金山小学校	金山字下前川原 1-1	78-1616				
11	(旧)丸森東中学校体育館	金山字長根 63-1	-				
12	金山まちづくりセンター	金山字下前川原 17	78-1121				
13	筆甫小学校	筆甫字中島 3-2	76-2121				
14	(旧)筆甫中学校体育館	筆甫字和田 73	-				
15	筆甫まちづくりセンター	筆甫字和田 80-2	76-2111				
16	川平スポーツ交流センター	筆甫字川平二 15-3	-		-		
17	筆甫山村広場	筆甫字石神東 47	-	-	-		
18	大内小学校	大内字横手 18	79-2011				
19	(旧)大内中学校体育館	大内字横手 19	-				
20	大内まちづくりセンター	大内字横手 82-1	79-2004				
21	青葉コミュニティセンター	大内字青葉南 16-2	-				
22	伊手コミュニティセンター	大内字下梅ヶ作 27	-				
23	大内山村広場	大内字南平 193-2	-	-			
24	黒佐野山村活性化支援センター	大内字黒佐野 103 248	-	-			
25	小斎小学校	小斎字古館 95	78-1515				
26	小斎まちづくりセンター	小斎字山崎 63-1	78-1111				
27	館矢間小学校	館矢間館山字玉川 29-1	72-2148				
28	館矢間まちづくりセンター	館矢間館山字大門 148-1	72-2120		-		
29	大張小学校	大張川張字宮田 25	75-2121				
30	大張まちづくりセンター	大張大蔵字川前 39-1	75-2124				
31	大耕農村広場	大張川張字宿 13-1	-	-			
32	耕野小学校	耕野字入大 44-1	75-2122			-	
33	(旧)丸森西中学校体育館	耕野字羽抜 30	-				
34	耕野まちづくりセンター	耕野字小屋館 7-4	75-2134			-	
35	伊具高等学校	丸森町字雁歌51	72 - 2020				
36	仙南ジェロントピア	館矢間松掛字宮田67	72-2860				障害者等が緊急時に 利用できます。
37	あぶくま斎苑	館矢間松掛字上63-1	72-6696				緊急時に利用できる 避難所です。
38	館矢間保育所	館矢間館山字天王17-1	72-1778				
39	榎ヶーピングラウンド(丸森寺内前)	丸森町字寺内前51-41	72-2772	-			

3 - 10 町防災無線

種別	呼出名称	配置場所	出力	免許番号	備考
基地局	ぼうさいまるもり	総務課(消防防災班)	10W	東基第 147765 号	主統制台
固定局	ぼうさいまるもりやくば	役場電話交換室	5MW	東個第 9041 号	遠隔制御装置
移動局	ぼうさいまるもり 110	役場電話交換室	2W	東移第 10128882 号	ポータブル統制台
移動局	ぼうさいまるもり 241	消防団長	2W	東移第 10128924 号	
移動局	ぼうさいまるもり 242	消防副団長(第1方面隊)	2W	東移第 10128925 号	
移動局	ぼうさいまるもり 243	消防副団長(第2方面隊)	2W	東移第 10128926 号	
移動局	ぼうさいまるもり 244	消防副団長(第3方面隊)	2W	東移第 10128927 号	
移動局	ぼうさいまるもり 245	消防団丸森分団長	2W	東移第 10128928 号	
移動局	ぼうさいまるもり 246	消防団金山分団長	2W	東移第 10128929 号	
移動局	ぼうさいまるもり 247	消防団筆甫分団長	2W	東移第 10128930 号	
移動局	ぼうさいまるもり 248	消防団大内分団長	2W	東移第 10128931 号	
移動局	ぼうさいまるもり 249	消防団小斎分団長	2W	東移第 10128932 号	
移動局	ぼうさいまるもり 250	消防団館矢間分団長	2W	東移第 10128933 号	
移動局	ぼうさいまるもり 251	消防団大張分団長	2W	東移第 10128934 号	
移動局	ぼうさいまるもり 252	消防団耕野分団長	2W	東移第 10128935 号	
移動局	ぼうさいまるもり 253	移動 総務課 1	2W	東移第 10128936 号	非常配備時現地調査班
移動局	ぼうさいまるもり 254	移動 総務課 2	2W	東移第 10128937 号	非常配備時現地調査班
移動局	ぼうさいまるもり 255	移動 総務課 3	2W	東移第 10128938 号	非常配備時現地調査班
移動局	ぼうさいまるもり 256	移動 総務課 4	2W	東移第 10128939 号	非常配備時現地調査班
移動局	ぼうさいまるもり 257	移動 建設課 1	2W	東移第 10128940 号	非常配備時現地調査用
移動局	ぼうさいまるもり 258	移動 建設課 2	2W	東移第 10128941 号	非常配備時現地調査用
移動局	ぼうさいまるもり 259	移動 建設課 3	2W	東移第 10128942 号	非常配備時現地調査用
移動局	ぼうさいまるもり 260	移動 建設課 4	2W	東移第 10128943 号	非常配備時現地調査用
移動局	ぼうさいまるもり 300	積載 町長車	2W	東移第 10128950 号	カムリ
移動局	ぼうさいまるもり 301	積載 総務課	2W	東移第 10128951 号	緊急車(ウイングロード)
移動局	ぼうさいまるもり 302	積載 総務課	2W	東移第 10128952 号	交通指導車(イサイト)
移動局	ぼうさいまるもり 303	積載 総務課	2W	東移第 10128953 号	排水ポンプ車
移動局	ぼうさいまるもり 304	積載 建設課	2W	東移第 10128954 号	エクストレイル
移動局	ぼうさいまるもり 305	積載 建設課	2W	東移第 10128955 号	4tダンプ
移動局	ぼうさいまるもり 306	積載 建設課	2W	東移第 10128956 号	水道 ジムニー
移動局	ぼうさいまるもり 307	積載 建設課	2W	東移第 10128957 号	水道 エスクード
移動局	ぼうさいまるもり 200	丸森まちづくりセンター	2W	東移第 10128883 号	
移動局	ぼうさいまるもり 401	金山まちづくりセンター	2W	東移第 10128958 号	
移動局	ぼうさいまるもり 402	筆甫まちづくりセンター	2W	東移第 10128959 号	
移動局	ぼうさいまるもり 403	大内まちづくりセンター	2W	東移第 10128960 号	
移動局	ぼうさいまるもり 404	小斎まちづくりセンター	2W	東移第 10128961 号	
移動局	ぼうさいまるもり 405	館矢間まちづくりセンター	2W	東移第 10128962 号	
移動局	ぼうさいまるもり 406	大張まちづくりセンター	2W	東移第 10128963 号	
移動局	ぼうさいまるもり 407	耕野まちづくりセンター	2W	東移第 10128964 号	
移動局	ぼうさいまるもり 201	丸森小学校	2W	東移第 10128884 号	

種別	呼出名称	配置場所	出力	免許番号	備考
移動局	ぼうさいまるもり 203	金山小学校	2W	東移第 10128886 号	
移動局	ぼうさいまるもり 204	筆甫小学校	2W	東移第 10128887 号	
移動局	ぼうさいまるもり 205	大内小学校	2W	東移第 10128888 号	
移動局	ぼうさいまるもり 206	小斎小学校	2W	東移第 10128889 号	
移動局	ぼうさいまるもり 207	館矢間小学校	2W	東移第 10128890 号	
移動局	ぼうさいまるもり 208	大張小学校	2W	東移第 10128891 号	
移動局	ぼうさいまるもり 209	耕野小学校	2W	東移第 10128892 号	
移動局	ぼうさいまるもり 210	丸森中学校	2W	東移第 10128893 号	
移動局	ぼうさいまるもり 215	保健センター	2W	東移第 10128898 号	
移動局	ぼうさいまるもり 216	給食センター	2W	東移第 10128899 号	
移動局	ぼうさいまるもり 217	丸森たんぽぽこども園	2W	東移第 10128900 号	
移動局	ぼうさいまるもり 218	金山保育所	2W	東移第 10128901 号	
移動局	ぼうさいまるもり 219	筆甫保育所	2W	東移第 10128902 号	
移動局	ぼうさいまるもり 220	大内保育所	2W	東移第 10128903 号	
移動局	ぼうさいまるもり 221	館矢間保育所	2W	東移第 10128904 号	
移動局	ぼうさいまるもり 222	大張児童館	2W	東移第 10128905 号	
移動局	ぼうさいまるもり 223	耕野児童館	2W	東移第 10128906 号	
中継局		竹 谷 中 継 局	5 M W	東個第 9042 号	
中継局		次 郎 太 郎 中 継 局	32MW	東個第 9043 号	

3 - 11 丸森町防災行政無線配備表

H 2 9 年 2 月現在

番号	識別信号		種別	担当課等	所持者・車種ナンバー	備考
1	ぼうさいまるもり	やくば	固定局	役場		
2	ぼうさいまるもり	たけや	固定局	中継局		
3	ぼうさいまるもり	じろうたろう	固定局	中継局		
4	ぼうさいまるもり		基地局	中継局		
5	ぼうさいまるもり	300	移動局	町長車	カムリ	
6	ぼうさいまるもり	301	移動局	総務課	緊急車(ウイングロード)	
7	ぼうさいまるもり	302	移動局	総務課	指導車(インサイト)	
8	ぼうさいまるもり	303	移動局	総務課	排水ポンプ車	
9	ぼうさいまるもり	304	移動局	建設課	エクストレイル	
10	ぼうさいまるもり	305	移動局	建設課	スペースレンジャー	4t車
11	ぼうさいまるもり	306	移動局	建設課	ジムニー	
12	ぼうさいまるもり	307	移動局	建設課	エスクード	
13	ぼうさいまるもり	253	移動局	総務課	非常配備時 現地調査班	
14	ぼうさいまるもり	254	移動局	総務課	非常配備時 現地調査班	
15	ぼうさいまるもり	255	移動局	総務課	非常配備時 現地調査班	
16	ぼうさいまるもり	256	移動局	総務課	非常配備時 現地調査班	
17	ぼうさいまるもり	257	移動局	建設課	非常配備時 建設課現地調査用	
18	ぼうさいまるもり	258	移動局	建設課	非常配備時 建設課現地調査用	
19	ぼうさいまるもり	259	移動局	建設課	非常配備時 建設課現地調査用	
20	ぼうさいまるもり	260	移動局	建設課	非常配備時 建設課現地調査用	
21	ぼうさいまるもり	200	移動局	丸森まちづくりセンター		
22	ぼうさいまるもり	401	移動局	金山まちづくりセンター		
23	ぼうさいまるもり	402	移動局	筆甫まちづくりセンター		
24	ぼうさいまるもり	403	移動局	大内まちづくりセンター		
25	ぼうさいまるもり	404	移動局	小斎まちづくりセンター		
26	ぼうさいまるもり	405	移動局	館矢間まちづくりセンター		
27	ぼうさいまるもり	406	移動局	大張まちづくりセンター		
28	ぼうさいまるもり	407	移動局	耕野まちづくりセンター		
29	ぼうさいまるもり	241	移動局	総務課	消防団長	
30	ぼうさいまるもり	242	移動局	総務課	第一方面隊長	
31	ぼうさいまるもり	243	移動局	総務課	第二方面隊長	
32	ぼうさいまるもり	245	移動局	総務課	第三方面隊長	
33	ぼうさいまるもり	246	移動局	総務課	丸森分団長	
34	ぼうさいまるもり	247	移動局	総務課	金山分団長	
35	ぼうさいまるもり	248	移動局	総務課	筆甫分団長	
36	ぼうさいまるもり	248	移動局	総務課	大内分団長	
37	ぼうさいまるもり	249	移動局	総務課	小斎分団長	
38	ぼうさいまるもり	250	移動局	総務課	館矢間分団長	
39	ぼうさいまるもり	251	移動局	総務課	大張分団長	
40	ぼうさいまるもり	252	移動局	総務課	耕野分団長	

3 - 12 丸森町災害時優先電話一覧表

		電話番号		設置場所	停電	設置場所住所
役場関係						
1	0224	72	1648	総務課消防防災班	対応	丸森町字鳥屋 120
2	0224	72	1219	総務課消防防災班	対応	丸森町字鳥屋 120
3	0224	72	1647	総務課消防防災班	対応	丸森町字鳥屋 120
4	0224	72	1540	総務課 F A X		丸森町字鳥屋 120
5	0224	72	2188	町民税務課住民班 FAX		丸森町字鳥屋 120
6	0224	72	2914	丸森まちづくりセンター		丸森町字鳥屋 120
7	0224	78	1121	金山まちづくりセンター		丸森町金山字下前川原 17
8	0224	76	2111	筆甫まちづくりセンター		丸森町筆甫字和田 80-2
9	0224	79	2004	大内まちづくりセンター		丸森町大内字横手 82-1
10	0224	78	1111	小齋まちづくりセンター		丸森町小齋字山崎 62
11	0224	72	2120	館矢間まちづくりセンター		丸森町館矢間館山字大門 148-1
12	0224	75	2124	大張まちづくりセンター		丸森町大張大蔵字川前 39-1
13	0224	75	2134	耕野まちづくりセンター		丸森町耕野字小屋館 7-4
14	0224	72	2406	石羽浄水場		丸森町字石羽 37-6
15	0224	72	2133	丸森病院（事務室内）		丸森町字鳥屋 27
16	0224	86	4336	丸森たんぼぼこども園		丸森町字鳥屋 120
17	0224	78	1104	金山保育所		丸森町金山字下前川原 30
18	0224	76	2382	筆甫保育所		丸森町筆甫字石神西 4-3
19	0224	79	3119	大内保育所		丸森町大内字西畑 92-7
20	0224	72	1778	館矢間保育所		丸森町館矢間館山字天王 44-1
21	0224	75	2266	大張児童館		丸森町大張大蔵字川前 22
学校関係						
22	0224	72	2140	丸森小学校		丸森町字菱川内 39-1
23	0224	78	1616	金山小学校		丸森町金山字下前川原 1-1
24	0224	76	2121	筆甫小学校		丸森町筆甫字中島 3-2
25	0224	79	2011	大内小学校		丸森町大内字横手 18
26	0224	78	1515	小齋小学校		丸森町小齋字古館 95
27	0224	72	2148	館矢間小学校		丸森町館矢間館山字玉川 29-1
28	0224	75	2121	大張小学校		丸森町大張川張字宮田 25
29	0224	75	2122	耕野小学校		丸森町耕野字入大 44-1
30	0224	72	2144	丸森中学校		丸森町字田町南 24-2
公衆電話						
31	0224	72	4920	丸森病院（公衆電話 1 階）		丸森町字鳥屋 27

3 - 13 防火対象物

(特定防火対象物は500㎡以上、その他は1,000㎡以上)

番号	項	用途	名称	地区
1	1項口	集会場等	丸森まちづくりセンター	丸森
2	"	"	丸森町高齢者生産活動センター	"
3	"	"	丸森町観光交流センター	"
4	"	"	ほこだて仏光堂一休館丸森	"
5	"	"	舘矢間まちづくりセンター	舘矢間
6	"	"	あぶくま斎苑	"
7	3項口	飲食店等	もり総合会館	金山
8	4項	店舗等	アサノ丸森店	丸森
9	"	"	薬王堂宮城丸森店	"
10	"	"	コメリハード&グリーン丸森店	舘矢間
11	"	"	フレスコキクチ丸森店	"
12	5項イ	宿泊施設等	国民宿舎あぶくま荘	丸森
13	"	"	青葉温泉青雲閣	大内
14	5項口	共同住宅等	雇用促進住宅丸森宿舎	舘矢間
15	6項イ	病院等	丸森町国民健康保険丸森病院	丸森
16	"	"	登米整形外科・外科医院	"
17	6項口	老人ホーム等	丸森ロイヤルケアセンター	"
18	"	"	仙南ジェロントピア	舘矢間
19	6項八	保育所等	丸森たんぼぼこども園	丸森
20	"	"	金山保育所	金山
21	"	保育所等	舘矢間保育所	舘矢間
22	7項	学校等	宮城県伊具高等学校	丸森
23	"	"	宮城県伊具高等学校体育館	"
24	"	"	宮城県伊具高等学校実習棟	"
25	"	"	丸森中学校	"
26	"	"	丸森小学校	"
27	"	"	金山小学校	金山
28	"	"	筆甫小学校	筆甫
29	"	"	大内小学校	大内
30	"	"	小斎小学校	小斎
31	"	"	舘矢間小学校	舘矢間
32	"	"	大張小学校	大張
33	"	"	耕野小学校	耕野
34	12項イ	工場等	ケーヒン(株)丸森工場	丸森
35	"	"	東北三之橋(株)	"
36	"	"	日幸電機精工(株)	"
37	"	"	中里工業(株)	"

備考：網かけの項を特定防火対象物という。

番号	項	用途	名称	地区
38	12項イ	工場等	伊達物産まほろば(株)	丸森
39	"	"	サンエスプリーディング(株)	"
40	"	"	幡豆工業(株)東北工場	金山
41	"	"	メルコジャパン(株)エンジニアリングセンター	"
42	"	"	横浜輸出モハン捺染(株)	"
43	"	"	今野製作所(有)	小斎
44	"	"	日本ウォルプロー(株)丸森工場	"
45	"	"	城南鋼鉄工業(株)東北工場	舘矢間
46	"	"	横塚製作所(株)丸森工場	"
47	"	"	三光ダイカスト工業所(株)宮城工場	"
48	14項	倉庫	J Aみやぎ仙南丸森農業倉庫	丸森
49	"	"	丸森町役場	"
50	"	"	J Aみやぎ仙南丸森地区本部	"

備考：網かけ の項を特定防火対象物という。

3 - 14 文化財指定状況

種 別	名 称	所在地	指定年月日
史 跡 (県)	台町古墳群	金山・丸森	昭和 43 年 12 月 13 日
天然記念物(県)	大銀杏	丸森	昭和 42 年 4 月 11 日
有形文化財	四つ足門	大内	昭和 40 年 11 月 29 日
"	前机、霊前	金山・瑞雲寺	昭和 42 年 5 月 18 日
"	不動尊仁王門	丸森・愛敬院	昭和 49 年 4 月 1 日
"	阿弥陀堂(マリア観音)	筆甫	昭和 56 年 7 月 1 日
"	諏訪神社本殿	大内・諏訪	昭和 56 年 7 月 1 日
"	西園寺十王	丸森・西円	昭和 56 年 7 月 1 日
"	法伝寺欄間の龍	丸森・法伝寺	昭和 56 年 7 月 1 日
"	大蔵寺仏像三十五体	大張	昭和 56 年 7 月 1 日
"	黒漆五枚胴具足	小斎	昭和 63 年 3 月 1 日
"	宗吽院文書	館矢間	昭和 62 年 5 月 1 日
"	奉納和算額五面	小斎	平成 2 年 6 月 1 日
史 跡	金山城址	金山	昭和 40 年 3 月 7 日
"	旗巻古戦場・仙台藩士戦死塚	大内・青葉	昭和 44 年 6 月 11 日
天然記念物	老杉	大内・青葉	昭和 40 年 12 月 27 日
"	立石	丸森・泉	昭和 41 年 10 月 5 日
"	大桑	館矢間・館山長町	昭和 42 年 5 月 18 日
"	ウバヒガン桜	筆甫・和田	昭和 43 年 7 月 3 日
"	笠松	丸森・廻倉	昭和 61 年 8 月 1 日

3 - 15 丸森町液化石油ガス販売施設

番号	名 称	地 区
1	伊藤商店(有)	金山
2	高野商店	大内
3	引地商店(有)	筆甫
4	石田屋(有)	大内
5	横山久弥商店(株)	館矢間

-

3 - 16 危険物施設等一覧表

番号	名称	地区	貯蔵所					取扱所	
			屋内	屋外 タンク	地下 タンク	移動 タンク	屋外	給油	一般
1	益田材木店(有)	大張							
2	ケーヒン(株)丸森工場	丸森							
3	城南鋼鉄工業(株)	館矢間							
4	幡豆工業(株)東北工場	金山							
5	横浜輸出モハン捺染(株)	"							
6	日幸電機精工(株)	丸森							
7	東京石灰工業(株)丸森工場	"						自	
8	八巻石材工業(株)丸森工場	"						自	
9	丸森町学校給食センター	"							
10	丸森町高齢者生産活動センター	"							
11	三光ダイカスト工業所(株)宮城工場	館矢間							
12	丸森町役場	丸森							
13	伊達物産まほろば(株)	"							
14	仙南ジェロントピア	館矢間							
15	仙台防衛施設局	丸森							
16	丸森ロイヤルケアセンター	"							
17	丸森町国民健康保険丸森病院	"							
18	佐藤油店(有)	"							
19	佐藤油店(有)	大内							
20	あぶくま斎苑	館矢間							
21	石田屋(有)	大内							
22	小野商店(有)	"							
23	引地商店(有)	筆甫							
24	やしまや	耕野							
25	越後商店	館矢間							
26	東北三之橋(株)	丸森							
27	齋藤石油商会(有)	金山							
28	サシン自動車(有)	丸森							
29	天野商店(有)	小斎							
30	ジェイエイ仙南サービス(株)	丸森							
31	伊藤商店(有)	金山							
32	宮城県伊具高等学校	丸森							
33	コメリハード&グリーン丸森店	館矢間							

備考： 内の数字は施設数、自は自家用の略。

3 - 17 消防活動上有毒ガスを発生する恐れのある施設

NO	名称	所在地	品名	
1	馬場商店	丸森町大内字青葉南 13	毒物	マイゼット
2	丸森町森林組合	丸森町字田町南 1-1	劇物	クサトール
3	(株)横山久弥商店	丸森町館矢間館矢間 字坪石 21	毒物 劇物	マイゼット アサヒヒューム、オルコン デゾレート、ディップテレックス ピンフェート、ヒノザン乳剤 エルサン乳剤、ダイシストン DDVP、パンテージサンサイド ピリマー、レグロックス
4	高野商店	丸森町大内字町 46	毒物	ヒノザン
5	笠間商店	丸森町大内字横手 32	毒物 劇物	オルトラン、ガゼット、DDVP ホラトップ、デゾレートAZ
6	丸森町農業協同組合 本所	丸森町字除 25-1	毒物 劇物	EPN、バイデードブリグロックス アルリメート、エカチンTD オルコン、カルホス、エカチン クロールピクリン、スプラサイド スミバッサ、ダイシストン、 デゾレートAZ、デナボン DDVP75、ニッソランV ヒノザン、ホルマリン、エルサン マブリックジェット、硫酸亜鉛 カルホス、キルバール、デナボン ジメトエール、スプラサイド ダイアジノン、ディップテレックス DDVP、ニチヒーム、ピラニカ パフリアル、マブリック ランネット、

3 - 18 道路災害危険箇所

(1) 道路災害危険箇所（豪雨・豪雪等）

番号	道路種別	路線名	所在地	点検対象項目	迂回路	被災履歴 (H2以降)	H8年度 点検結果		地震時 安定性 (落石・崩 壊のみ)
							評点	総合評価	
1	1級町道	羽出庭線	丸森町字大鹿野地内	落石崩壊	無	なし	84	要対策	不安定
2	1級町道	羽出庭線	丸森町字早坂地内	落石崩壊	無	なし	70	防災カルテ	不安定
3	1級町道	五福谷北山線	丸森町字牛子103	落石崩壊	無	なし	66	防災カルテ	不安定
4	1級町道	五福谷北山線	筆甫字下北山三47-2	落石崩壊	無	なし	85	要対策	不安定
5	1級町道	五福谷北山線	筆甫字下北山三44-1	落石崩壊	無	なし	85	要対策	不安定
6	1級町道	五福谷北山線	筆甫字下北山三29-3	落石崩壊	無	なし	82	要対策	不安定
7	2級町道	茗茄沢線	耕野字長瀬地内	落石崩壊	無	なし	58	防災カルテ	不安定
8	2級町道	笠松線	丸森町字廻倉10-1	落石崩壊	有	なし	75	防災カルテ	不安定
9	2級町道	船場山田線	丸森町字百合沢7	落石崩壊	無	なし	70	防災カルテ	不安定
10	2級町道	欠入落合線	丸森町字四重麦522-1	落石崩壊	無	なし	86	要対策	不安定
11	2級町道	石神砂川線	筆甫字東山50-54	落石崩壊	無	なし	48	対策不要	不安定
12	2級町道	石神砂川線	筆甫字東山地内	落石崩壊	無	なし	57	対策不要	不安定

(2) 道路災害危険箇所（地震）

番号	道路種別	路線名	所在地	点検対象項目	施設名	延長	完成年次	交差施設
1	1級町道	五福谷北山線	丸森町字向原54-1	橋梁	岩下橋	25.49	S45.11	五福谷川
2	1級町道	新道線	館矢間山田字洞場 32-13	橋梁	弁天跨線橋	33.4	S40.11	阿武隈 急行線
3	1級町道	雉子尾 山屋敷線	大内字西河原53-2	橋梁	三代河原橋	83.92	S49.9	雉子尾川
4	1級町道	川平線	筆甫字石神西6-3	橋梁	石神橋	15.52	S45.10	筆甫川
5	1級町道	五福谷北山線	筆甫字北山南1-1	橋梁	北山橋	16.42	S46.3	五福谷川
6	1級町道	五福谷北山線	丸森町字蕨平28-1	橋梁	薄平橋	25.9	S43.10	五福谷川
7	1級町道	東向線	丸森町字前川原44-1	橋梁	矢田橋	25.25	S63.3	内川
8	2級町道	竹谷羽入線	丸森町字柳東144-1	橋梁	内川橋	76.33	S53.3	内川
9	2級町道	田林線	大内字大久保28-1	橋梁	田辺橋	20.47	S45.12	伊手川
10	2級町道	寺前線	金山字前川原7-2	橋梁	金栄橋	87.25	S45.3	雉子尾川
11	2級町道	不動線	丸森町字桜淵64-1	橋梁	馬越道大橋	38.05	H3.3	内川
12	その他 町道	隈西線	館矢間山田字 小原瀬東11-4	橋梁	丸森跨線橋	45.16	S53.7	阿武隈 急行線
13	その他 町道	沼滝ノ上線	耕野字沼111-4	橋梁	羽出庭大橋	123	S50.12	阿武隈川

3 - 19 異常気象時通行規制区間

(1) 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別	路線名	担当 事務所 所名	規制区間		交通量 台/日 (T.95)	規制基準		危険内容	道路 情報板	迂回路
			自大字名 至大字名	延長 (km)		規制基準値 時間雨量 連続雨量	気象等 観測所			
一般国道	349号	大河原	川前 大張川張	5.3	978	30mm 120mm	笠松(砂)	落石 土砂崩壊	B - 1	(県)白石丸森線 (県)越河角田線 (県)川前白石線

(2) 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別	路線名	担当 事務所 名	規制区間		交通量 台/日 (T.95)	規制条件 (通行止め)	危険内容	道路 情報板	迂回路
			自字名 至字名	延長 (km)					
主要地方道	丸森霊山線	大河原	清滝 離森	4.1	2147	必要に応じて	落石 土砂崩落		(国)349号
一般県道	丸森梁川線	大河原	土ヶ森 大畑	1.5	1002	必要に応じて	土砂崩落		(国)349号
一般県道	金山新地停車場線	大河原	南伊手 (福島県境)	0.1	260	必要に応じて	土砂崩落		(県)角田大内線
一般県道	相馬大内線	大河原	佐野 旗巻峠	3.3		必要に応じて	土砂崩落 地すべり	C-2	(国)113号

3 - 20 町有車両等状況

所属の名称	保管先	車種等	台数	備考
総務課	丸森町役場	マイクロバス	2	
"	"	緊急車両	1	
"	"	普通乗用車	10	
"	"	軽乗用車	7	
"	"	軽トラック	1	
"	"	2tトラック	1	
保健福祉課	"	軽乗用車	4	
子育て定住推進課	"	軽乗用車	1	
農林課	丸森町役場	普通乗用車	1	
"	"	軽乗用車	3	
創造センター	"	軽乗用車	1	
商工観光課	あぶくま荘	普通乗用車	1	
"	観光交流センター	軽乗用車	2	
"	あぶくま荘	マイクロバス	1	
建設課	丸森町役場	普通乗用車	3	
"	"	軽乗用車	1	
"	"	2tトラック	3	
"	"	4tトラック	1	
教育委員会	バスプール	普通乗用車	2	
"	バスプール・学校	マイクロバス	11	
丸森病院	丸森病院	普通乗用車	2	
"	"	2tトラック	1	

3 - 21 学校施設状況

(1) 学校施設の状況

学校名	所在地	教室数	応急 教室数 (特別 教室等)	教職員数	児童 生徒数	屋内体育 施設面積	応急教育 時収容可 能人員数
丸森小学校	丸森町字菱川内 39-1	11	7	16	187	678	450
金山小学校	金山字下前川原 1-1	6	7	9	38	400	260
筆甫小学校	筆甫字中島 3-2	6	5	7	14	400	260
大内小学校	大内字横手 18	10	7	14	82	720	480
小斎小学校	小斎字古館 95	6	6	9	37	600	400
館矢間小学校	館矢間館山字玉川 29-1	9	7	14	162	513	340
大張小学校	大張川張字宮田 25	6	7	8	18	400	260
耕野小学校	耕野字入大 44-1	5	7	6	13	400	260
丸森中学校	丸森町字田町南 24-2	11	7	25	344	1,648	1,090

(2) 学校以外の教育施設の状況

施設名	所在地	施設概要 (m^2)		応急の教育時 収容可能者数
丸森まちづくりセンター	丸森町字鳥屋 120	R C 2 階 建 て	1,293	300
丸森町町民体育館	丸森町字花田 20	S 平 屋 建 て	892	400
金山まちづくりセンター	金山字下前川原 17	R C 2 階 建 て	351	100
筆甫まちづくりセンター	筆甫字和田 80-2	R C 平 屋 建 て	360	100
大内まちづくりセンター	大内字横手 82-1	R C 平 屋 建 て	882	300
小斎まちづくりセンター	小斎字山崎 63	R C 平 屋 建 て	356	100
館矢間まちづくりセンター	館矢間館山字大門 148-1	鉄 骨 平 屋 建 て	850	100
大張まちづくりセンター	大張大蔵字川前 39-1	R C 2 階 建 て	352	100
耕野まちづくりセンター	耕野字小屋館 7-4	R C 平 屋 建 て	357	100

第4章 その他

- 4 - 1 救急医療セット内容リスト
- 4 - 2 備蓄医療品リスト
- 4 - 3 気象庁震度階数関連解説表
- 4 - 4 臨時ヘリポートの設定基準
- 4 - 5 最低生活費の体系
- 4 - 6 災害援護資金の貸付け
- 4 - 7 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表
- 4 - 8 生活福祉資金貸付限度額一覧表
- 4 - 9 被災者生活再建支援制度
- 4 - 10 中小企業へ融資制度（間接融資）
- 4 - 11 農林業の災害復旧にかかる制度資金一覧表

4 - 1 救急医療セット内容リスト

(1) 医療器具等

区分	品名	規格	数量
診断用具	聴診器 血圧計 打診器 ペンライト 体温計 体温計	Wヘッド アネロイド型 テイラー式 デジタル表示式 水銀式	2個 2個 2本 5本 10本 2本
外科用具	縫合切開セット メスホルダー 替え刃メス " 縫合糸 糸付き縫合針 縫合針 " "	持針器・マチュー×1 止血鉗子(ペアン)×2 止血鉗子(コッヘル)×2 外科剪刀 曲×1 " 直×1 ピンセット(有鉤)×1 " (無鉤)×1 消息子×1 扁平鉤×2 アルミカスト×1 フェザー 3 フェザー 15/20枚入 ディスポ フェザー 11/20枚入 シルクブレード3-0 強彎 75mm 2-0号 強彎 1 10入 強彎 3 10入 強彎 5 10入	2式 2本 1箱 1箱 1袋 1箱 4袋 4袋 4袋
注射用具	注射器 " " " " 注射針 " " " 駆血帯	シリンジ 2.5ml/23G付 100入 5ml 100入 10ml 100入 20ml/針無 50入 ディスポ 18G 100入 21G 100入 23G 100入 井の内式	1箱 1箱 1箱 1箱 1箱 1箱 1箱 1箱 5本
輸液用具	輸液セット 輸血セット 輸液セット(小児用) 翼状針 ベニユーラ針	50入 50入 50入 21G 50入 21G 50入	1箱 1箱 1箱 1箱 1箱
熱傷用具	クーリングロール " クーリングシート クーリングセブン "	腕用 7.5×90cm 足用 20×90cm 顔用 35×45cm 各部用 大 12.5×20cm 小 10×15cm	2巻 2巻 1枚 1枚 1枚
骨折用具	バックホールドスプリント メディシーネ " アルフェンス " " サムスプリント	隠圧固定用 撥水性副子 大 " 中 1号(手首用) 2号(手首用) 9号(指用) ロール型副子	1組 2本 2本 3枚 2枚 5枚 2個

区	分	品名	規格	数量		
補	助	用	具	包帯	反巻 3列	3本
				"	" 4列	3本
				"	" 6列	3本
				三角巾	105×105×150cm 八折	40個
				サージカルテープ	1.2cm (1箱24入)	1箱
				"	5cm (1箱6入)	1箱
				救急絆	フリーサイズ	1箱
				"	3サイズ70枚	2箱
				網包帯	7mm×25m	1本
				"	30mm×25m	1本
				"	60mm×25m	1本
				救急包帯	20×20cm	5個
				"	10×15cm	5個
				創傷パット	470×150mm	20個
				"	320×130mm	20個
				"	220×85mm	20個
				傷あてパット	50×75m 100入	1箱
				滅菌ガーゼ	75×25m	1箱
				滅菌タオル包帯	1130×500mm	5枚
				"	830×340mm	5枚
				脱脂綿	500g	2個
				ディスポシート	120×100mm 20入	2袋
				プラスチック手袋	100枚入	1箱
				マスク	100枚入	1箱
				伸縮弾性包帯	75mm×5m	1本
				"	50mm×5m	1本
手術用手袋	7号 25組	1箱				
"	7.5号 25組	1箱				
そ	の	他	救急剪刀		3本	
			プラメタ駆血帯		1個	
			膿盆		2枚	
			シャーレ		2枚	
			アンプルケース		1個	
			消毒用ハケ		2本	
			懐中電灯	(単2乾電池2個付)	2個	
			ローソク	100号	4本	
			ライター		1個	
			輸液用ロープ	10m (S字フック5個付)	3本	
ケ	ー	ス	類	ハードケース	アルミ製	3個

(2) 医薬品リスト

区分	品名	規格	数量
消 毒 剤	ゴーショー	300ml	2 本
	消毒用エタノール	500ml	2 本
	逆性石けん	500ml	2 本
	ヒビテール	0.05% 500ml	2 本
鎮 痛 ・ 鎮 静 剤	ボルタレン	37.5 mg 100P	2 箱
	ボルタレンサボ	50 mg 50 個	1 箱
	オキミナス	100 mg 100T	2 箱
	コリオパン	10 mg 100T	1 箱
	ブスコパン注	20 mg 10A	1 箱
	フェノパール	10% 1ml 10A	1 箱
	アタラックスP	25 mg 1ml 10A	1 箱
麻 酔 剤	セルシン	2 mg 100T	1 箱
	キシロカイン	1% 2.5ml	1 箱
外 用 剤	キシロカインゼリー	2% 30ml 5本	1 箱
	テトラマイシン眼軟膏	3.5g	10 本
	ソフラチュール	10 枚	5 箱
	タッチロン	240 枚	3 箱
	ゲーベンクリーム	10 mg 500g	2 個
抗 生 物 質	ゲンタシン軟膏	10g	10 本
	クラビット	100 mg 100T	1 箱
補 液 剤	パセトクール	1g 10V	2 箱
	ブドウ糖	5% 500ml 20B	1 箱
	生理食塩水	500ml 20B	2 箱
	開始液1号	500ml 20B	2 箱
副腎皮質ホルモン剤	乳酸リンゲル液	500ml 20B	1 箱
	ソル・メドロール	500 mg 5V	4 箱
利 尿 剤	ラシックス	20 mg 2ml 10V	1 箱
止 血 剤	アドナ	0.5% 10ml 10A	2 箱
	トランサミンS	10% 10ml 10A	2 箱
呼 吸 促 進 剤	テラプチク静注	1.5% 3ml 30A	1 箱
循 環 器 用 剤	ニトロール	100T	1 箱
	ボスミン	0.1% 1ml 20A	2 箱
	プロタノールL	0.02% 1ml 10A	2 箱
そ の 他	グリセリン浣腸液	120ml, 60ml	10 本

4 - 2 備蓄医療品リスト

分類		名称	単位	数量	備考	
医療用医薬品等	衛生材料	輸液セット	25 本	800		
		注 射 器	5ml 用ディスボ	100 本	30	
			20ml 用ディスボ	50 本	30	
		包 帯 等	カット綿	100g	4,000	
			伸縮包帯	7 cm × 9m	2,000	
			"	5 cm × 9m	2,000	
	カットバン		7.5 cm × 2.5m × 2	2,000		
	ガーゼ			2,000		
	ユーキバン		1,000			
	医薬品	輸 液 等	生理食塩液	500ml × 20	600	
			開始液 1号	500ml × 20	600	
		解熱鎮痛消炎剤	ボルタレン	100C	250	
			オキミナス	100T	250	
			ボルタレンサボ	50 個	100	
		抗生物質製剤	クラビット 100mg	100T	250	
			パセトクール	1g × 10	400	
		滅菌消毒剤	消毒用エタノール	500ml	800	
			ヒビディール	20ml	1,200	
			ゴーショー	300ml	100	
		シ ッ プ 剤	タッチロン	240 枚	30	
外 皮 用 薬		ゲンタシン軟膏	10g	600		
		ゲーベンクリーム	500g	300		
		ソフラチュール	10	300		
利 尿 剤	ラシックス	2mg 10V	100			
止 血 剤	アドナ	0.5% 10A	300			
	トランサミン S	10% 10A	300			
緊急ショック用	ソル・メドロール 250	5v	200			
局 所 麻 酔 剤	1%キシロカイン	1% 2.5ml	600			
	キシロカインゼリー	2% 30ml × 5	300			
一般用医薬品	シ ッ プ 剤	シップ剤	18 枚	2,500	医師の治療	
	殺菌消毒薬	消毒薬スプレー	75ml	5,000	を必要とし	
	脱脂綿 包 帯 等	カット綿	50g	2,500	ない軽傷者	
カットバン (3サイズ)		24 枚	5,000	用		
公衆衛生用薬	塩化ベンザルコニウム	500g	2,500			
	次亜塩素酸ナトリウム	500g	2,500			

4 - 3 気象庁震度階数関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	階級	人間	屋内状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を思うとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。				
4.5								

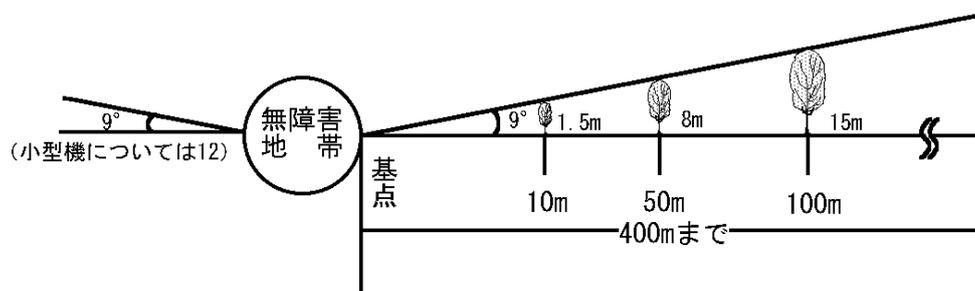
計測震度	階級	人間	屋内状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	盤・斜面
4.5	5(弱)	多くの人が、身の安全を思うとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 〔停電する家庭もある。〕	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5(強)	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなる。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 〔一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	
5.5	6(弱)	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 〔一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。〕	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6(強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 〔一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものがある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	〔広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。〕	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

ライフラインの〔 〕内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

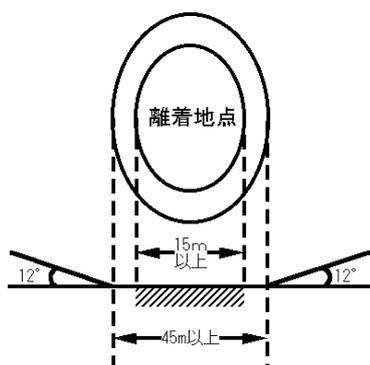
4 - 4 臨時ヘリポートの設定基準

- (1) 臨時ヘリポートを追加、あるいは見直す場合には、下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

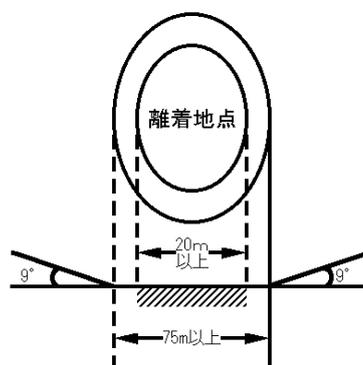
臨時ヘリポート図



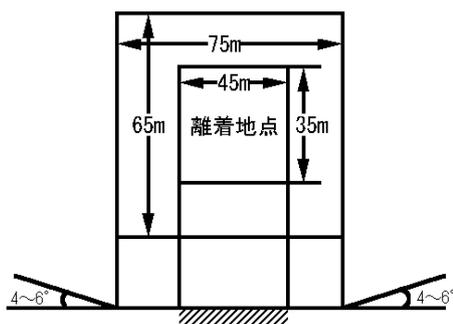
- a 小型機（OH-6）の場合
←無障害地帯→



- b 中型機（UH-1）の場合
←無障害地帯→

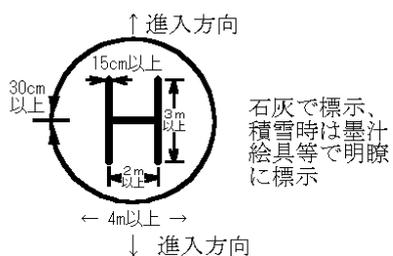


- c 大型機（CH-47, HSS-2B, SH60J）の場合
←無障害地帯→

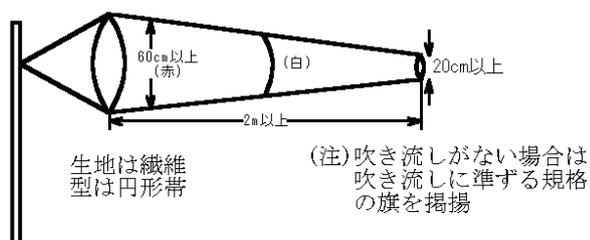


(2) 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

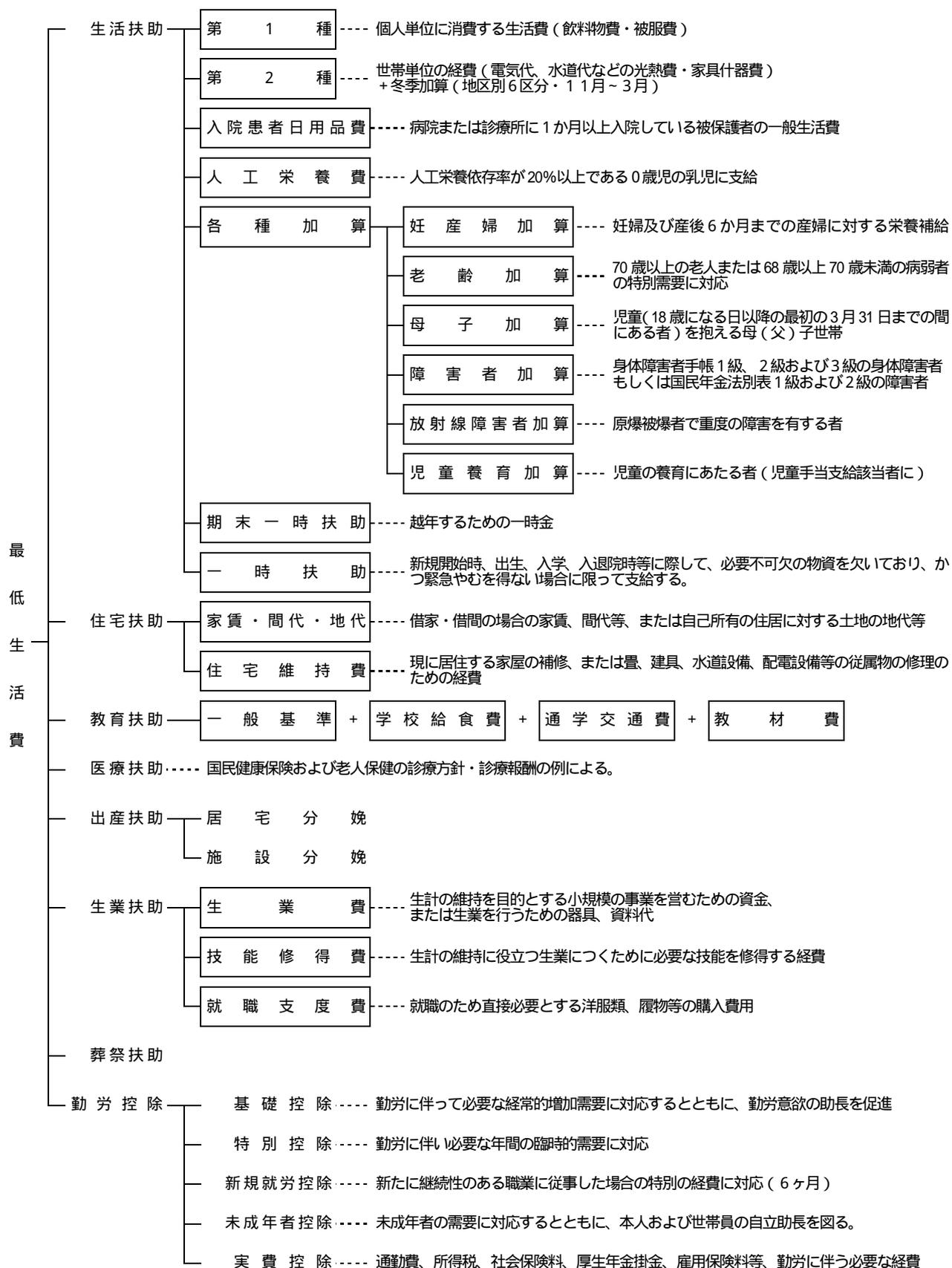
(ア) 記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



4 - 5 最低生活費の体系



4 - 6 災害援護資金の貸付け

災害援護資金	対象災害	自然災害 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害													
	貸付限度額	<table border="1"> <tr> <td>世帯主が1ヶ月以上の負傷</td> <td>150万円</td> <td rowspan="2">} 250万円</td> <td rowspan="5">} 270万円 (350)</td> <td rowspan="5">} 350万円</td> </tr> <tr> <td>家財の1/3以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>住居の半壊</td> <td>170万円(250)</td> </tr> <tr> <td>住居の全壊</td> <td>250万円(350)</td> </tr> <tr> <td>住居の全体が滅失</td> <td>350万円</td> </tr> </table>	世帯主が1ヶ月以上の負傷	150万円	} 250万円	} 270万円 (350)	} 350万円	家財の1/3以上の損害	150万円	住居の半壊	170万円(250)	住居の全壊	250万円(350)	住居の全体が滅失	350万円
世帯主が1ヶ月以上の負傷	150万円	} 250万円	} 270万円 (350)	} 350万円											
家財の1/3以上の損害	150万円														
住居の半壊	170万円(250)														
住居の全壊	250万円(350)														
住居の全体が滅失	350万円														
貸し付け条件	所得制限	(世帯人員)	市町村税における総所得金額												
		1人	220万円未満												
		2人	430万円未満												
		3人	620万円未満												
		4人	730万円未満												
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満												
			ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。												
利率	年3% (据置期間は無利子) 東日本大震災の被災者は無利子 (保証人がない場合は年1.5%)														
据置期間	3年 (特別の場合5年) 東日本大震災の被災者は6年 (特別の場合8年)														
償還期限	10年 (据置期間を含む) 東日本大震災の被災者は13年 (据置期間を含む)														
償還方法	年賦又は半年賦														

4 - 7 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

資金種別	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	償還の方法	利率	備考
事業開始	母父	2,830,000円	-	貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内	年賦 半年賦	無利子 又は 年1%	母子・父子福祉団体 4,260,000円
事業継続	"	1,420,000円	-	貸付の日から6か月間	据置期間経過後7年以内	"	"	母子・父子福祉団体 1,420,000円
修学	児童 子等	下記別表のとおり	就学期間中	卒業後 6か月間	据置期間経過後 20年以内	"	無利子	専修学校（一般課程） の場合5年以内償還
技能 修得	母 父	〔一般〕月額 68,000円 〔特別〕一括 816,000円 *特別 460,000円	技能修得期間 中 5年以内	技能修得後 1年間	据置期間経過後 20年以内	"	無利子 又は 年1%	*自動車運転免許の取 得に係るもの
修業	児童 子等	月額 68,000円 *特別 460,000円	知識技能修得 期間中 5年以内	知識技能修得後 1年間	据置期間経過後 6年以内	"	無利子	*自動車運転免許の取 得に係るもの
就職 支度	母 父 児童 寡婦	一般 100,000円 *特別 330,000円	-	貸付の日から 1年間	据置期間経過後 6年以内	"	無利子 又は 年1%	*通勤のための自動車 購入が認められる場合 330,000円
医療 介護	"	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円	-	医療期間満了後 6か月間	据置期間経過後 5年以内	"	"	
生活	母 父 寡婦	一般 月額 103,000円 （養育費取得に係る裁判 費用については、一括貸付 上限額 1,236,000円） 生計中心者でない場合 69,000円 技能 月額 141,000円	技能習得期間 中3年以内、医 療又は介護を 受けている期 間1年以内、離 婚した日から 1年以内、配偶 者のいない女 子になってか ら7年未満	技能修得後、 医療期間満了後 又は生活安定 貸付期間満了後 6か月間	技能修得 20年以内 医療、介護、失 業 5年以内 生活安定 8年以内	"	"	
住宅	"	1,500,000円 *特別 2,000,000円	-	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 6年以内 特別 7年以内	"	"	*災害時等により住宅 が全壊した場合で特に 必要が認められる場合 や老朽等による増改築 （移転改築を含む）を 行う場合
転宅	"	260,000円	-	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 3年以内	"	"	
就学 支度	児童 子等	ア 小学校 40,600円 イ 中学校 47,400円 高校 自宅 150,000円 ウ高専 自宅外 160,000円 専修 自宅 370,000円 大学 自宅外 380,000円 工短大	高校卒業者が 修業する場合 は 自宅 90,000円 自宅外100,000円 （ただし、中学 卒業者の場合 は、ウに準ず る）	卒業後 6か月間	据置期間経過後 10年以内	"	無利子	専修学校のその他の課 程修業施設に係るもの は、5年以内償還 ウで私立の場合は 260,000円 エで私立の場合は 210,000円 を限度として加算可 （入学時納入資金）
結婚	母 父 寡婦	300,000円	-	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 5年以内	"	無利子 又は 年1%	

(注) 高校、高等専門学校、専修学校に就学中の児童又は修業施設において知識技能を修得している児童が18歳に達したことにより児童扶助手当、母子年金等の給付を受けることができなくなった場合の就学資金又は修業資金の限度額は児童扶養手当相当額を加算した額とする。

別表

(単位：円)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000
短期大学 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	76,500	76,500			
	私立	自宅通学	79,500	79,500			
		自宅外通学	90,000	90,000			
大 学	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学	76,500	76,500	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	81,000	81,000	81,000	81,000	
		自宅外通学	96,000	96,000	96,000	96,000	
専修学校 (一般課程)			48,000	48,000			

4 - 8 生活福祉資金貸付限度額一覧表

1. 福祉資金・福祉費

対象経費	対象世帯	貸付額	据置期間	償還期間
生業を営むために必要な経費（生業費）	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	460万円以内	貸付の日 （分割による交付 の場合は、最終貸付 日）から6 か月以内	20年以内
技能習得に必要な経費及び期間中の生計に維持するために必要な経費（技術習得費）	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	技能を習得する機関が 6か月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以内 580万円以内		8年以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費（住宅修繕費）	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	250万円以内		7年以内
福祉用具等の購入に必要な経費（福祉用具購入費）	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	170万円以内		8年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費（自動車購入費）	障害者世帯	250万円以内		8年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	513.6万円以内		10年以内
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費（療養費）	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	療養期間が ア．1年を超えないとき 170万円以内 イ．1年を超えて1年6 か月以内のとき 230万円以内		5年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を推進するために必要な経費（介護等費）	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	サービスを受ける期間が ア．1年を超えないとき 170万円以内 イ．1年を超えて1年6 か月以内のとき 230万円以内		5年以内
災害を受けることにより臨時に必要な経費（災害臨時費）	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	150万円以内		7年以内
冠婚葬祭に必要な経費（冠婚葬祭費）	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	50万円以内		3年以内

対象経費	対象世帯	貸付額	据置期間	償還期間
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 (転居・給排水設備等)	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	50万円以内	貸付の日 (分割による交付の場合は、最終貸付日)から6か月以内	3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	50万円以内		3年以内

2. 教育支援基金

	高等学校 専修学校 (教育課程)	高等専門学校	短期大学 専修学校 (専門課程)	大学
教育支援費	月額 35,000 円 以内	月額 35,000 円 以内	月額 35,000 円 以内	月額 35,000 円 以内
就学支援費	500,000 円以内 (入学時のみ 1 回限り)			

4 - 9 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援基金
財団法人都道府県会館

この制度は、平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯(「被災世帯」)に、被災者生活再建支援金(「支援金」)を支給し、生活の再建をするものです。

平成19年11月の支援法の改正により、これまでの複雑な支援金の申請手続きが大幅に改善され、住宅の程度と再建方法に応じて定額渡し切り方法となった支援金は、使い途の制限もなくなり、被害者にとって大変利用しやすい制度となりました。

1 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象によって住宅に被害があった場合を対象としております。

2 制度の対象となる被災世帯

住宅が全壊した世帯(全壊世帯)

住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
(解体世帯)

災害により危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
(長期避難世帯)

住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
(大規模半壊世帯)

3 基礎支援金：住宅の「被災程度」に応じて支給する支援金です。

被害程度	支給金額(単位：万円)	
	複数世帯	単数世帯
全壊	100	75
大規模半壊	50	37.5
解体 (半壊解体、大規模半壊解体、敷地被害解体)	100	75
長期避難	100	75

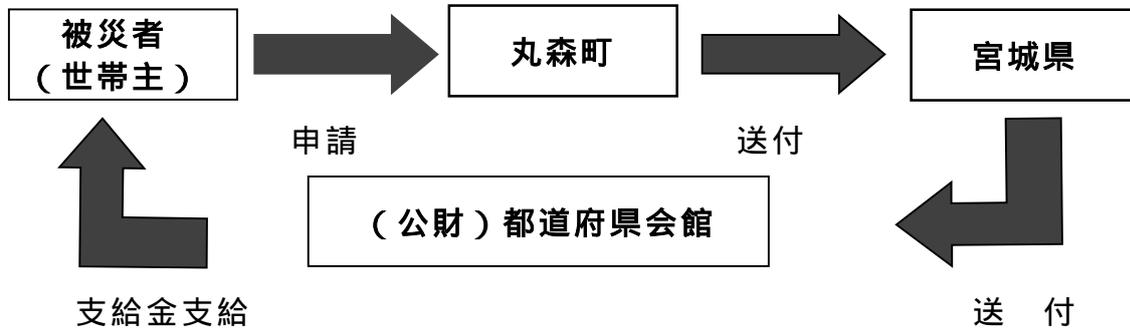
4 加算支援金：住宅の「再建方法」に応じて支給する支援金です。

再建方法	支給金額(単位：万円)	
	複数世帯	単数世帯
建設・購入	200	150
補修	100	75
賃貸(公営住宅を除く)	50	37.5

5 申請方法と必要書類

申請窓口は被災当時お住まいの市町村となります。

なお、市町村へ申請して頂いた申請書は、県で取りまとめた後、支援法人である（公財）都道府県会館に送付され、審査を経て、支援金の支給となります。



申請書類一覧表

	書類名	備 考
基礎 加算 共通	申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村窓口にて配布 ・もしくは宮城県のホームページよりダウンロード可能 (宮城県 総務部 消防課 管理調整班)
基礎	り災証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が発行 ・「長期避難」の場合不要。
	世帯全員の住民票 (外国人登録済証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が発行
	世帯主名義の預金通帳写し	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主名義 ・銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義のフリガナ記載のあるもの
	解体証明書 (「解体」で申請する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が発行 ・建物登記の閉鎖事項証明書 (滅失登記簿謄本)でも可(法務局で発行)
加算	応急危険度判定結果 (「敷地被害解体」で申請する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が発行 敷地被害が認められ、解体する場合のみ可能 ・敷地の修復工事の契約書の写しでの可
	契約書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅を「建設・購入」、「補修」または「(民間)賃貸」ことが分かるもの

4 - 10 中小企業へ融資制度(間接融資)

間接融資とは、県が貸付原資の一部を取扱機関に預託し、それに取扱金融機関の資金を加え融資枠を設定し、定められた融資条件の範囲内で金融機関の判断に基づき融資が行われるものです。

融資制度名		融資対象者	融資限度	利率 (年率)	期間 (据置)
中小企業 経営 安定 資金	一般枠	県内に主たる事務所、事業所を有する次のいずれかの偉業 1) 経営基盤、経営体質の改善を必要とする企業 2) 経済変動等外部要因により経営が不安定化している企業	一企業 8,000 万円	1年以内 1.60% 1年超 2.00%	運転7年以内 (1年以内) 設備10年以内 (1年以内)
	別枠 災害関連	県内の多数の中小企業者に与えられた災害が甚大であると認められる場合、その災害により被害を受け、緊急の資金を必要とする企業 災害の指定...知事 対象者の認定...市町村長	一企業 5,000 万円	1年以内 1.70% 災害関係保証適用の場合は 1.65% 以内	運転・設備とも10年以内 (2年以内)
小規模 事業 資金	小口事業資金	従業員20人(商業・サービス業5人)以下の企業 (商工会議所・商工会が指導し斡旋)	一企業 1,250 万円	1年以内 1.55% 1年超 1.95%	運転・設備とも7年以内 (6ヵ月以内)

4 - 11 農林業の災害復旧にかかる制度資金一覧表

区分	資金の種類	融資の対象となる事業	貸付対象者	利率(年利)	貸付限度額	償還期間(据置期間)
農業関係資金	農業基盤整備基金	農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	0.16% ~ 0.30%	融資率 100%	25(10)年以内
	農業災害対策資金 農業者利子補給補助金(県単資金)	天災の被害により、減収や費用負担を生じた農林業者の営意欲の増進と農林業経営の再建への補給 1号資金 農林業者の農林業経営の再建に必要な資金 2号資金 天災資金及び農林漁業セーフティネット資金に定める経費 3号資金 損害賠償金が支払われるまでに必要な当面の運転資金	1号資金 天災により平年の農林業所得の2割以上となる被害を受け、農林業経営の維持が困難となる個人及び団体 2号資金 天災資金及び農林業セーフティネット資金に定める農林業を営む個人及び団体 3号資金 福島第一原子力発電所の事故により、出荷制限を受けたことに伴い減収や費用負担を生じた農林業を営む個人及び団体	農林漁業のセーフティネット資金を参考とし、災害の都度知事が定める。	1号資金 個人 150万円 団体 300万円 2号資金 個人 150万円 団体 300万円 3号資金 1,000万円	1号資金 5(1)年以内 2号資金 両資金の貸付実行日又は災害都度知事が定める日のいずれか早い日 3号資金 7(1)年以内
	農林漁業施設資金(災害復旧)	農林漁場施設等の復旧資金 果樹の改植等(主務大臣指定施設) 個人施設(主務大臣指定施設) 共同利用施設	農林漁協を営む者 農業共同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等	0.10%	負担額の80%又は1施設当りの300万(特認600万円)のいずれか低い額(共同利用施設は負担額の80%)	15(3)年以内 果樹:25(10)年以内 共同利用施設:20(3)年以内

区分	資金の種類		融資の対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	貸付限度額	償還期間(据置期間)
林業関係資金	林業整備	造林資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗育成の事業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、農協	0.3%	15年以内	3年以内
		林道資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.45%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設	業資金	共同利用施設 木炭倉庫・その他 共同利用施設の復旧	森林組合・同連合会、農協・同連合会、中小企業等協同組合、5割法人・団体	0.9%	20年以内	3年以内
			主務大臣指定施設 林業用施設等の復旧	林業を営む者	0.3%	15年以内	3年以内
	農林漁業 セイネット 資金	業資金	災害で被害を受けたときや社会的・経済的環境の変化により 的資金繰りに支障している場合	林業を営む者	0.16% ～ 0.18%	20年以内	

様式 - 1 避難者カード

避難者カード

No. _____

欄は、避難所担当職員が記入する欄です。記入しないようにしてください。

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

住所						緊急連絡先	
氏名	続柄	性別	年齢	入所日	事務所記入欄		
					退所日	備考	
計	男 名	女 名	計 名				

注1：1家族ごとに1葉の避難者カードを配付し、記入を求めること。

注2：欄は、避難所担当職員が記入すること。

様式 - 2 避難者名簿（町民用）

避難者名簿（町民用）

No. _____

避難所名				担当職員名					
番号	氏名	性別	年齢	住所	緊急連絡先	職業	入所日	退所日	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

様式 - 3 避難者名簿（町民以外用）

避難者名簿（町民以外用）

No. _____

避難所名				担当職員名					
番号	氏名	性別	年齢	住所	緊急連絡先	職業	入所日	退所日	備考
1									1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
2									1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
3									1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
4									1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
5									1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
6									1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
7									1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
8									1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
9									1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他
10									1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他

避難所収容状況表

No. _____

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

日	時	避難室名	避難者収容状況							救護・救助実施状況								備考		
			世帯数	男			女			合計	給食支給状況		救助物資支給				物資貸与状況		要援護人員	
				~64	65~	計	~64	65~	計		ミルク	給食数	品名	数量	世帯数	人員	品名			数量
月	8時																			
	12時																			
	18時																			
日	8時																			
	12時																			
	18時																			
月	8時																			
	12時																			
	18時																			
日	8時																			
	12時																			
	18時																			
月	8時																			
	12時																			
	18時																			
日	8時																			
	12時																			
	18時																			

- 注 1 : 避難室ごとに記入する。
 2 : 物資の支給等は1日分をとりまとめて、室毎に記入する。
 3 : 要援護人員は内書きとする。
 4 : 備考欄には、障害者等要援護者対策の要否、貸与物資の返還、消毒の実施等参考とすべき事項を記入する。

様式 - 6 被害状況報告

[様式第2号(その1)]

被害状況報告(即報・第 報・確定)

災害名				区分		単位	被害	
報告時点		月 日 時 現在		火災発生	建物		件	
市(区)町村名					危険物		件	
課 係 名					その他		件	
報告者名					119 通報	火災通報		件
						緊急通報		件
区分		単位	被害	被害概況(震度4以上の地震発生時)				
人的被害	死者		人	庁舎施設の状況	庁舎被害		有・無	
	行方不明者		人		庁舎内の異常		有・無	
	負傷者	重傷	人		電気の使用		不可・可	
		軽傷	人		水道の使用		不可・可	
住家被害	全壊		棟		庁舎周辺の状況	一般電話回線の支障		有・無
			世帯			都市ガス		不可・可
			人			家屋の倒壊		有・無
	半壊		棟			火災の発生		有・無
			世帯			電気の使用		不可・可
			人			水道の使用		不可・可
	一部破損		棟	災害対策本部等の設置状況		一般電話回線の支障		有・無
			世帯			都市ガス		不可・可
			人					
	床上浸水		棟			災害対策本部設置		月 日 時 分
			世帯		災害対策本部廃止		月 日 時 分	
			人		警戒本部等設置		月 日 時 分	
床下浸水		棟	警戒本部等廃止		月 日 時 分			
		世帯						
		人						
非住家	公共建物(全・半壊)		棟		消防職員出動延人数		人	
	その他(全・半壊)		棟	消防団員出動延人数		人		

〔様式2号(その2)〕

市町村コード() 市(区)町村名()

〔氏名等記載欄の下に被害に至った状況を記載〕 人的被害の詳細	被害区分	氏名	性別	年齢	住所		
〔種別には指示・勧告・自主の種別を記載〕 避難勧告等の状況	地区名	種別	勧告等日時	勧告 世帯/人数	実避難 世帯/人数	避難場所	解除日時
1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況							

〔様式2号(その3)〕

市町村コード() 市(区)町村名()

1 住家被害の状況

(1) 全壊・半壊・一部破損

被害区分	住 所	被害に至った状況(要因, 損傷の程度, 人的被害の有無等)

(2) 床上・床下浸水

被害区分	地 区 名	棟 数	世帯数	人 数

2 非住家被害の状況

(1) 公共建物

被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況(要因, 損傷の程度等)

(2) その他の建物

被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況(要因, 損傷の程度等)

様式 - 7 人的被害調査票

人的被害調査表		所属	
被害の区分		調査内容	
死者	住所		
	氏名 性別・生年月日	男・女 明・大・昭・平 年 月 日 才	
	死亡原因		
行方不明	住所		
	氏名 性別・生年月日	男・女 明・大・昭・平 年 月 日 才	
負傷者	重傷	住所	
		氏名 性別・生年月日	男・女 明・大・昭・平 年 月 日 才
		負傷原因	
	負傷	負傷箇所	
		処置	
		住所	
	軽傷	氏名 性別・生年月日	男・女 明・大・昭・平 年 月 日 才
		負傷原因	
		負傷箇所	
処置			
備考	調査日時： 年 月 日 時 分		

男・女 明・大・昭・平は で囲むこと。

様式 - 8 道路・橋梁等被害調査票

道路・橋梁等被害調査票		所属	
被害の区分		調査内容	
道 路	道路の種類別	国道・県道・町道・農道・林道	
	路線名及び巾員	線	巾員 m
	被害の場所		
	自動車の通行	可能	不可能
	被害の程度		
	復旧の状況		
橋 梁	橋梁の種類別	国道・県道・町道・農道・林道	
	被害の場所		
	被害の程度	一部流出	全部流出
	復旧の状況		
堤 防	河川の種類別	1級河川	2級河川 準用河川 普通河川
	被害の場所		
	被害の程度	決壊	はんらん
田 畑	冠水	田	アール 畑 アール
	流水	田	アール 畑 アール
	陥没	田	アール 畑 アール
崖 く ずれ	被害の場所		
	被害の程度		
備考	調査日時： 年 月 日 時 分		

様式 - 10 登庁途中における災害状況報告書

登庁途中における災害状況報告書

参集場所		日時	年 月 日 時より 時まで
参集ルート 及び方法	自宅() 当施設 徒歩・自転車・バイク・その他()		
所属・氏名	(部 班 課 係) 氏名		
被害状況項目	被害状況等		
住民・災害弱者に対する救出・応急救護の状況			
建物施設等の崩壊・損傷状況			
火災発生、延焼、消防活動の状況(阻害要因)			
道路・鉄道等交通施設の状況			
ライフラインの状況			
地区の全体的な状況			
避難場所等の状況			
その他			

様式 - 1 1 災害概況即報

〔様式第1号〕

災害概況即報

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		名	称						
			設	置	日	時				

様式 - 12 放送要請書

年 月 日 時 分 発

放送 殿

丸森町長

災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。

1 災害の種類	洪水、津波、地震、火災、その他（ ）
2 要請理由	イ 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため ロ 災害時の混乱を防止するため ハ その他（ ） 《県独自の判断、（ ）市町村からの要請》
3 放送事項	別紙のとおり
4 放送希望日時	イ 直ちに ロ 月 日 時
5 その他特記事項	

発信者	(所属)	受信者	(所属)
	(職氏名)		
	(連絡先)		
	有線 _____		
	無線 _____		

各放送局におかれては、放送日時等を決定され次第、発信者にご連絡下さい。

様式 - 17 災害時における物資の供給等について（要請）

第 号
年 月 日

丸森町商工会
会 長

殿

丸森町長

災害時における物資の供給等について（要請）

年 月 日に締結した災害時における物資の供給に関する協定書に基づき、
次のとおり要請いたします。

記

- 1 要請日 年 月 日（ ）
- 2 要請物質 別紙のとおり
- 3 配送先 別紙のとおり
- 4 その他

様式 - 18 災害時における物資の供給等について（報告）

第 号
年 月 日

丸森町長 殿

丸森町商工会
会 長

災害時における物資の供給等について（報告）

年 月 日付け、丸 第 号で依頼のあったこのことについて次のとおり報告します。

記

- 1 要請日 年 月 日（ ）
- 2 要請物質 別紙のとおり
- 3 配送先 別紙のとおり
- 4 その他

義援金品領収書

No. _____

金額 ￥ _____

.....

.....

.....

.....

.....

以上のとおり受領いたしました。

ご厚意に厚く御礼申し上げます。

平成 年 月 日

_____ 殿

丸森町災害対策本部長

印

丸 森 町 長

印

様式 - 21 自衛隊災害派遣要請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

丸森町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

1 災 害 の 種 類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派 遣 を 希 望 す る 期 間	
4 派 遣 を 希 望 す る 区 域 及 び 活 動 内 容	
5 派 遣 先 の 責 任 者 、 連 絡 先	
6 派 遣 先 へ の 最 適 経 路	
7 参 考 と な る べ き 事 項	

様式 - 2 2 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

丸森町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり
部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

様式 - 35 け災証明書交付簿

け災証明書交付簿

受付年月日	証明書番号	申請者の住所 氏名	交付枚数	取扱者	備考
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					

様式 - 36 リ災証明交付申請書

証明番号	第 号
------	-----

この欄は記入しないで下さい。

り災証明交付申請書

丸森町長殿	申請年月日	年 月 日
申請者	住所 氏名	印 電話
代理者	住所 氏名	印 電話

証明書 の 提出先 及び 理由	提出先	必要な 証明書数	通
	理由		
り災日時	年 月 日 時 分頃		
り災物件の 所在地			
申請者と り災物件 との関係	所有者 ・ 管理者 ・ 占有者 ・ その他 ()		
り災内容			

(注) 1. 申請者の欄には、現在住んでいる場所を記入して下さい。

2. 証明書の提出先及び理由欄には、あなたが証明書を提出する役場名又は会社名を記入し、その下に提出する理由を記入してください。

例) (株) 保険 - 保険金の請求

3. り災物件がアパート、マンション等の場合は、り災物件の所在地欄にその名称、棟、階、号室まで記入してください。

4. 申請者とり災物件との関係欄は、該当するものを で囲んでください。

5. り災内容欄には、り災状況を具体的に記入してください。

例1) 年 月 日台風 号の豪雨により、床上 cmまで浸水し、畳・家財道具等が水損した。

例2) 年 月 日発生した地震により、建物西側の崖が崩壊し、くずれた土砂によって m²の住居のうち約 m²が損壊した。

様式 - 37 り災証明書

証明番号	第	号
------	---	---

り災証明書

申請者 住所
氏名

印 電話

証明書 の提出先 及び理由	提出先 理由
り災日時	年 月 日 時 分頃
り災物件の所在地	
申請者とり災物件 との関係	所有者 ・ 管理者 ・ 占有者 ・ その他 ()
り災内容	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

丸森町長

印

様式 - 38 災害等情報送受信票

災害等情報送受信票

送受信	月日	時刻	地区	取扱者
送・受	月 日	時 分	丸森・筆甫・大内・金山・ 小斎・館矢間・大張・耕野	氏名

情報伝達手段	情報発信元
電話・無線・直接・その他	氏名 電話番号

被害の区分		調査内容
人的被害	被害者住所	丸森町
	被害者氏名	
	性別・生年月日	男・女 明・大・昭・平 年 月 日 才
	負傷状況・原因・箇所	重体・重傷・軽傷
ほ 住 か 居	名称・種別	住居・物置・その他
	被害の場所	丸森町
	被害の程度	冠水・流水・陥没・倒壊・倒木・その他
道 路	被害の場所	丸森町 () 線) 国・県・町・農・林
	自動車の通行	可能・不可能
	被害の程度	決壊・流出・法欠・崩土・崩壊・路面洗欠・その他 延長() m) 幅員() m) 高さ() m)
橋 梁	被害の場所	丸森町 () 橋) 国・県・町・農・林 () 川・沢) 1・2・準・普・町
	自動車の通行	可能・不可能
	被害の程度	一部流出・全部流出・その他 延長() m) 幅員() m) 高さ() m)
河 川	被害の場所	丸森町 () 川) 1・2・準・普
	被害の程度	破堤・決壊・法欠・法崩・裏欠・その他 延長() m) 幅員() m) 高さ() m)
田畑農業施設	被害の場所	丸森町 田・畑・水路・ため池・その他
	被害の程度	冠水・流水・陥没・その他 面積() m × () m = () m ²)
		流失・決壊・法崩・裏欠・その他 延長() m) 高さ() m)
被災の状況		

処 理	
--------	--